

南三陸町地域防災計画

地震災害対策編

平成28年6月

南三陸町防災会議

第1編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	各機関の役割と業務大綱	7
第3節	南三陸町を取り巻く地震環境	14
第4節	対象とする地震	29

第2章 災害予防対策

第1節	総則	31
第2節	地震に強いまちの形成	33
第3節	地盤にかかる施設等の災害対策	36
第4節	海岸保全施設等の整備	40
第5節	交通施設の災害対策	43
第6節	都市の防災対策	45
第7節	建築物等の耐震化対策	46
第8節	ライフライン施設等の予防対策	49
第9節	危険物施設等の予防対策	52
第10節	防災知識の普及	54
第11節	地震防災訓練の実施	60
第12節	自主防災組織等の育成	63
第13節	ボランティアの受入	67
第14節	企業等の防災対策の推進	70
第15節	地震調査研究等の推進	72
第16節	情報通信網の整備	73
第17節	職員の配備体制	76
第18節	防災拠点等の整備	79
第19節	相互応援体制の整備	81
第20節	医療救護体制の整備	84
第21節	火災予防対策	88
第22節	緊急輸送活動対策	91
第23節	避難対策	94
第24節	避難収容対策	99
第25節	食料、飲料水及び生活物資の確保	104
第26節	避難行動要支援者・外国人対策	107
第27節	複合災害対策	111
第28節	廃棄物対策	113
第29節	積雪寒冷地における地震災害予防	114

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	115
第2節	情報の収集・伝達体制	125

第3節	災害広報活動	137
第4節	相互応援活動	141
第5節	災害救助法の適用	144
第6節	自衛隊の災害派遣	147
第7節	救急・救助活動	153
第8節	医療救護活動	156
第9節	消火活動	160
第10節	交通・輸送活動	164
第11節	ヘリコプターの活動	172
第12節	避難活動	175
第13節	応急仮設住宅等の確保及び被災建築物等の応急危険度判定	187
第14節	相談活動	192
第15節	避難行動要支援者・外国人対策	193
第16節	家庭動物（ペット）の収容対策	197
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	198
第18節	防疫・保健衛生活動	207
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	211
第20節	廃棄物処理活動	214
第21節	社会秩序の維持活動	218
第22節	教育活動	219
第23節	防災資機材及び労働力の確保	224
第24節	公共土木施設等の応急対策	229
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	232
第26節	危険物施設等の安全確保	237
第27節	農林水産業の応急対策	239
第28節	二次災害・複合災害防止対策	242
第29節	応急公用負担等の実施	245
第30節	ボランティア活動	248
第31節	海外からの支援の受入	250

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	251
第2節	生活再建支援	254
第3節	住宅復旧支援	260
第4節	産業復興の支援	262
第5節	都市基盤の復興対策	263
第6節	義援金の受入、配分	265
第7節	激甚災害の指定	266
第8節	災害対応の検証	269

第1章 総則

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこの地震に伴い発生した大津波(以下「東日本大震災」という。)は、人知を超えた猛威をふるい、町内に甚大な被害を与えた大災害であった。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合には、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命を失わないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ合わせて災害に備えていく。

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、町内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、町その他の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、南三陸町の地域における防災活動の効果的かつ具体的な実施を図り、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は、大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあっても、この計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

本町は、法第3条の規定に基づき、町全域が推進地域に指定されている(平成18年内閣府告示第58号)。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく「南三陸町地域防災計画」で、地震による災害に関し「地震災害対策編」として南三陸町防災会議が作成する計画であり、本町における地震防災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

本町では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い

を守る「共助」、そして国や県、地方公共団体等が行政の施策として行う「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策の取りうる手段を組み合わせ、町域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

第3 計画の修正

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期す。

なお、今回（平成26年3月）の修正においては、平成18年12月に作成した計画について、震災対策編を地震災害対策編と津波災害対策編とに改め、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込む大幅な見直しを行った。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

大津波が襲来し、沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、平成24年度に町で実施した「災害検証業務」や宮城県がまとめた「宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

(3) 国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、地震災害対策編の見直しに反映する。

本計画作成時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用するものである。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

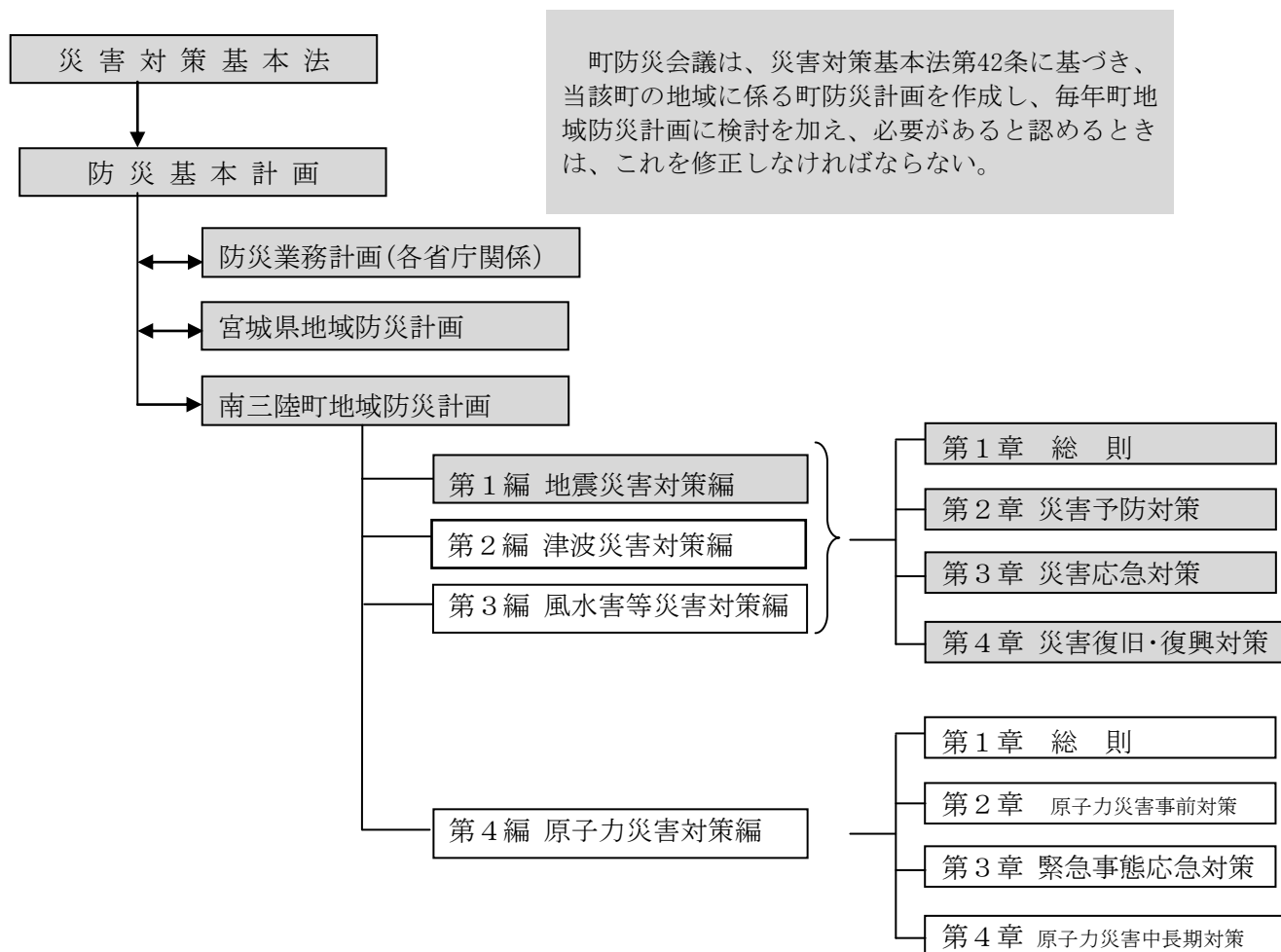
2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策



第5 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、町域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、町の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、町が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることに備えることとする。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要がある。そのため、町の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

5 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

町は、地震災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」には限界があることから、町民一人一人が防災に対する意識を高め、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模地震の発生時の二次災害（余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等）を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時の災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

8 避難行動要支援者対応

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等、避難行動要支援者の対策の充実・強化を推進する。

9 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時における情報通信の重要性にかんがみ、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うこととする。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における町民の参画及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

町は、その他の防災関係機関と連携して、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟等に務め、災害への対応能力を高める。また、この計画の内容を地域住民に常に周知徹底することとする。

第7 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

使用する用語	用語の意義
町防災計画	南三陸町地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
町災対本部	南三陸町地震災害対策本部をいう。
町本部長	南三陸町地震災害対策本部長をいう。
警戒本部	南三陸町地震災害警戒本部をいう。
現地災対本部	南三陸町地震現地災害対策本部をいう。
県災対本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。
水防計画	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第32条に基づき、水防管理団体として南三陸町が定める水防計画をいう。
水防本部	南三陸町水防本部をいう。
防災関係機関	南三陸町、宮城県、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部及び町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。
消防本部	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部をいう。
消防団	南三陸町消防団をいう。
警察署	南三陸警察署をいう。
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる建物で、町が指定するものをいう。
避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場、グラウンド等で、町が指定するものをいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

使用する用語	用語の意義
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化してゆく。また、町その他の防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

南三陸町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条に基づく南三陸町防災会議条例（平成17年南三陸町条例第15号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 町災対本部等

南三陸町の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策基本法に基づく町災対本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置する。

第3 各機関の役割

1 南三陸町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、南三陸町の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体(漁業協同組合、農業協同組合等)及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 町民

- (1) 町民一人一人は、「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 「最低3日間・推奨1週間」分の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 地域内の住民は、各地域における自主防災組織への加入や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内等にとどめておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資(「最低3日間・推奨1週間」分の食料や飲料水)の備蓄等に努める。

第4 処理すべき業務の大綱

町その他の防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 町

- (1) 南三陸町防災会議及び町災対本部に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導に関すること。
- (3) 防災に関する施設・設備の整備に関すること。
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関すること。
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災対本部に対する報告に関すること。
- (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設に関すること。
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施に関すること。
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助に関すること。
- (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施に関すること。
- (11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関すること。
- (12) 公立保育所(園)、小・中学校の応急教育対策に関すること。
- (13) 町立学校施設の災害対策に関すること。

- (14) 町立学校児童生徒の安全対策に関する事。
- (15) 災害ボランティアによる防災活動の環境整備に関する事。
- (16) 災害時におけるごみ、し尿、その他の清掃活動に関する事。
- (17) 医療救護対策に関する事。
- (18) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務に関する事。
- (19) その他災害発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置に関する事。

2 一部事務組合（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）

- (1) 災害情報等の収集及び警戒・警報等の広報に関する事。
- (2) 水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- (3) 水害、火災及びその他の災害、救急、救助の情報に関する事。
- (4) 人命の救助、応急救護及び救急に関する事。
- (5) 危険物施設、消防用設備及び火気使用設備器具等の規制指導に関する事。
- (6) 町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。
- (7) 消防計画の作成(修正)に関する事。

3 県の機関

- (1) 気仙沼地方振興事務所
 - ア 宮城県災害対策本部気仙沼地方支部運営の総合調整に関する事。
 - イ 町その他の防災関係機関等との連絡調整に関する事。
 - ウ 被害情報の収集・報告等に関する事。
 - エ 県職員の初動派遣等に関する事。
 - オ 自衛隊の災害派遣に関する事務に関する事。
 - カ 消防対策に関する事務に関する事。
 - キ 町民相談に関する事。
 - ク 商工業対策に関する事。
 - ケ 食糧供給対策に関する事。
 - コ 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進に関する事。
 - サ 農林業対策に関する事。
 - シ 海岸保全対策に関する事。
 - ス 水産対策に関する事。
 - セ 漁港対策に関する事。
 - ソ 農業農村基盤整備事業対策に関する事。
- (2) 気仙沼保健福祉事務所
 - ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく災害救助事務に関する事。
 - イ 生活福祉に関する事。
 - ウ 医療救護に関する事。
 - エ 防疫対策に関する事。
 - オ その他保健環境対策に関する事。
- (3) 気仙沼土木事務所
 - ア 水防・住宅対策に関する事。
 - イ 道路の災害予防及び災害復旧に関する事。
 - ウ 交通施設、障害物の除去その他土木建築対策に関する事。

エ 港湾対策に関すること。

4 指定地方行政機関

- (1) 東北森林管理局宮城北部森林管理署
 - ア 山火事防止対策
 - イ 災害復旧用材(国有林材)の供給
 - ウ 林道の適正な管理
- (2) 東北経済産業局
 - ア 工業用水道の応急・復旧対策
 - イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の受給対策
 - ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (3) 第二管区海上保安本部宮城海上保安部気仙沼海上保安署
 - ア 災害予防
 - (ア) 防災訓練に関する事項
 - (イ) 海上防災講習会等啓発活動に関する事項
 - (ウ) 調査研究に関する事項
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 警報等の伝達に関する事項
 - (イ) 情報の収集に関する事項
 - (ウ) 活動体制の確立に関する事項
 - (エ) 海難救助に関する事項
 - (オ) 緊急輸送に関する事項
 - (カ) 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - (キ) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
 - (ク) 流出油等の防除に関する事項
 - (ケ) 海上交通の安全確保に関する事項
 - (コ) 警戒区域の設定に関する事項
 - (サ) 治安の維持に関する事項
 - (シ) 危険物の保安措置に関する事項
 - ウ 災害復旧・復興対策
 - (ア) 海洋環境の汚染防止に関する事項
 - (イ) 海上交通の安全確保に関する事項
- (4) 仙台管区气象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - イ 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。
 - ウ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確な防災関係機関への伝達及び防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報利用の心得などの周知・広報に関すること。
 - オ 町が行う避難勧告等の判断及び伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること。

- カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- キ 県や町その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
- (5) 東北総合通信局
 - ア 放送・通信設備の耐災性確保の指導に関すること。
 - イ 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備に関すること。
 - ウ 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置に関すること。
- (6) 東北農政局
 - ア 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導に関すること。
 - イ 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導に関すること。
 - ウ 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導に関すること。
 - エ 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導に関すること。
 - オ 土地改良機械の貸付及び指導に関すること。
 - カ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
- (7) 東北地方整備局仙台河川国道事務所気仙沼国道維持出張所
 - ア 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理に関すること。
 - イ 一般国道区間の災害応急復旧工事の実施に関すること。
 - ウ 一般国道区間の交通確保に関すること。

5 自衛隊

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
- (3) 災害時における応急医療・救護活動に関すること。

6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社宮城支店
 - ア 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。
 - イ 電気通信システムの信頼性向上に関すること。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保に関すること。
 - エ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、町その他の防災関係機関との連携に関すること。
- (2) 東北電力株式会社気仙沼営業所
 - ア 電力供給施設の防災対策に関すること。
 - イ 災害時における電力供給の確保及び情報の収集に関すること。
- (3) 日本赤十字社宮城県支部
 - ア 医療救護に関すること。
 - イ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。

- ウ 災害時の血液製剤の供給に関する事。
- エ 義援金の受付に関する事。
- オ その他災害救護に必要な業務に関する事。
- (4) 日本放送協会仙台放送局
 - ア 地震・津波情報等の放送に関する事。
 - イ 災害情報等の放送に関する事。
- (5) 日本郵便株式会社東北支社
 - ア 災害時の業務運営の確保に関する事。
 - イ 災害時の事業に係る災害特別事務取扱いに関する事。
- (6) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 災害時の鉄道施設に関する事。
 - イ 災害時の鉄道復旧に関する事。
 - ウ 災害時の人命救助に関する事。

7 指定地方公共機関

- (1) 民間放送会社(テレビ・ラジオ放送各社)
地震・津波情報及び災害情報等の放送に関する事。
- (2) 公益社団法人宮城県バス協会
 - ア 災害時における緊急避難輸送確保に関する事。
 - イ 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達に関する事。
- (3) 公益社団法人宮城県トラック協会(登米・本吉支部)
災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関する事。
- (4) 一般社団法人宮城県LPガス協会
液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関する事。

8 南三陸警察署

- (1) 災害情報の収集伝達に関する事。
- (2) 被災者の救出及び救助に関する事。
- (3) 行方不明者の捜索に関する事。
- (4) 遺体の検視・見分に関する事。
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持に関する事。
- (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。
- (7) 避難誘導、避難所及び避難場所の警戒に関する事。
- (8) 危険箇所の警戒に関する事。
- (9) 災害警備に関する広報活動に関する事。

9 公共的団体

- (1) 南三陸農業協同組合
 - ア 農地、農業用施設に対する防災対策に関する事。
 - イ 災害時における主要食糧等の需給対策に関する事。
 - ウ 被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関する事。
 - エ 病虫害防除に関する事。
- (2) 宮城県漁業協同組合(志津川支所・歌津支所)
 - ア 気象情報、災害情報の收受及び伝達に関する事。
 - イ 漁場、漁業用施設に対する防災対策に関する事。

- ウ 被災組合員に対する災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関する事
- (3) 南三陸商工会
 - ア 災害時における生活必需物資等の需要対策に関する事
 - イ 災害時における物価安定対策に関する事
 - ウ 被災商工業者に対する災害復旧資金の融資のあっせんに関する事
- (4) 一般社団法人南三陸町観光協会
 - ア 気象情報、災害情報の収受及び伝達に関する事
 - イ 観光客の安全確保に関する事
- (5) 南三陸森林組合
 - ア 森林治水、治山事業による災害防除及び応急対策の実施に関する事
 - イ 被災組合員に対する事業費、資材の確保、あっせんに関する事
 - ウ 災害時における木材の供給に関する事
- (6) 南三陸町社会福祉協議会
 - ア 避難行動要支援者等への支援に関する事
 - イ 災害ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施に関する事
 - ウ 災害ボランティアコーディネーターの要請・活用に関する事
 - エ 災害ボランティア、関係団体とのネットワークの整備に関する事
- (7) 気仙沼市医師会及び病院等医療機関
 - ア 医療救護対策に関する事
 - イ 災害時における傷病者の応急処置に関する事
- (8) 報道機関(河北新報社南三陸支局・三陸新報社)
災害情報等の報道に関する事

10 防災上重要な施設の管理者

- (1) 危険物取扱施設の管理者
災害時における高圧ガス、危険物施設の保安対策に関する事
- (2) 病院、老人福祉施設、障害者施設、大規模店舗、私立幼稚園、保育園、ホテル、工場等
 - ア 防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立に関する事
 - イ 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策に関する事
- (3) 船舶所有者
海上浮遊物の事前推置対策に関する事

第3節 南三陸町を取り巻く地震環境

第1 南三陸町の概況

1 自然条件

(1) 位置

本町は、宮城県東北部に位置し、東部は太平洋に面し、西部は登米市(旧東和町及び旧登米町)、南部は登米市(旧津山町)及び石巻市(旧北上町)、北部は気仙沼市(旧本吉町)に隣接している。面積は163.73km²となっている。

(2) 地形

本町の地形は、北部から西部及び南部にわたり、田東山、惣内山、神行堂山、保呂羽山等の山々が馬てい形に連なり、町土の70%以上は森林である。

これらの山々を水源とする河川が志津川湾に注ぎ、その河川の流域に谷底平坦地が広がり、そこに集落が形成されている(南三陸町の地形区分図参照)。

河川は、西部及び南部に連なる山々を水源とする八幡川、水尻川、折立川(支川西戸川)、水戸辺川、新井田川、桜川、長清水川、伊里前川、港川及び稲渕川の二級河川とその他の河川が志津川湾に注いでいる。

海岸は丘陵が続き、リアス式海岸特有の数多くの屈曲を描き、複雑な入江や、豪壮な岩壁、奇怪な岩礁など、その景観はすばらしく、その海岸線は総延長73kmに及んでおり、湾の入り口を真東にし、湾内には、荒島、椿島等大小の島々が点在しており、沿岸部一帯は南三陸金華山国定公園の指定を受けている。

(3) 地質

本町の地質は、隆起帯である北上山地地帯の南部に属し、主として古生層、中生層により構成され、その大部分は、海底の泥や砂が固まってできた堆積岩であり、第四紀の火山岩は全く見られない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽微であり、陸地として存在した安定地塊である(南三陸町の地質図参照)。

(4) 気象

本町の気象は、太平洋の気候に属していることから、海洋性気候の影響を受け、気象庁の志津川地域気象観測所における年平均気温(平年値:統計機関1981~2010年)は11.0℃と比較的暖かい。日照時間の年合計は1838.7時間(平年値)、夏期は東よりの風、他の季節は西よりの風が吹きやすく、年平均風速は1.3m/s(平年値)で周囲のアメダス観測所と比べて風は弱い。降水量の年合計は1255.5mm(平年値)で暖候期に多い。

2 社会条件

(1) 人口世帯

平成17年10月1日に志津川町と歌津町の2町が合併して誕生した本町は、平成22年国勢調査による町の人口は17,431人、世帯数5,337世帯、一世帯当たり平均3.3人である。これまでの本町の人口及び世帯数の推移は、表のとおりである。

この表から分かるように年々と人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進んでいる。

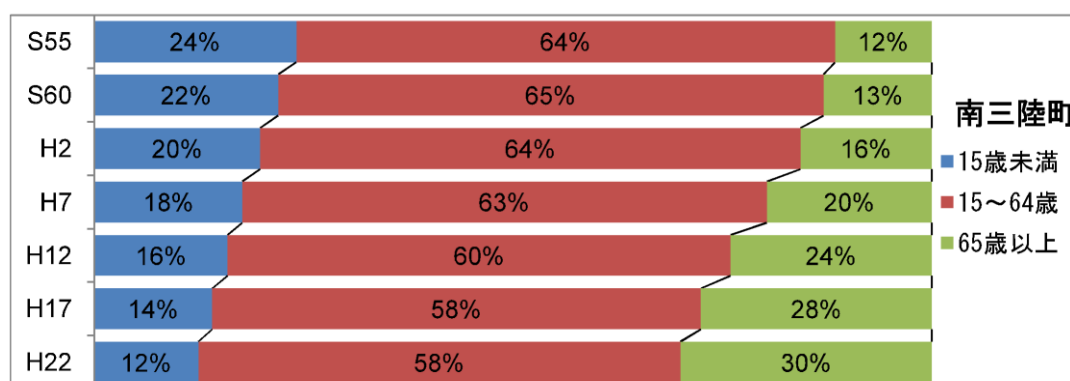
なお、平成23年の東日本大震災後の人口及び世帯数は、平成22年の国勢調査値に比べて人口比85%、世帯数比90%と大幅な減少をきたしており、地震津波災害が人口世帯数

の減少に大きく影響している。

また、人口の年齢層の変化をみると、年少人口は平成22年国勢調査値で人口比22%と出生率の低下と生産年齢人口の減少に伴い漸減し、一方高齢者人口は人口比30%とますます増加の傾向を示している。

南三陸町の人口世帯の推移

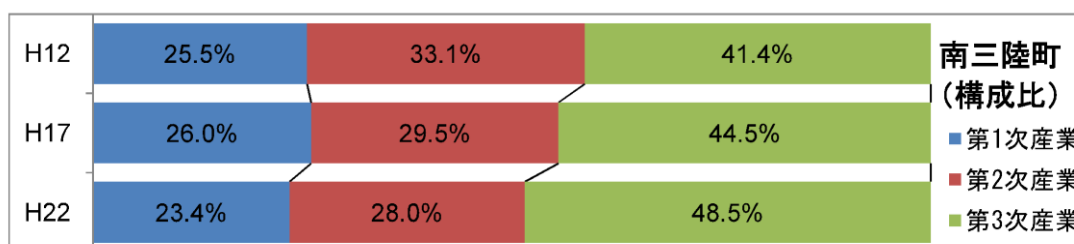
調査年(各年 10月1日現在)	人口合計	志津川町 (人口)	歌津町 (人口)	世帯数 (世帯)	1世帯当り人口 (人口/世帯)
昭和 30	25,401	18,316	7,085	3,944	6.4
40	23,625	16,962	6,663	4,501	5.2
50	22,343	16,076	6,267	4,831	4.6
60	21,970	15,818	6,152	5,195	4.2
平成 2	21,401	15,345	6,056	5,259	4.1
7	20,428	14,653	5,775	5,288	3.9
12	19,860	14,218	5,642	5,363	3.7
南三陸町合併後					
17			18,645	5,331	3.5
22			17,431	5,337	3.3
平成 25年3月			14,814	4,784	3.1



南三陸町の年齢構成の推移 (国勢調査資料)

(2) 産業

産業の3分類別割合は、一次産業23.4%、二次産業28%、三次産業48.5% (平成22年国勢調査統計値) となっており、本町は生活の基盤を漁業に求めた典型的な水産業の町で、沿岸漁業を中心として、養殖業、水産物加工業等が盛んである。



南三陸町の産業別構成比の推移 (国勢調査資料)

(3) 学校

本町の学校施設は、町立小学校5校（志津川小学校、伊里前小学校、戸倉小学校、入谷小学校、名足小学校）、中学校2校（志津川中学校、歌津中学校）、県立高校1校（志津川高等学校）がある。

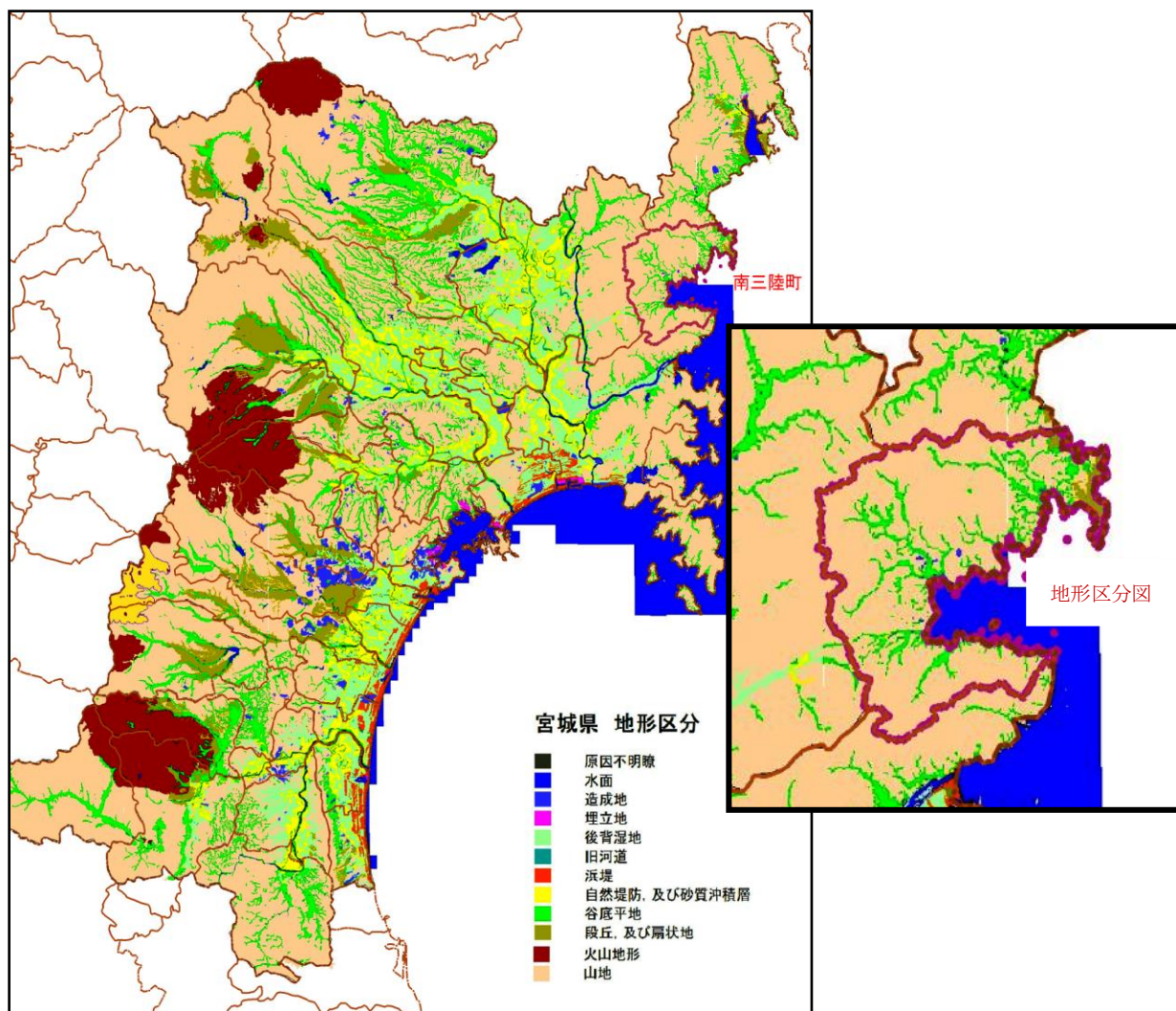
(4) 警察、医療機関

警察は、南三陸警察署があり、医療機関としては公立南三陸診療所がある。南三陸町で唯一の病院の公立志津川病院は、東日本大震災で被災し、登米市の登米市立よねやま診療所内にその機能を移転した。

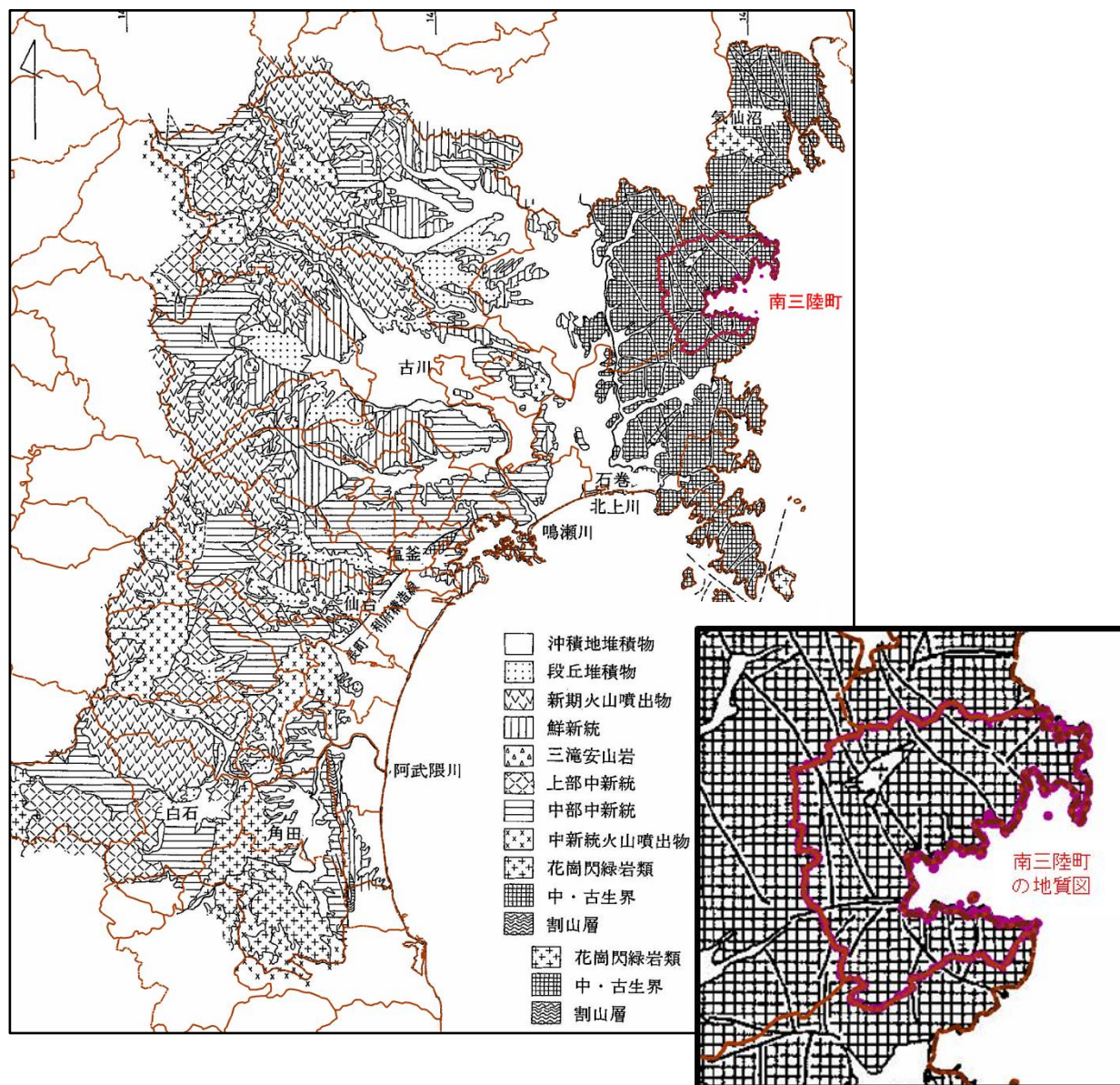
(5) 道路等

太平洋沿岸を南北に走る、国道45号（旧東浜街道（気仙道の一部））、本線から内陸登米方面への国道398号（旧本吉街道）の基幹道路のほか、県道172号志津川登米線、県道206号馬籠志津川線、県道221号清水浜志津川港線、県道225号泊崎半島線、県道236号弘川町向線等の道路が走っている。

東日本旅客鉄道（JR東日本）気仙沼線は、2011年3月11日以後、柳津～気仙沼間は東日本大震災の津波による被害のため運行休止中であつたが、2012年（平成24年）8月20日から、バス高速輸送システム（BRT）方式で仮復旧した。



南三陸町の地形区分図



南三陸町の地質図

第2 宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約 260 万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられているが、南三陸町において活断層は発見されていない。

これより宮城県内の活断層をあげると、以下の表のようになる。

宮城県内の活断層一覧（活断層研究会編1991）

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ（km）
①	長町－利府線	I	B	12
②	大年寺山断層	I	B	8
③	鹿落坂断層	I	C	3
④	坪沼断層	I	B	5
⑤	円田断層	II	B	10
⑥	愛子断層	I	B	2
⑦	作並－屋敷平断層	I	C	9
⑧	遠刈田－三住	II	C	7
⑨	白石断層	I	B	2.5
⑩	上品山西	III		4
⑪	加護坊山－笹岳山	III		12
⑫	旭山撓曲	II	B～C	8
⑬	鹿折川	III		15
⑭	栗駒山山頂断層	I	B	1.2
⑮	揚石山南	II	B	3
⑯	鬼首断層	I	B	6
⑰	双葉断層（小斉峠付近）	II	B	5
⑱	越河断層	I	B	15

確実度 I：活断層であることが確実なもの 活動度 A：第四紀の平均変異速度 1～10m/1000年
 II：活断層であると推定されるもの B：第四紀の平均変異速度 0.1～1m/1000年
 III：活断層の可能性のあるもの C：第四紀の平均変異速度 0.01～0.1m/1000年

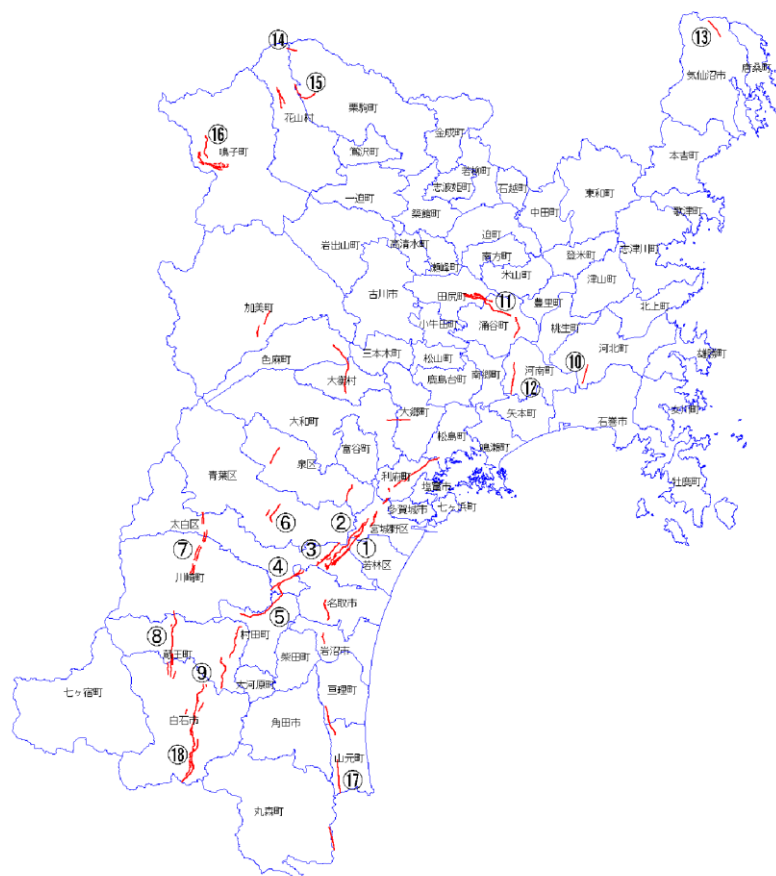
宮城県では、1995年～1999年（平成7年度～平成11年度）に長町－利府線断層帯、1998年～2000年（平成10年度～平成12年度）に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査・反射法地震探査・ボーリング調査及びトレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

長町－利府線断層帯は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。

一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、円田断層は、両断層合わせて長さ約12kmの北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが分かったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ十分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約14,000年前以降に少なくとも2回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約3,700～2,100年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、同断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。



※丸数字は前頁の活断層一覧に対応
 ※図中の市町村名は平成16年6月現在

宮城県内の活断層の分布

第3 宮城県内の地震観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に、地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（19基）が設置されている。本町でも、本庁舎に気象庁地震計が、歌津中学校敷地内に独立行政法人防災科学技術研究所震度計（いずれも役場庁舎内に表示装置が設置）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象として試験的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムの開発、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。

宮城県の防災対策上、地震等観測体制の強化は重要であることから、関係機関と密接に連携

した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られている。

第4 過去の地震・津波災害

1 県内の地震・津波被害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合で発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956年の白石の地震(M6.0)、1900年(M7.0)と1962年(M6.5)に宮城県北部で発生した地震(宮城県北部地震)が知られている。最近では、2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震(M7.2)で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋沖合では、1896年の明治三陸地震(M8.2)や1933年の三陸地震(M8.1)、1968年十勝沖地震(M7.9)のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震(M7.4)の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害により町民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。

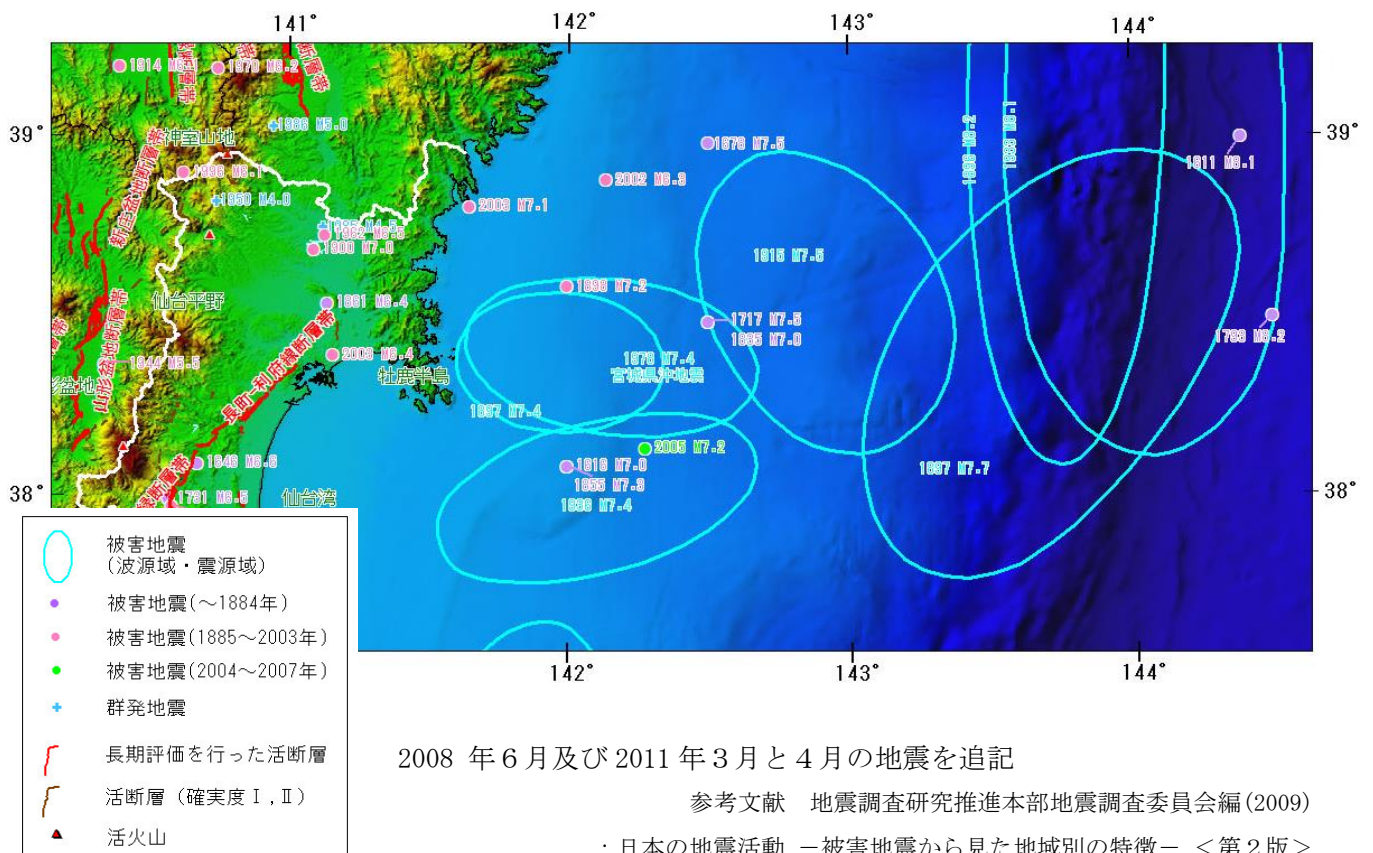
また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦 (和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869.7.13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県
1611.12.2 (慶長16)	三陸沿岸及び 北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南部・津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧
1646.6.9 (正保3)	陸前・岩代・下野	6.5～ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793.2.17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8～ 8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧
1835.7.20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896.6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧
1900.5.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧
1933.3.3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明者308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧
1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明者54、負傷者641、建物全壊977、同流出434。	新編日本被害地震総覧

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典
1962. 4. 30 (昭和 37)	(宮城県北部地震)	6. 5	田尻町・南方村を中心に被害。死者 3、負傷者 272、住家全壊 340。	新編日本被害地震総覧
1978. 6. 12 (昭和 53)	(1978 年宮城県沖地震)	7. 4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。	新編日本被害地震総覧
2003. 5. 26 (平成 15)	宮城県沖 (三陸南地震)	7. 1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033。	宮城県 (H15. 6. 19 最終報告)
2003. 7. 26 (平成 15.5)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6. 4	重軽傷者 675、住家全壊 1,250、住家半壊 3,726、一部破損 10,998。	宮城県 (H16. 1. 9 最終報告)
2005. 8. 16 (平成 17)	宮城県沖	7. 2	負傷者 79	宮城県 (平成17年7月 27日確定報)
2008. 6. 14 (平成 20)	岩手・宮城内陸地震	7. 2	死亡者 14、負傷者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部破損 1,733	宮城県 (平成 23 年 4 月 29 日現在)
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震	9. 0		
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7. 2	死亡者 10,409、行方不明者 1,310、住家全壊 85,414	宮城県 (平成 25 年 2 月 12 日現在)

地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆



宮城県とその周辺の主な被害地震 (～2007 年 12 月)

2 本町における地震・津波被害

本町は、リアス式海岸の地形的な特性から津波の影響を受けやすく、近世以前においては平安前期の貞観地震（869年）に伴う大津波など、近代以降では、1896年（明治29年）の明治三陸大津波、1933年（昭和8年）の昭和三陸大津波、1960年（昭和35年）のチリ地震津波によって大きな被害を受けている。そのため、沿岸部には、防波堤や防潮堤、水門などが設置されている。しかし、2011年（平成23年）、東北地方太平洋沖地震によって被災し、特に大津波による被害は甚大となった。

過去に発生した地震、津波で、本町に被害を及ぼした主なものを以下に示す。

(1) 明治三陸地震津波

- ア 発生日時 明治29年(1896年)6月15日 19時32分
- イ 震源地 三陸沖(北緯39.5°、東経144°)
- ウ 規模 マグニチュード8.2
- エ 被害状況 地震被害はなく、地震後約35分で津波が三陸沿岸に襲来した。津波襲来直前に鳴響のあったところが多く、第2波が最大であり、満潮時で、大津波をもたらした。被害の状況は次のとおりである。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者
志津川地区	7 m	175 戸	39 戸	53 戸	441 人	206 人
歌津地区	12.6 m	273 戸		33 戸	799 人	131 人
計		487 戸		86 戸	1,240 人	337 人

(2) 昭和三陸地震津波

- ア 発生日時 昭和8年(1933年)3月3日 02時30分
- イ 震源地 三陸沖(北緯39°08'、東経145°07')
- ウ 規模 マグニチュード8.1
- エ 被害状況 地震被害はなく、地震後30分以上経過して津波が三陸沿岸に襲来した。被害の状況は次のとおりである。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者
志津川地区	5.4 m	7 戸	4 戸	5 戸	1 人	21 人
歌津地区		60 戸	0 戸	12 戸	86 人	19 人
計		67 戸	4 戸	17 戸	87 人	40 人

(3) チリ地震津波

- ア 発生日時 昭和35年(1960年)5月23日 04時11分(日本時間)
- イ 震源地 チリ沖(南緯38°18'、西経73°03')
- ウ 規模 マグニチュード9.5
- エ 被害状況 津波は約24時間をかけて太平洋をわたり、日本の太平洋沿岸全域に襲来した。5月24日午前4時過ぎに第1波が観測された後、引き潮と上げ潮が数回繰り返された(第4波が最大)。

地区名	最大波高	流出家屋	全壊	半壊	死亡者	負傷者	備考
志津川	5.5 m	312 戸	653 戸	364 戸	41 人	500 人	床上浸水 458 戸 床下浸水 108 戸
歌津		7 戸	5 戸	1 戸	0 人	0 人	床上浸水 42 戸 床下浸水 44 戸
計		319 戸	658 戸	365 戸	41 人	500 人	床上浸水 500 戸 床下浸水 152 戸

(4) 宮城県沖地震

ア 発生日時 昭和53年(1978年)6月12日 17時14分

イ 震源地 宮城県沖(北緯38° 09'、東経142° 10')

ウ 規模 マグニチュード7.4 震度 大船渡5

エ 被害状況 仙台市を中心に膨大な地震被害が発生した。都市型地震被害として、ライフライン被害が住民生活に大きな影響を与えた。本町としての被害は少なかった。

(5) 東北地方太平洋沖地震

平成23年(2011年)3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの災害の名称を「東日本大震災」とした。

この地震によって、本町では震度6弱の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に発生した高い津波(10.7m~23.9m(浸水深))が沿岸部に襲来し、町庁舎を含め、市街地や居住区域に甚大な被害をもたらした。

この地震と津波による本町の人的被害は死者618名(関連死含む)、行方不明者221名、住家などの被害は4,500戸を超える甚大な被害を被った。

住家などの被害(地震による倒壊を含む)(平成25年9月現在 宮城県資料)

南三陸町	人的被害							住家被害				非住家被害
	死者			行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部	床下	
人口	直接	関連	合計		不明者	重傷	軽傷	その他	(床上浸水含)		破損	浸水
国勢調査 H22/10	人	人	人	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸
17,429	598	20	618	221	不明	不明	不明	3,143	178	1,204	不明	234

第5 東北地方太平洋沖地震の概況

1 地震の発生状況

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖(北緯38° 06.2' 東経142° 51.6' 震源の深さ24 km)でマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。

東北地方太平洋沖地震において県内で震度6弱以上を観測した地域は次のとおりであり、本町では震度6弱を観測した。

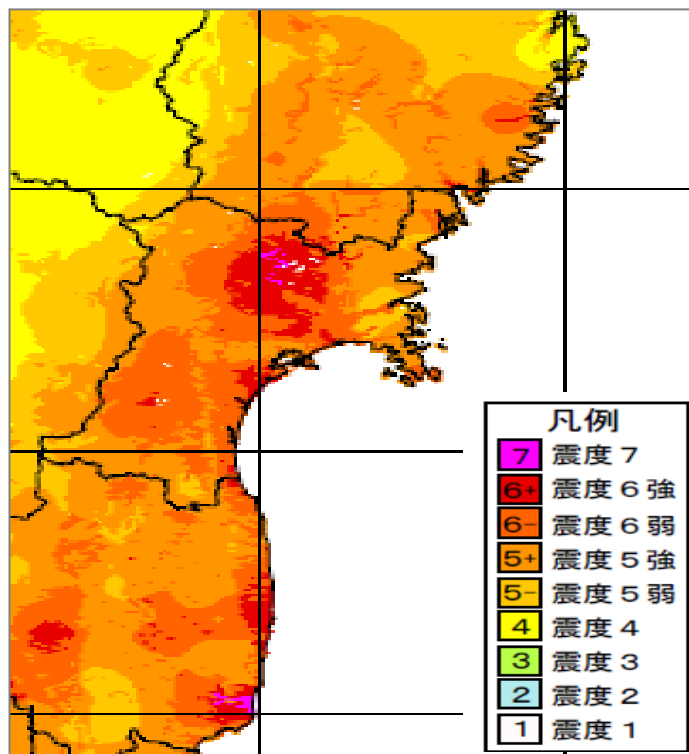
宮城県内の震度

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町

2 地震の特徴

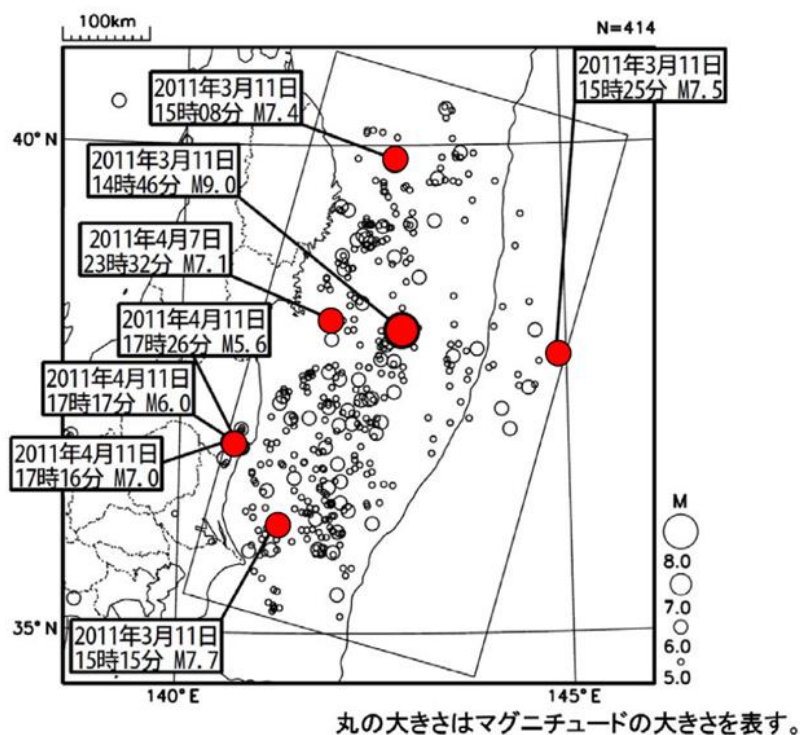
(1) 震源域

震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200 km、長さ約500 kmと広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。



推計震度分布図 (気象庁資料)

(2011年3月11日12時00分～4月11日17時30分、深さ90km以浅、 $M \geq 5.0$)

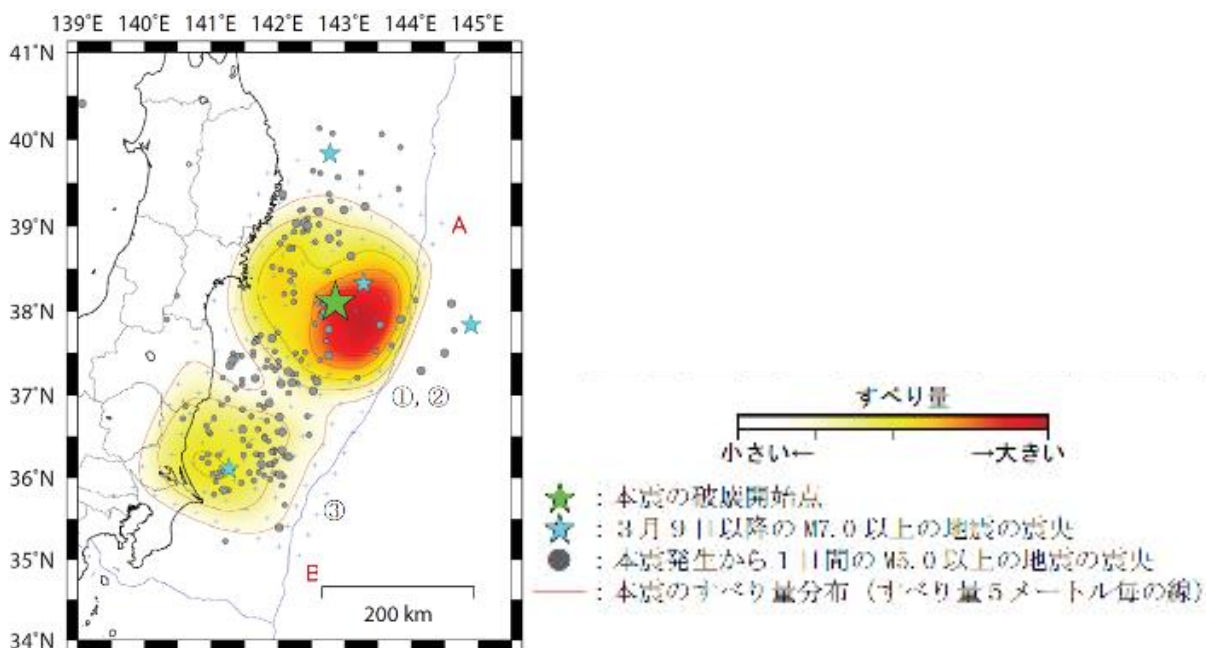


震央分布図 (気象庁資料)

(2) プレート境界でのすべり

本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。

断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大25m以上に達すると推定されている。



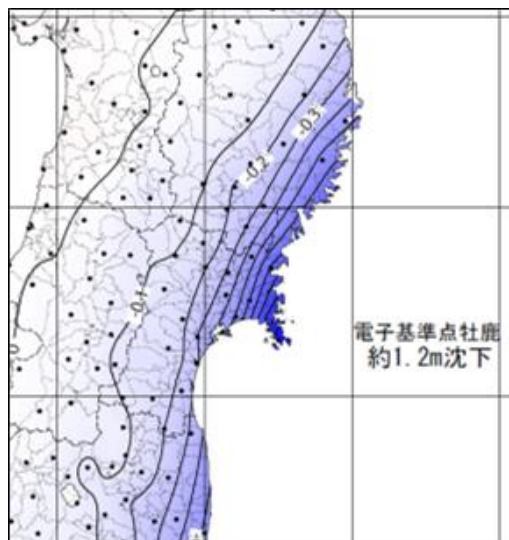
プレート境界でのすべり量 (気象庁資料)

(3) 地殻変動

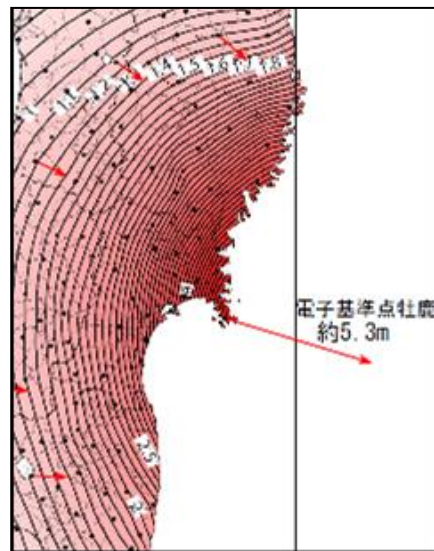
東北地方太平洋沖地震による地殻変動によって、本町域内の志津川地区の地盤は、水平方向に442cm、垂直方向にマイナス75.27cm移動したことが、GPS(全地球測位システム)を用いた国土地理院測地観測センターによる分析の結果、明らかとなっている。

2011年3月11日、本震による上下変動(国土地理院)
東北地方太平洋沿岸を中心に顕著な沈降
電子基準点「牡鹿」で約1.2mの沈降

2011年3月11日、本震による水平変動(国土地理院)
東北地方を中心に南東から東方向に大きな変位
電子基準点「牡鹿」で東南東方向約5.3mの変位



上下変動 (気象庁資料)

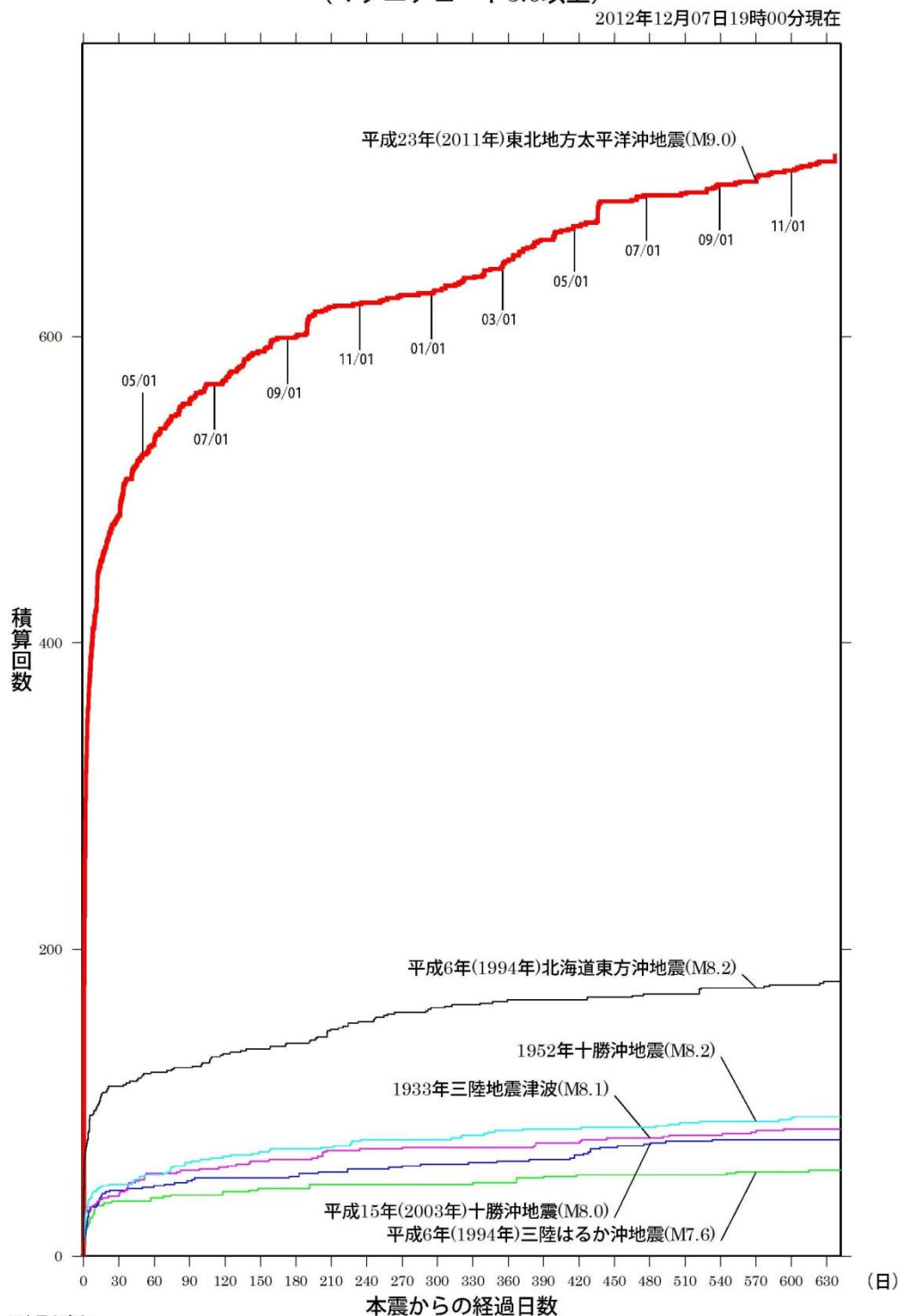


水平変動 (気象庁資料)

(4) 余震の発生

過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から3週間後の4月1日においてマグニチュード5以上の余震が400回以上発生している。

海域で発生した主な地震の余震回数比較（※本震を含む）
（マグニチュード5.0以上）



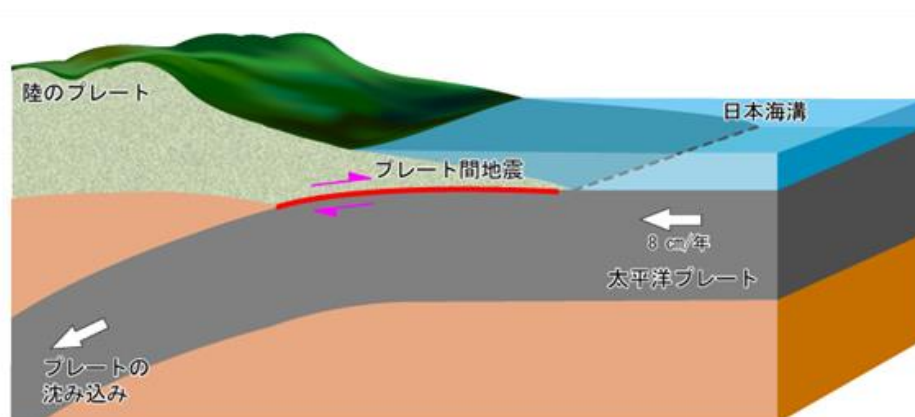
気象庁作成

海域で発生した地震の余震回数（気象庁資料）

3 地震発生のメカニズム

(1) 2011年3月11日14時46分

本震2011年3月11日以前においてはしっかりと固着していた太平洋プレートと陸側プレートの境界面(図中の赤線部)で、2011年3月11日14時46分に大きなすべりが急激に発生した(東北地方太平洋沖地震 本震)。このプレート境界では20~30m程度のすべりが発生したと考えられるが、日本海溝に近い領域では最大80m程度にも達するすべりが発生したと考えられる。本震発生時にすべった領域は南北に約500km、東西に約200km程度である。このような広範囲におけるプレート境界での膨大なすべりにより、マグニチュード9.0という超巨大地震が発生した。



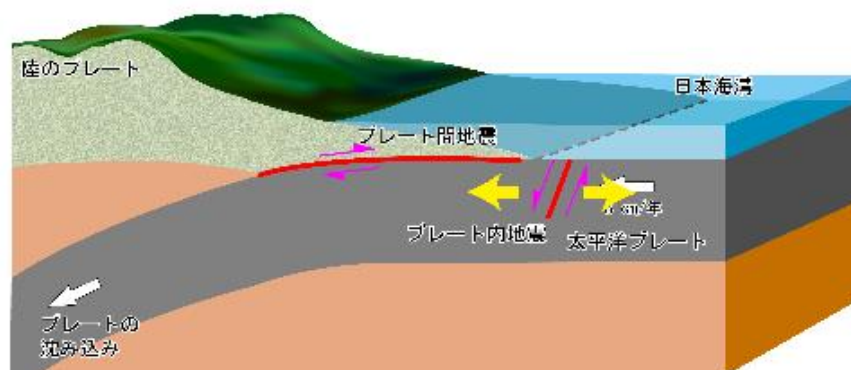
※ 2011年3月11日14時46分のマグニチュード9.0の地震(本震)。

※ ピンク色矢印は本震時のすべりの方向を表す。

2011年3月11日14時46分 本震の発生メカニズム

(2) 2011年3月11日本震から39分後の地震

本震によるプレート境界での膨大なすべりにより、太平洋プレート内部の応力場が急変し、日本海溝外側(アウターライズ)では圧縮場から伸張場になったと考えられる。これにより本震から39分後に、太平洋プレート内部で正断層型地震が発生した。これまで、このような大きなマグニチュードの正断層型地震はごく稀にしか発生していなかった。1933年3月3日には、この地震の北側でマグニチュード8.1の正断層型地震の昭和三陸地震が発生し、大きな津波を引き起こしている。



※本震から39分後に発生した日本海溝外側(アウターライズ)のマグニチュード7.5の正断層型地震。

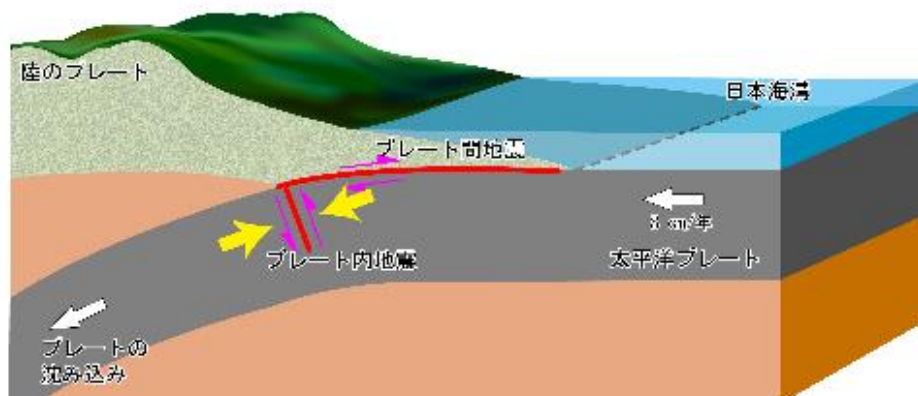
※赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は張力を表す。

2011年3月11日本震から39分後の地震の発生メカニズム

(3) 2011年4月7日 宮城県沖のスラブ内地震

沈み込んだ太平洋プレートの深部でも、本震のすべりにより応力場に変化がみられた。本震発生後には圧縮力がより一層増加したため、深さ約70km付近でマグニチュード7.1の逆断層型のスラブ内地震が発生した。

スラブ内地震は震源から放出される地震波に、高周波成分を多く含むことが知られており、この地震により宮城県を中心として、かなりの地震動災害が発生した。



※ 2011年4月7日 宮城県沖のスラブ内地震(マグニチュード7.1)。
 ※ 赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は圧縮力を表す。
 2011年4月7日 宮城県沖のスラブ内地震の発生メカニズム

(4) 2011年4月11日 福島県南部の内陸地震

本震の発生時に東北地方の陸地部分は大きく東南東にずれ動いたことが知られている。特に、太平洋側の場所ほど大きくずれている。本震発生以前は、日本海溝から沈み込む太平洋プレートと陸側プレートの境界面が固着していたため、陸側プレート内部では東西方向の圧縮場となっていた。

そのため、例えば2008年6月14日の岩手・宮城内陸地震(マグニチュード7.2)のような逆断層型の内陸地震が多数発生していたが、本震時の内陸での東南東への地殻変動により、陸側プレート内部では伸張場となり、正断層型の内陸地震が発生したと考えられる。これまで、東北地方ではこのように大きな正断層型の内陸地震はほとんど発生してはいなかった。



※ 4月11日 福島県南部のマグニチュード7.0の内陸地震。
 ※ 赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は張力を表す。
 2011年4月11日 福島県南部の内陸地震の発生メカニズム

第4節 対象とする地震

県及び町では、被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、県が実施する、科学的知見を踏まえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震の想定、その想定結果に基づき対策を推進する。

- 1 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。
- 2 その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。
また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

第2 想定される地震の考え方

地震対策を講ずるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低い海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動(東北地方太平洋沖地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)
- 3 発生確率は低い内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動(長町-利府線断層帯の地震)
構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町-利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第3 地震被害想定について

宮城県では、過去の地震被害にかんがみ有効な地震対策を講ずるため、昭和 59 年度～昭和 61 年度の第一次から平成 14 年度～平成 15 年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から 8 年が経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れが記録され、南三陸町は震度6弱を記録し、巨大な津波が襲来した。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

本町は、今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことから、これまでの想定の方え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

地震及び津波に伴い発生した大津波により、災害対応の中心となる町庁舎が被災し、本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により（相互応援協定に基づく）本町に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

物資を備蓄していた避難所や倉庫が津波の被害に遭ったことから、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等が枯渇し、また、ガソリンなどの燃料も不足した。

4 避難行動要支援者対策

高齢者、障害者等の避難行動要支援者について、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、避難行動要支援者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

町では、沿岸地域で、従来から一定の津波対策を行ってきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識された。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となった。

7 避難指示等の町民への情報途絶

地震による広域的な停電、町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的考え方

地震から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現のため、町その他の防災関係機関は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講ずるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講ずるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動(東北地方太平洋沖地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)
- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動(長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」・・・沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちの形成

主管部署	危機管理課・総務課・企画課・建設課・ 土木事務所
------	-----------------------------

第1 目的

大規模地震は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損又はこれらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震災害を最小限に食い止めるため、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第2 基本的な考え方

町は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 次のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の人々を収容する建築物等
耐震性の確保のため、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保

第3 地震に強い都市構造の形成(危機管理課・企画課・総務課・建設課・土木事務所)

町は、関係機関とともに地震に強い都市構造の形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- 1 避難路、避難所及び避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、漁港等の骨格的な町基盤施設及び防災安全街区の整備
- 2 危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 3 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- 4 水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導

第4 揺れに強いまちづくりの推進(危機管理課・総務課・建設課・土木事務所)

1 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 耐震化を促進するための環境整備

町は、町民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

3 火災対策

火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心、快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、市街地の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

町は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

町は、県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施に当たっては、それに協力する。

1 計画期間

平成23年度～平成27年度

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本町は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

3 対象事業の範囲

(1) 要件

ア 県防災計画に（市町村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。

イ 施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。

ウ 県防災計画に目標が定められている場合は、当該目標に即した事業であること。

(2) 町に対応する事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 避難地

イ 避難路

- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ キ〜ケまでのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- サ 海岸保全施設
- シ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ス 地域防災拠点施設
- セ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- タ 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

第6 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成等により、その適切な維持管理を図る。

第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

主管部署	危機管理課・総務課・企画課・建設課・ 産業振興課・地方振興事務所・土木事務所
------	---

第1 目的

町その他の防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を把握し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、町民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2 土砂災害防止対策の推進(危機管理課・総務課・企画課・建設課・土木事務所)

1 現況

地震、大雨等による斜面崩壊は、人的、物的に大災害をもたらすことは過去の災害事例からも明らかとなっている。

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）19箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）3箇所、土石流危険渓流32箇所、山腹崩壊危険地区50箇所、崩壊土砂流出危険地区26箇所がある。

また、平成28年5月1日現在において、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）として25の区域（急傾斜地の崩壊11区域・土石流14区域）が指定されており、うち、21の区域（急傾斜地の崩壊11区域・土石流10区域）が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として指定されている。

2 土砂災害危険箇所の調査把握

町は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握するとともに、県が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

3 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

4 警戒避難体制の整備等

危険区域の住民に対し、早急に適切な措置がとれるよう、雨量計等の整備、異常現象の通報周知、情報連絡網の確立など、土砂災害の警戒避難体制を整備する。

なお、毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日から7日は、崖崩れ防災週間となっている。町は、関係機関、地元住民と定期的に、また、長雨等が予想される場合は随時にパトロールを行い、危険箇所の現状把握と新たな危険区域の発見に努める。

5 土地利用の適正化

町は、県と連携して、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

第3 急傾斜地崩壊防止施設(危機管理課・総務課・企画課・建設課・土木事務所)

急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止施設の整備については、本来、崖の所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施するのが困難あるいは不適當な自然崖については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防止工事をを行い、防災体制の確立を図る。

町は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県と連携して次の対策を推進する。

1 急傾斜地崩壊危険箇所等の整備

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

町は、崖崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を県に要望することとする。なお、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

(3) 避難体制の整備

町は、崖崩れの発生するおそれがある場合又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、避難体制の整備を図る。なお、避難行動要支援者関連施設がある場合には、情報伝達体制、手段について本計画に明記する。

また、安全な避難実施に万全を期するため、急傾斜地崩壊危険箇所、避難所、避難場所及び避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

2 急傾斜地崩壊危険箇所等の町民への周知

町は、県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、急傾斜地崩壊危険箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住民への周知に努める。

第4 砂防設備(危機管理課・総務課・企画課・建設課・土木事務所)

1 土石流危険渓流等の整備

(1) 土石流危険渓流の把握

町は、土石流危険渓流の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

(2) 防災パトロールの強化

特に危険性が高い土石流危険渓流を中心に、随時パトロールを実施することとする。地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

(3) 避難体制の整備

土石流危険渓流については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、町は、防災マップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、住民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。なお、避難行動要支援者関連施設がある場合には、情報伝達体制、手段について本計画に明記する。

2 土石流危険渓流の住民への周知

町は、県と連携して、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、土石流危険渓流箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住

民への周知に努める。

第5 治山施設(危機管理課・総務課・企画課・建設課)

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備を推進する。

崩壊土砂の流出、山腹崩壊による被害を未然に防止するため、町は、県と連携し、治山対策の推進に努めることとする。

また、発生の危険性が高い場所を中心として、定期的に治山施設等の点検を行うとともに、防災マップ等により危険場所、避難場所及び避難経路についての周知に努める。

第6 農業施設等(産業振興課・地方振興事務所)

町及び県は、次により災害に強い農村づくりを推進する。

1 農業・農村における基盤整備の推進

町は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い集落の安全確保や農村構造の形成を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、避難路、避難地、防火活動拠点となる農道等の整備等の農業農村整備事業等を推進する。

2 農業施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3 農業施設に係る情報の収集連絡体制の整備

町は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

4 農業被害の予防対策

町は、農業、畜産業の災害を防止し、又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

イ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として、公益社団法人みやぎ農業振興公社原種苗部と連携をとり、その他確保のための対策を講ずる。

(2) 営農防災対策の推進

ア 洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農業用排水施設の整備等の農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る

イ 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・けい畔、斜面の補強を行う。

ウ 施設園芸・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

第7 液状化対策の推進

1 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

宮城県の地震被害想定調査によると、本町においては、河口部の谷底平野の一部が液状化現象が生じる可能性があるとされている。

町は、住宅等の建設に当たっては建築物の耐震化、地盤改良等について住民に周知するとともに、避難所や学校、役場等の防災上特に重要な公共施設の設置に当たっては、地質調査に基づき地盤改良等を行うなど、液状化による被害を最小限とする対策を実施する。

2 液状化ハザードマップの作成

町は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップを作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

3 町民への情報提供

住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、町は、町民や建築物の施工主等に対し、周知を図るとともに実施の促進に努める。

第8 地盤沈下防止

河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。

町は、県が実施する地盤沈下の未然防止対策としての地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視に協力する。

第4節 海岸保全施設等の整備

主管部署	建設課・産業振興課・危機管理課・土木事務所・地方振興事務所
------	-------------------------------

第1 目的

海岸、漁港、河川等の各施設は、本町の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、町その他の防災関係機関は、地震に伴う河川、農地、港湾・漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第2 海岸保全施設等の整備(建設課・産業振興課・土木事務所・地方振興事務所)

1 現況

本町の海岸線は総延長73kmに及び11箇所の建設海岸、14箇所の農地海岸及び10箇所の海岸治山施設を有し、集落はこの海岸線に沿った低地帯に集中している。当該海岸線はリアス式の三陸沿岸に位置し、災害を受けやすい特殊な地形を有しているとともに、環太平洋地震地帯に属し、更には台風の経路として常に高潮、津波災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要である。

2 海岸保全事業等の実施

(1) 海岸保全事業の推進

海岸管理者は、震災を防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、三陸海岸保全基本計画及び社会資本整備重点計画に基づき緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備を推進する。

さらに、災害に関する危険区域の周知及び災害を防止するための情報収集・伝達に必要な施設、観測機器などの整備を推進する。

(2) 海岸保全区域の指定等

町は、県とともに、津波の被害から海岸を保護するため、又は海岸保全施設を保護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域の土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理に万全を期す。

第3 港湾・漁港等の施設

1 現況

本町は23箇所の漁港を有し、集落はこの海岸線に沿った低地帯に集中している。

2 漁港施設の整備

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報収集及び情報伝達の整備を推進するとともに、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災対策の整備を総合的に図ることとする。

3 液状化対策の推進

漁港管理者は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を関係機関と協議しながら推進する。

第4 河川管理施設(建設課・危機管理課・土木事務所)

1 現況

本町の河川は、新井田川、八幡川、水尻川、折立川、伊里前川をはじめとする2級河川11河川のほか普通河川田の浦川、寄木川を有し、総延長は約86kmとなっており、雨期における増水が甚だしく、いっ水の危険性を有している。

本町の河川

番号	河川名	地区	延長(m)	種別・管理	担当消防団 (分団)
志津川地区					
1	新井田川	新井田・天王前	2,100	2級河川・県	第6分団
2	八幡川	市街地	5,500	2級河川・県	第5, 6分団
3	水尻川	田尻畑・中瀬町	3,400	2級河川・県	第5分団
4	折立川	荒町・折立	2,800	2級河川・県	第2分団
5	水戸辺川	在郷	3,124	2級河川・県	第2分団
6	長清水川	長清水	1,324	2級河川・県	第1分団
7	桜川	清水	2,185	2級河川・県	第7分団
8	西戸川	西戸上・下	1,700	2級河川・県	第2分団
歌津地区					
9	伊里前川	伊里前・上沢 中在・田表	7,800	2級河川・県	第9分団
10	港川	港	2,800	2級河川・県(町)	第12分団
11	稲淵川	板橋	200	2級河川・県	第10分団
12	田の浦川	田の浦	1,060	普通河川・町	第12分団
13	寄木川	寄木	750	普通河川・町	第8分団

2 維持管理の実施

町及び県は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。

3 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、改修工事の促進はもとより、予防対策として河川、排水路のしゅんせつを実施するなど、予防事業及び施設整備を行うとともに、震災を防止し、治水事業を計画的かつ総合的に推進し、耐震性の確保に努め、防災対策に万全を期す。

4 応急復旧及び水防活動の体制整備

町及び県は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じ、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

5 防災拠点等の整備

町及び県は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

第5 農地、農業施設(産業振興課・地方振興事務所)

1 農地防災事業の推進

町及び県は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域におけ

る排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

2 緊急防災用水量の確保

町及び県は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池のしゅんせつ又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

第5節 交通施設の災害対策

主管部署	建設課・産業振興課・国道維持出張所・ 土木事務所・地方振興事務所
------	-------------------------------------

第1 目的

地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である道路施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。

よって、道路等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設(建設課・土木事務所・国道維持出張所)

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震防災対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路路面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋りょうの耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と幹線道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、町は、国、県との情報の共有化を図る。

2 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋りょうについては、橋りょう補強工事を計画的に行い、耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下及び坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルに

については、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第3 漁港施設(地方振興事務所)

地震災害時は、道路寸断による孤立化が予想されることから、防災拠点漁港としての位置づけが求められる。そのため、漁港管理者は、地震発生後の防災拠点漁港の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等を重点的かつ総合的に整備を図る。

第6節 都市の防災対策

主管部署	建設課、復興市街地整備課
------	--------------

第1 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心、快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等を活用するなど、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握しながら、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難所、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地再開発事業等の推進

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

町は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業により、土地の合理的で健全な高度利用、街の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

2 既存建築物の耐震化の推進

町は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

第3 土地区画整理事業の推進

1 土地区画整理事業による市街地の整備

町は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、土地区画整理事業による市街地の整備に努める。

2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、町は、その他の防災対策を含む町防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

3 木造住宅密集地域の対応

町域において木造住宅密集地域が残る場合、町は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、消防水利の充実強化、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第4 公園施設

町は、避難路・避難所及び避難場所・延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる公園の整備促進を図るとともに、その配置についてはネットワーク化を図る。また、町が避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資を保管する備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ、停電時の誘導灯等の整備を図る。

第7節 建築物等の耐震化対策

主管部署	危機管理課・総務課・建設課・教育総務課・土木事務所
------	---------------------------

第1 目的

町は、地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 公共建築物(危機管理課・総務課・建設課・教育総務課)

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性の確保

町は、庁舎、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等避難行動要支援者に関わる施設、不特定多数収容施設等、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

特に小・中学校校舎は、災害時における児童、生徒、教職員等の安全の確保を図るため、校舎等の耐震化、設備、備品等の安全性を強化する。

(2) 停電対策の強化

町及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

2 町有建築物

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき、精密診断、補強工事等を行っていく。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

3 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童、生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備及び拡充に努める。

(2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー、テレビ、本棚、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童、生徒、教職員等の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における生活用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

4 耐震診断の実施及び公表

町及び県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第3 一般建築物(建設課・土木事務所)

町は、建築確認の受付時に、建築予定地盤の特性に適合する基礎検討書を提出するよう指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。

既存の建築物に対しては不適格建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行うとともに、県と協力し、支援を行う。また、建築物防災週間における防火査察及び消防機関との連携などにより、防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

また、地震による二次災害防止のため、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止措置等について周知徹底を行う。

第4 ブロック塀等の安全対策(建設課・土木事務所)

町は、県とともに、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年(1978年)6月12日に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努めることとされている。

第5 落下物防止対策(建設課・土木事務所)

1 調査及び改善指導

町は、県とともに、地震発生による二次災害を防止するため、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について、その安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路に面する看板等で落下のおそれがある付帯設備については、管理者等に改善指導を行う。

2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を講ずる。

第6 建物内の安全対策

町は、住民に対してタンス、食器棚、本棚、テレビ等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第8節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	上下水道事業所・危機管理課・消防本部
------	--------------------

第1 目的

大規模災害の発生により、町民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である町の機能を麻ひさせるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となり、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保、系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設(上下水道事業所)

1 水道施設の耐震性強化

(1) 町は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能にすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関などの重要施設に配水する管路の耐震性の強化を、優先順位を定め計画的に行う。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

(2) 町は、水道システム全体の安全を強化するため、水源の複数化、送水管・幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図る。

(3) 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

(4) 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

(5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の整備

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう、復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応が取れるよう、日ごろから管路図等の整備を図り、施設の状態把握に努める。

4 危機管理体制の確立

(1) 町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関し、行動計画及びマニュアルを整備する。

(2) 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、

県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設(上下水道事業所)

町は、下水道施設の被災が町民生活へ多大な影響を与えることにかんがみ、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては、耐震性の向上を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他の関係機関・団体と連絡協力体制の整備に努める。

第4 電力施設(東北電力㈱)

東北電力㈱は、電力施設の耐震性の確保、迅速な応急体制の確立に努める。また、停電等における住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

町は、東北電力㈱が実施する対策等に対して協力をする。

第5 ガス施設

町は、県とともに販売業者が実施する次の内容に関して適宜、指導助言することにより、その完遂を支援する。

1 液化石油ガス販売業者(危機管理課・消防本部)

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)」及び宮城県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策方針」に基づき、被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講ずるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- (1) 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理
- (2) 耐震性の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)
- (3) 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

2 (一社)宮城県LPガス協会

- (1) (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一つとして、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。
- (2) 町は、県とともに、協会が実施する対策等に対して適宜、指導助言することにより、その完遂を支援する。

- (3) 災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

3 広報の実施

ガス事業の管理者等は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第6 電信・電話施設（東日本電信電話㈱宮城支店）

東日本電信電話㈱宮城支店は、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備を更に促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組に努める。

町は、東日本電信電話㈱宮城支店が実施する対策等に対して協力をする。

第9節 危険物施設等の予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・警察署・保健福祉事務所
------	------------------------

第1 目的

震災時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2 各施設の予防対策(危機管理課・消防本部)

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第3 危険物施設(危機管理課・消防本部)

町内の危険物施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、消防本部は、危険物を使用する施設の管理者に対し、法令上の基準の遵守、施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底、自主保安体制の充実・強化、自衛消防組織による訓練等について指導する。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

第5 化学薬品等の出火防止対策（保健福祉事務所・消防本部）

町域の学校、病院及び研究施設等に保管されている化学薬品（危険物、毒物、劇物、薬品類）が、地震動で転倒又は落下し、混触や酸化により発火するなど火災を発生させるおそれがあるので、施設管理者に対する防災指導を行う。

第6 町長の措置要領

- 1 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、消防本部又は南三陸消防署に連絡し、必要な措置を要請する。
- 2 町長、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合管理者及び警察署長は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期すため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 予防査察の実施
危険物施設等について、位置、構造、設備の管理状況及び関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導する。
また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し・事故防止に努める。
 - (2) 危険物取扱者に対する指導教育
危険物取扱者関係者に対し、適宜、講習会、研修会などを開催し、法令の説明、危険物の貯蔵取扱等適切な保守管理について指導する。
 - (3) 火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設管理責任者等に火災予防に関し自覚を促し、届出義務を履行させる。
 - (4) その他火災予防に対する措置を徹底する。
- 3 町長は、危険物、火薬類、高圧ガスの防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部・消防署、警察署及び県と相互に情報交換する。

第10節 防災知識の普及

主管部署	危機管理課・保健福祉課・教育総務課・ 産業振興課・消防本部・海上保安署
------	--

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町その他の防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配布し、更に防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底(危機管理課・保健福祉課・産業振興課・消防本部・海上保安署)

1 町職員への防災知識の普及

災害発生時の町は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたる。

また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配布、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、次による方法、内容を含む。

(1) 教育の方法

- ア 講習会・研修会の実施（地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用）
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

(2) 教育内容

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- キ 町防災計画の内容

- ク 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法）
- ケ 各種防災情報システムの操作方法等
- コ 家庭及び地域における防災対策
- サ その他必要な事項

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練及び防災に関する研修会等を実施する。

実施に際しては、広報紙・パンフレット・ホームページ及び新聞広告等を活用し、広く周知するとともに、町民の積極的な参加を呼びかける。この際、その他の防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知する。

(2) ハザードマップ等の活用

町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(3) 普及・啓発の実施

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

<住民等への普及・啓発を図る事項>

- ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 災害危険性に関する情報
 - (ア) 各地域における避難対象地区
 - (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識など
- オ 避難行動に関する知識
 - (ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (イ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - (ウ) 指定された避難場所への移動が危険を伴う場合の近隣の退避場所への避難
 - (エ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識など
- カ 家庭内での予防・安全対策
 - (ア) 「最低3日間・推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (イ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - (ウ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (エ) 出火防止等の対策の内容

(オ) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めることなど

キ 災害時にとるべき行動

(ア) 地震が発生した場合の出火防止

(イ) 近隣の人々と協力して行う救助活動

(ウ) その他避難勧告等の発令時にとるべき行動

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、避難場所での行動など

ク その他

(ア) 正確な情報入手の方法

(イ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(ウ) 住居の耐震診断と必要な耐震回収の実施

(エ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保

(オ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など

(4) 避難行動要支援者及び観光客等への配慮

ア 避難行動要支援者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たっては、避難行動要支援者へも配慮し、以下の項目について実施に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(ア) 外国語パンフレット等の作成・配布

(イ) 障害者、高齢者の常備品等の点検

(ウ) 介護者の役割の確認

イ 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難所、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難所、避難場所及び避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、町民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが町民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町は、避難場所、避難路及び避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、町民が日常生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難所及び避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発（徒歩避難の原則の周知）

町は、警察と連携し、徒歩避難の原則と状況に応じた避難の方法についての周知に努める。

(1) 車を運転中に大地震が発生したときにおける対応の基本

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオなどにより地震の情報や津波の情報、交通の情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車を置いて避難する場合は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

オ 引き続き車を運転する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意する。

(2) 車を運転中以外の場合に大地震が発生したときにおける対応の基本

ア 津波から避難をするためにやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

イ 津波から避難をするためにやむを得ず車を使用する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意する。

第3 学校等教育機関における防災教育(教育総務課)

1 学校等教育機関は、町その他の防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え学習させる「自主的に行

動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

- 4 教育委員会及び生涯学習関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町教育委員会及び県は、防災教育及び防災体制の充実にために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には町で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町教育委員会及び県は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町教育委員会及び県は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 県及び町教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。

第4 町民の取組

被害の大きさは町民の心構えによって大きく異なることから、町民は、被害の軽減や最小化(減災)につながるよう、普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止策、家庭内の連絡体制の確保や非常持出品の確認などを行うとともに、自発的に防災活動に参加し、また、ボランティア活動にも積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

さらに、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなど、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間・推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内

での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 石碑やモニュメントの継承

町は、チリ地震津波、東日本大震災における津波高等について、石碑やモニュメント等の整備により正しく後世に伝える。

3 伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第1.1節 地震防災訓練の実施

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

町は、地震発生時に、その他の防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や防災意識の高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は、評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民がとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる季節や天候に応じた内容における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 総合防災訓練(危機管理課)

町は、毎年、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練は、自衛隊などの関係機関の参加も得ながら、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、町内全小中学校及び教職員等の多様な世代から多数の住民が参加し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

さらに、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行

う小規模な訓練についても普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては、次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項(シナリオ)については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関が多数参加・連携する訓練の実施

組織を越えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び避難行動要支援者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、避難行動要支援者の視点に立ち、避難行動要支援者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第5 学校等の防災訓練

- 1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校外活動(自然体験学習、校外学習を含む。)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が避難所や避難場所となることを想定し、町は、学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第6 企業の防災訓練

- 1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 避難場所として指定されている場合は、地震発生の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体、各自治会及び地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- (1) 避難訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 救急救命訓練
- (4) 災害発生時の安否確認方法
- (5) 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- (6) 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- (7) 災害救助訓練
- (8) 町、自治会、他企業との合同防災訓練
- (9) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第12節 自主防災組織等の育成

主管部署	危機管理課・消防本部
------	------------

第1 目的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ確かな行動をとることが不可欠である。このため、町は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割(危機管理課・消防本部)

1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という「自助・共助」の意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導(危機管理課・消防本部)

1 自主防災組織の現状

現在、町の自主防災組織として、行政区、自治会等を中心とする自主防災組織が結成されているほか、各行政区に主婦を中心とした婦人防火クラブが結成され、初期消火訓練や応急救護訓練、炊き出し訓練等を行い、防災知識の習得に努めている。また、小学校児童による少年少女消防クラブが結成され、避難訓練等を行うとともに火災予防について学んでいる。

2 町の役割

町は、自主防災組織の育成の主体として、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 町は、行政区、自治会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。
- (2) 町は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について、町は財政的援助等を実施する。
- (4) 町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制

の充実を図るため、その他の防災関係機関と協力し、南三陸町自主防災組織連絡協議会(仮称)の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動(危機管理課・消防本部)

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が迅速・適切な措置をとることができるようにするため、町等が実施する防災訓練へ参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、町その他の防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる町その他の防災関係機関

ウ 町その他の防災関係機関との連絡方法

エ 町その他の防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ

等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、町その他の防災関係機関の活動に委ねることになるので、町その他の防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当てを実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

町長、警察官等から避難の勧告又は指示が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地……………火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸……………津波
- (エ) 河川……………決壊・氾濫

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 警察

警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、必要な支援を行う。

第5 事業所等の自衛消防組織(消防本部)

事業所等は、従業員、利用者等を安全に守るとともに、地域において災害が拡大することのないように的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の地域避難所としての提供
- (9) 地元消防団との連携・協力

第13節 ボランティアの受入

主管部署	危機管理課・保健福祉課・社会福祉協議会
------	---------------------

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町その他の防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、町と民間団体等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所の運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者への心のケア
- (6) 高齢者、障害者等の介護
- (7) がれきの撤去
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 ボランティア活動の環境整備(危機管理課・保健福祉課・社会福祉協議会)

町及び県は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

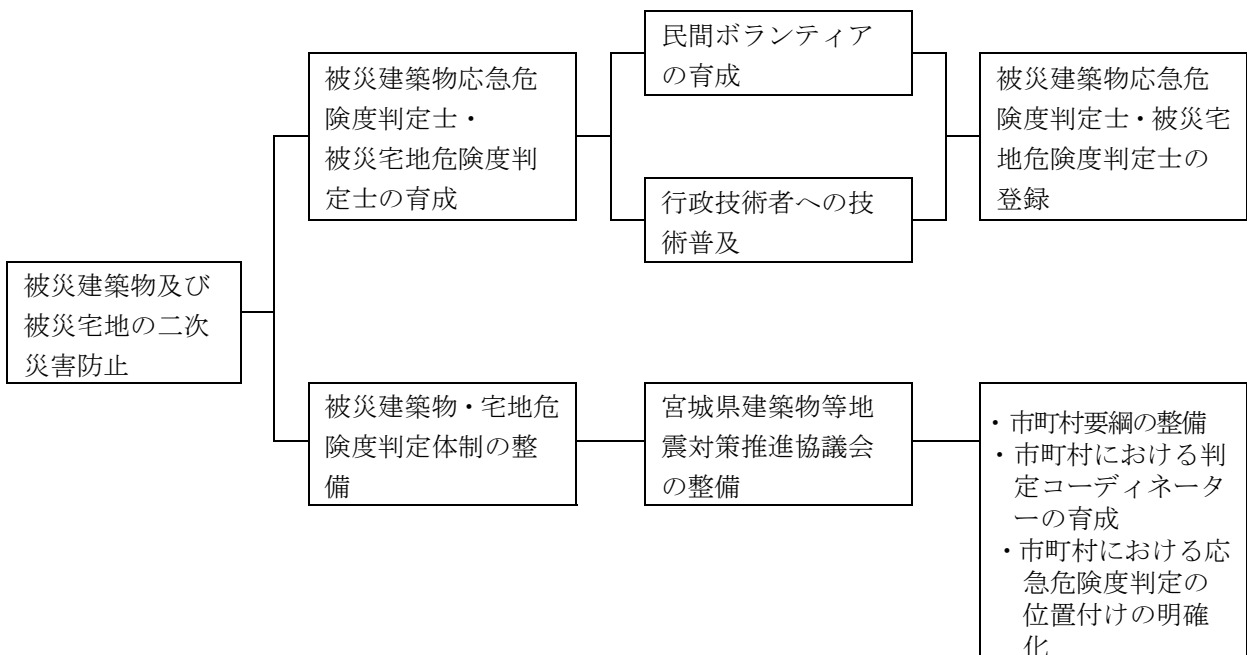
第4 専門ボランティアの登録(危機管理課・保健福祉課・社会福祉協議会)

主な専門ボランティアは、次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、市町村要綱の整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努めている。



宮城県建築物地震防災総合フロー (部分)

2 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

3 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらおうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被害状況を把握する。

4 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や町の職員だけでは十分な対応

ができない。そのため、ボランティア関係団体は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も併せて行う。

第5 一般ボランティアの受入体制(保健福祉課・社会福祉協議会)

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティア(自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に生かすことを主目的とするのではなく、自らの時間と労務を被災地に提供することを主目的として被災地外から駆けつける個人又は団体単位のボランティア)の受入れは、南三陸町社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、町レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

1 ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアがすぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時からボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域のボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、町と協力し、ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

2 ボランティア受入拠点の整備

町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置場所の決定、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

3 受入体制の整備

町社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

4 ボランティア関係団体とのネットワークの整備

町社会福祉協議会は、ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

第14節 企業等の防災対策の推進

主管部署	危機管理課・産業振興課
------	-------------

第1 目的

企業等は、自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けのおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

このため、町その他の防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練の参加等を呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に行う。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に行うなど、事業の継続的な実施力の向上に努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講ずるよう努める。

2 町その他の防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町その他の防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業の防災力向上対策

町は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図る企業の優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成する等、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第15節 地震調査研究等の推進

主管部署

危機管理課

第1 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関で行われている情報及び県における調査を収集・整理し、震災対策に生かすよう努める。

第2 被害想定状況調査（宮城県）

1 地震被害想定調査等の実施

- (1) 第一次地震被害想定調査(昭和59年度～61年度)
- (2) 第二次地震被害想定調査(平成7年度～8年度)
- (3) 第三次地震被害想定調査(平成14年度～15年度)
- (4) 第四次地震被害想定調査(平成22年度～23年度 東日本大震災の発生により中止)

2 主要活断層の調査

- (1) 長町～利府線断層帯(平成7年度～12年度)
- (2) 仙台平野南部地域地下構造調査(平成14年度～16年度)

第3 調査研究の連携強化

調査研究については、平成15年度に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などと連携し、概ね次の事項について実施する。

- 1 本町における地震災害の想定
- 2 公共施設等の耐震性の基準作成等
- 3 国・県・大学等の地震災害関連研究結果の収集・分析

第16節 情報通信網の整備

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話に不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想される。このため、町その他の防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から停電を想定した実践的な訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第2 町における災害通信網の整備(危機管理課)

1 情報伝達ルートの多重化

町は、その他の防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 町防災行政無線の整備拡充

- (1) 町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線の整備拡充に努める。
- (2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進するものとし、各設備等については耐震性の強化に努める。
- (3) 町は、消防庁から伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し、住民へ周知するよう努める。

3 宮城県防災行政無線

災害時における町と県との通信手段としては、NTT回線等のふくそうが予想されるので、宮城県防災行政無線を使用し、情報を的確に把握して応急対策に当たる。

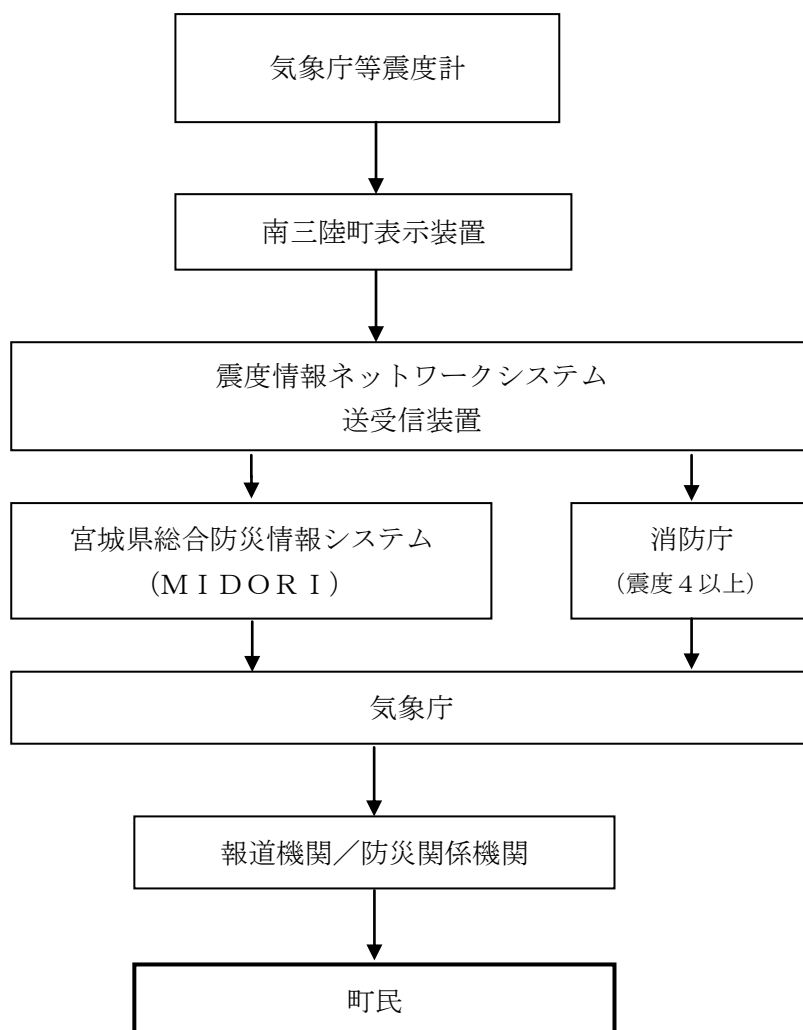
4 地域衛星通信ネットワークの整備拡充

町は、災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、宮城県地域衛星通信ネットワークを活用し、県と連携を図り充実及び強化に努める。

5 震度情報ネットワークシステム

県は、平成8年度に各市町村に震度計を設置し、地震発生後、即時に県内各地の震度データ等を県庁に収集、また、直ちに仙台管区気象台及び消防庁に対し自動伝送できるシステムを整備し、迅速な被害想定、応急対策活動を図るとともに、国等の迅速な応援体制の確立の万全を期している。

町では、本庁舎内に設置してある気象庁の震度計又は歌津中学校敷地内に設置している独立行政法人防災科学技術研究所のいずれかの震度計の大きい方を基にして初動体制をとる。



震度情報ネットワークシステム及び県総合防災情報システム概略図

6 衛星携帯電話

町は、災害に途絶しない通信を確保するため衛星携帯電話の拡充を図る。

7 一般電話

災害時には、必要な通信を確保するため、災害時優先電話を有効活用する。

第3 職員参集等防災システムの整備(危機管理課)

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、町職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

第4 地域住民等に対する通信手段の整備(危機管理課)

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、町民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システム（Lアラート）を介し、NHK、民間放送、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、戸別受信機の更なる普及、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

3 避難行動要支援者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、避難行動要支援者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発に努める。

第5 孤立想定地域の通信手段の確保(危機管理課)

町は、地震による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

第6 非常用電源の確保(危機管理課)

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料を確保する。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所に設置する。

第7 大容量データ処理への対応(危機管理課)

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散化を図る。なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

第8 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

第9 災害伝言ダイヤル等の活用(危機管理課)

町は、大規模な地震災害時においては、被災地への通信がふくそうした場合においても被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる『災害伝言ダイヤル 171』や携帯電話各社が提供している『災害用伝言板』について町民へ周知する。

第17節 職員の配備体制

主管部署	全部署
------	-----

第1 目的

大規模地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町その他の防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進し、及び優先度の高い通常業務を継続するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。そのため、町その他の防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

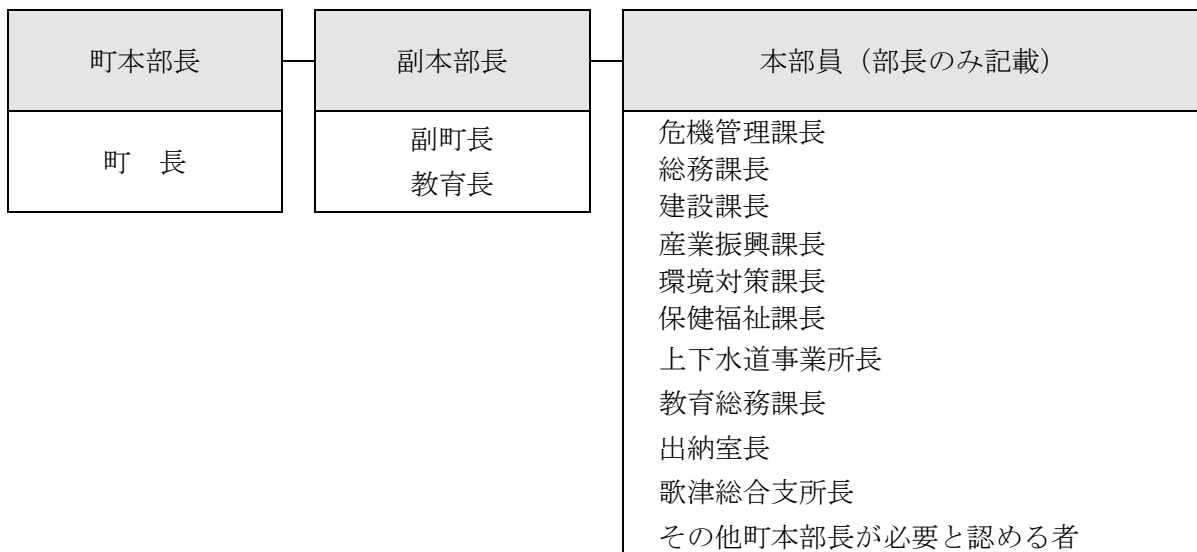
第2 配備体制の明確化

町は、町域において震度「5弱」又は「5強」を観測したとき、その他副町長が必要と認めたとときには警戒本部を、また、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）が気象庁から発表されたとき、町災対本部を自動的に設置する。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

1 町災対本部

(1) 町災対本部の組織

町災対本部の組織は、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。



(2) 指揮命令系統

町長が不在等により町本部長として指揮を執れない場合、副町長、総務課長、企画課

長の順に指揮を執る。

(3) 町災対本部の設置及び廃止

町長は、町域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときに町災対本部を設置(ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する)し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から、自動設置となる場合と、町長が必要と認めた場合と、それぞれにおける指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに県へ報告するとともに、関係機関へ公表する。

(4) 町災対本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア 町災対本部会議

町本部長は、町本部長・副本部長及び本部員で構成する町災対本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議、決定する。

イ 各部

各部は、町における災害対策活動組織として、町災対本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災対本部

町本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地災対本部を設置する。

2 警戒本部(地震被害・津波予警報等情報収集)

(1) 地震0号配備(警戒配備)

町域で震度4(2地点ある観測点のいずれか震度の大きい方)を観測したときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、津波に関する情報及び地震による被害に関する情報の収集並びに必要なに応じた広報等を実施する。

(2) 地震1号配備(特別警戒配備)

町域で震度5弱又は震度5強(2地点ある観測点のいずれか震度の大きい方)を観測したとき、その他副町長が必要と認めたときに、副町長を本部長とする警戒本部(本部員:危機管理課長、総務課長、企画課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長)を設置し、津波に関する情報及び地震による被害に関する情報の収集並びに必要なに応じた広報等を実施する。

3 職員参集手段等の構築

職員の参集手段は、南三陸町初動マニュアルの「職員の参集基準」、「配置の伝達・報告」に則り、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、速やかな町災対本部等の立上げを行う。

第3 防災関係機関の配備体制(各機関)

防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、県並びに法令

及び防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

また、病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等避難行動要支援者収容施設、町営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第4 マニュアルの作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

第5 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP: Business Continuity Planning)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

町は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員の心のケア

町は、災害への対応が長期に渡ることにかんがみ、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。

第18節 防災拠点等の整備

主管部署	危機管理課・消防本部・各課・各機関
------	-------------------

第1 目的

町その他の防災関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる避難所、避難場所、防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、震災時に必要となる防災物資及び資機材については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備(危機管理課・消防本部)

- 1 町は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
また、災害現場での応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の充実に努める。
- 2 防災関係機関は、災害対策を講ずる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。
また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 町は、防災拠点施設において物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段を確保する。
- 3 町は、庁舎等の防災拠点が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊、日本赤十字社等の部隊の展開・宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点及び緊急輸送ルート等の確保並びにこれら拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 ヘリポートの整備

町は、大規模地震災害時における、ヘリコプターの有効活用を図るため、ヘリポートとして対応できる場所を整備充実する。

第5 防災用資機材等の整備

1 防災用資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて、整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも

努める。

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。なお、関係機関及び団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第6 防災用資機材等の確保対策

1 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、市街地における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、関係機関や事業者との連携により大型重機の確保に努める。

第19節 相互応援体制の整備

主管部署	危機管理課
------	-------

第1 目的

大規模地震が発生した場合には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備（危機管理課）

1 受入体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及びその他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は時間との競争であるため、町は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画の具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定（危機管理課）

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部署の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 県内市町村間の相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村との相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を推進する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第4 県による町への応援

1 連携体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

町及び県は、大規模災害が発生した際の応援を迅速かつ的確に実施できるよう、町・県合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第6 資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第7 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第8 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で

応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第20節 医療救護体制の整備

主管部署	保健福祉課・南三陸診療所・保健福祉事務所
------	----------------------

第1 目的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、災害時には本町の医師又は医療機関が被災する場合や、交通機関、通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 医療救護体制整備(保健福祉課・南三陸病院・保健福祉事務所)

1 町の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

ア 町は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災対本部内に医療救護を担当する部門を設け、責任者をあらかじめ定めておく。

イ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ 町は、医療救護体制について県が設置した地域災害医療支部の保健福祉事務所への連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(2) 医療救護所の指定

ア 町は、地震災害時に町内の医療機関が被災したことにより、また、多数の負傷者が発生し町内の医療機関だけでは対応しきれない場合等、必要に応じ日本赤十字社、気仙沼市医師会等の協力を得て、初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を設置する。

医療救護所の設置場所には、保健センターその他の施設、被災地付近の小中学校等又は避難所となる小中学校等をあて、応急措置に必要なテント、救護用医療資機材、タンカ、照明機材、発電機等を整備する。

また、テントの設置等に当たっては、必要に応じ、日本赤十字社に対し協力を求める。

なお、町内における医療救護所の設置予定場所(保健センターその他の施設)は、次のとおりとする。

名 称	所在地	電 話
総合ケアセンター南三陸	志津川字沼田 14-3	0226-46-2601
南三陸病院	志津川字沼田 14-3	0226-46-3646

イ 町は、障害者などの避難行動要支援者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部の保健福祉事務所に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

ウ 保健福祉事務所は、平常時から町の医療救護所の設置が予定される場所を確認しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに必要に

応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

ア 町は、医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成に当たっては気仙沼市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 町で編成した医療救護班については、保健福祉事務所へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、震災が発生した場合、直ちに日本赤十字社等の医療救護活動が円滑に開始できるよう施設・場所を提供する。

(6) 負傷者の医療機関への搬送体制

町は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係各課及び気仙沼保健福祉事務所、医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

またヘリコプターによる搬送も有効であるため、町は県（消防課）と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

2 医療機関等の状況

(1) 町の公的医療機関等の状況

町内の公的医療機関の状況は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	診療科目	常勤医師数	病床数
南三陸病院	志津川字沼田 14-3	0226-46-3646	内科、外科、整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、婦人科、歯科口腔外科	6	一般 40 療養 50

(2) 救急告示病院、災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)等

本町で災害時に町内の医療施設で対応できない場合、県の指定する次の救急告示病院(気仙沼医療圏)、災害拠点病院等との収容・連携体制を整備する。

ア 告示病院等

石巻・登米・気仙沼医療圏における救急告示病院は次のとおりである。

石巻・登米・気仙沼医療圏救急告示病院 (平成25年11月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話	診療科目	管理者	病床数
1	気仙沼市立病院	気仙沼市田中 184	0226-22-7100	内科/呼吸器科/消化器科/循環器科/小児科/外科/整形外科/脳神経外科/皮膚科/泌尿器科/産婦人科/眼科/耳鼻咽喉科/放射線科/リハビリテーション科/麻酔科/歯科口腔外科	病院長	451
2	猪苗代病院	気仙沼市南町 1丁目3-7	0226-22-7180	内科/消化器科/外科/整形外科/形成外科/皮膚科/泌尿器科/肛門科/リハビリテーション科	病院長	60

番号	施設名	所在地	電話	診療科目	管理者	病床数
3	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中 25 番地	0220-22-5511	内科/小児科 外科/乳腺外科/血管外科/整形外科/皮膚科 眼科/泌尿器科/産婦人科/耳鼻咽喉科/放射線科/リハビリテーション科/脳神経外科/麻酔科	病院長	228
4	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地	0220-42-2007	内科/整形外科/小児科	病院長	49
5	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下 7 4 番地 1	0225-76-2023	内科/小児科/外科 整形外科/皮膚科 眼科/歯科	病院長	99
6	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 7 1 番地	0225-21-7220	内科/神経内科/呼吸器内科/消化器内科/循環器内科腫瘍内科/外科/乳腺外科/脳神経外科/呼吸器外科/心臓血管外科/整形外科/形成外科/小児外科/産婦人科/小児科/耳鼻咽喉科/眼科/皮膚科/泌尿器科/リハビリテーション科/麻酔科/緩和医療科/放射線診断科/放射線治療科/救急科	病院長	452
7	石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地	0225-45-3185	内科/外科/歯科	病院長	25
8	齋藤病院	石巻市山下町一丁目 7 番 2 4 号	0225-96-3251	内科/神経内科(脳神経内科) /循環器科/消化器科/呼吸器科/心臓血管外科/リハビリテーション科(糖尿病外来)	病院長	172
9	仙石病院	東松島市赤井字台 53-7	0225-83-2111	泌尿器科/脳神経外科/内科(消化器・腫瘍内科、循環器、呼吸器) /皮膚科	病院長	120
10	真壁病院	東松島市矢本字鹿石前 109-4	0225-82-7111	内科/外科/循環器内科/消化器内科/消化器外科/心臓血管外科/整形外科/小児科/心療内科/放射線科/人工透析内科/リハビリテーション科/血液内科	病院長	52
11	女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山 51-6	0225-53-5511	眼科/小児科/皮膚科/心療内科	病院長	19
計						1727

南三陸町に係る災害拠点病院（平成25年4月1日現在）

災害拠点病院	医療機関名	所在地	ベッド数
基幹災害 拠点病院	国立病院機構 仙台医療センター (救・D)	仙台市宮城野区宮城野2丁目8-8 連絡先 022-293-1111 (代表)	698床
地域災害 拠点病院	気仙沼市立病院	気仙沼市田中184 連絡先 0226-22-7100 (代表)	451床

救：救命救急センター（高度救命救急センターを含む）

D：宮城DMAT指定病院

イ 災害拠点病院の機能

- (ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- (イ) 患者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (ウ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- (エ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能
- (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出

3 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 県及び町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるよう、医療機関への搬送等のための体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星携帯電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- (1) 町は、必要と認められる救急医療セット、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、備蓄し、定期的に点検、補充を行い、緊急に必要な医薬品及び医療資機材については、町内の各病院等及び薬局等に必要となる量を備蓄するよう呼びかける。
- (2) 町は、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合には、県（気仙沼保健福祉事務所）への要請を行うなど確保体制の整備を行う。

2 マンパワーの確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、気仙沼市医師会や宮城県薬剤師会気仙沼支部とあらかじめ協議しておく。

第2.1節 火災予防対策

主管部署	危機管理課・消防本部・産業振興課・海上保安署
------	------------------------

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、町その他の防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止・火災予防の徹底(危機管理課・消防本部)

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油及び電気等の火気使用施設・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。

このため、町及び消防機関は、出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

また、町民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止するため、平常時から以下の点について指導する。

1 防災教育の推進

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人一人の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育（広報・講習会等により火気取扱いについて注意を喚起）を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間防火組織としての自主防災組織、婦人防火クラブ等が南三陸町全域に設立されるよう育成指導を強化する。

2 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時の火災は火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いと考えられる。

消防機関は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防条例(昭和47年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合条例第15号)に基づき、耐震安全装置付き石油燃料器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、消火器、火災警報機をはじめとする住宅用防災機器の普及や火気使用設備・器具の点検と整備について指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、飲食店及び病院等の防火対象物並びに多量の火気を使用する工場等に対して、重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止措置、震災時における従業員の対応等について指導する。

また、電源復旧時に火災が発生する割合も高いことから、避難時等に主電源を切断するなどの広報及び訓練も実施し、建物からの出火を抑制する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の火災発生及び延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育及び防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、消防機関は、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、防火管理者の資質の向上を図り、選任義務のある防火対象物については、防火

管理者の選任を励行させる。

第3 消防力の強化(危機管理課・消防本部)

1 消防資機材等の整備

町は、消防力の整備指針(平成17年消防庁告示第9号)に基づき、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成23年度を初年度とする第4次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

2 消防団の育成

消防団は地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重大な役割を果たしている。しかしながら、本町の消防団は、団員の減少や高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、町は、次の観点からその育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識及び技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては、消防団への参加・協力等の環境づくりを進める。
- (2) 消防団員が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、高校への働きかけ等を通じて消防団への参加を推進する。また、消防団員の資質向上を図るための教育、訓練の充実を図る。

3 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第4 消防水利の整備(危機管理課)

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保できなくなることから、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等消防水利の多様化の促進に努める。

第5 消防計画の充実強化(危機管理課・消防本部)

消防本部は、火災予防計画等を定める消防計画について、早期にこれを作成するとともに、当該計画は、毎年「消防力の整備指針」で示された内容等を反映させるなどの検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正し、当該計画の一層の充実を図る。

第6 海上における火災の防止(危機管理課・産業振興課・海上保安署)

1 地震による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中において地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、

震災時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

(2) 一般船舶

海上保安署は、震災時には、係留施設の損壊、護岸の陥没、船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

2 火災予防

(1) 在港船の臨船指導により、備付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導強化する。

(2) 関係民間団体等の相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材等の備蓄整備を図る。

(3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第2.2節 緊急輸送活動対策

主管部署	建設課・産業振興課・国道維持出張所・ 土木事務所・地方振興事務所・警察署
------	---

第1 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関は、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送ネットワークの形成(建設課・産業振興課・国道維持出張所・土木事務所・地方振興事務所・警察署)

1 緊急輸送ネットワークの設定

町・県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点・集積拠点について把握・点検しておく。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

町及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、耐震性の確保に特に配慮する。

第3 緊急輸送道路等の確保(建設課・産業振興課・国道維持出張所・土木事務所・地方振興事務所・警察署)

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者(町・県・国)は、関係機関と協議し、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に、特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、漁港等管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている施設について、耐震性を考慮した整備等を進め、緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 緊急輸送道路の整備

- (1) 道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。
- (2) 町は、倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、町が選定した緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

3 災害発生時の運転者の義務の周知

町は、災害発生時において、災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、警察が実施する「車両を左側に停止させる、避難のためには、原則として車を利用しない。」といった運転者の義務等についての周知に協力する。

4 道路啓開体制の整備

- (1) 町及び道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。
- (2) 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役場、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制(危機管理課)

1 緊急通行車両に係る確認手続

町は、災害対策基本法に基づき交通規制が行われる場合に備え、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

(1) 事前届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制等が実施された場合における緊急通行車両等の取扱いについては、南三陸警察署に対して事前届出の申請手続を行い、事前届出済証等の交付を受けておく。

(2) 事前届出の対象車両

災害発生時に、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される町有公用車等について、緊急通行車両事前届出を行う計画がある車両。

2 輸送手段に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じてトラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、事前から検討しておく。

3 緊急輸送の環境整備

町は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定を締結する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 緊急輸送道路の周知

町は、災害時に緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、平常時から職員に対し周知徹底させるほか、広報紙等を活用し、住民へ緊急輸送道路の周知に努める。

6 復旧体制の整備

町及び道路管理者は、橋りょう、一般道、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、

応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第6 港湾・漁港機能の確保

漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、町及び関係機関との連携のもと、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

第7 海上輸送の確保(産業振興課)

町は、道路が被災し、陸上輸送が不可能な場合又は大量に物資等を輸送する場合等は、関係機関の協力を得て海上輸送を速やかに実施できるよう、湾内及び漁港施設における障害物の除去、輸送に必要な人員、船舶等の確保について当該関係機関と協議する。

第2.3節 避難対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課
------	-----------------------

第1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立及び労務、施設、設備並びに物資の整備に努める。

緊急に避難する場所としての避難場所、避難所及び避難所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に町民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故などの発生のおそれがあることから、地震発生時の避難は、避難場所（安全な高台）までに距離があり、津波から避難するためにはやむを得ず車を使用しなければならない場合その他の特別の事情がある場合を除き、徒歩によることとする。

このため、町は、自動車運転免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

また、町は、やむを得ない車による避難も行われることを考慮し、警察その他の関係機関と十分に調整した上で、避難者が安全かつ確実に避難できる方策について検討する。

第3 避難所等の確保(危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課)

1 避難所等の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震や、地震による火災等の災害から町民が避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として避難所等を確保し、これらの避難所等への誘導標識の設置等により、町民や外来者への周知徹底に努める。

また、避難所が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

2 公共用地等の有効活用

町は、避難所等の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難所等として活用する。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、避難所と位置付けられる学校等には、備蓄倉庫、通信設備を整備する。

なお、町は、災害公営住宅集会所として整備する施設等、地域における各種活動の拠点となり得る施設について、備蓄倉庫を設置し、計画的な備蓄を行う等、効果的・効率的な避難対策の実施のために必要な対応について積極的に実施する。

6 避難所等の条件

避難所、避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、次の条件に留意する。

(1) 避難場所

- ア 火災によるふく射熱及び余震による被害の危険性のない場所であること。
- イ 津波、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ウ 地割れ及び崖崩れのおそれのない場所であること。
- エ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- オ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を受入れできる広さを確保すること。
- カ 危険物施設等が近くにないこと。

(2) 避難所

- ア (1)の避難場所で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- イ 救援及び救護活動を実施することが可能であること。
- ウ 給水及び給食等の救助活動が可能であること。
- エ 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていること。
- オ 避難所及びその近辺で、3日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていること。
- カ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていること。
- キ その他被災者が生活する上で、町が適切と認める場所であること。

7 避難所、避難場所及び自主受入避難所

本町の避難所、避難場所は、地震、風水害の災害事象に対する要件を勘案したものと指定する。

指定した避難場所及び避難所には案内板等を設置することにより場所の明確化を図るとともに、住民に対して防災マップ等の配布等を行い、場所の周知を徹底する。なお、案内標識等を整備する際には、夜間照明、外国語の併記等についても考慮する。

なお、前記6の条件をできるだけ満たす施設を、自主受入避難所として設定し、自主受入避難所の抱える課題等の解消に努める。

第4 避難路の確保(危機管理課・建設課・産業振興課)

町は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、「津波避難のための施設整備指針」(平成24年3月宮城県)に基づき、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者(町・国・県道)及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、適宜、手すり・階段等、地域の実情に応じた避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分に考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、主要幹線道路、町内の主要地点及び町の主要施設に避難場所等案内標識等を設置する。

また、標識の整備に際しては、記載事項を英語で表記するなど必要な措置を講ずるとともに、案内標識に夜間照明をつけるなど夜間の避難をも考慮する。

(2) 多言語化の推進

町は、避難所等や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられたことから、町は、原則徒歩避難の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋りょう部など、障害となる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行い、必要な対応を検討する。

第6 避難誘導體制の整備(危機管理課)

1 行動ルールの策定

町は、消防団員、警察官、交通安全指導員、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、支援者、町民等に周知し、二次被害の防止に努める。

2 避難誘導・支援訓練の実施

避難誘導は、南三陸警察署の協力を得て、町職員、交通安全指導員及び消防団員が行うこととし、日頃から、地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、消防団や関係機関等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町内の福祉団体、民生委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第7 避難行動要支援者の支援方策（保健福祉課）

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を編成する等し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持出品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持出品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

5 外国人等への対応

町その他の防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、環境の整備に努める。

(1) 地域全体での避難行動要支援者の支援体制の整備

(2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（絵文字）の活用等や多言語化の推進

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及

第8 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの方策の策定

町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定め、その適切な運用に努める。

(2) 安全確保対策の検討

学校長は、地震が発生した場合又は町が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における児童生徒等の安全を確保するための対策を検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校長は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校等に留めることや、避難行動を促す。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の作成(危機管理課)

1 町の対応

町は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画を策定するとともに、その内容について住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、地域住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する理解の促進を図るよう努める。

この他、避難計画の策定に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、その避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

(1) 避難準備情報、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法

(2) 避難路及び避難経路、誘導方法

(3) 避難場所の名称、所在地、受入れ可能人員

(4) 避難所の名称、所在地、受入れ可能人員

2 公的施設等の管理者

学校、病院、体育館、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第10 避難に関する広報(危機管理課)

町は、避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難所、避難場所、避難路等を記載したマップの作成、町民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の広報について習熟する。

第2.4節 避難受入対策

主管部署	危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課・建設課・土木事務所
------	---------------------------------

第1 目的

大規模地震災害時には、地震による建物の倒壊、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際、速やかに開設、運営ができるよう指定するとともに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確にし、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保(危機管理課・総務課・教育総務課・保健福祉課)

1 避難所の選定と周知

町は、県と連携し、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受け入れるための避難所として、避難受入施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を広く周知する。

この場合、避難受入施設は、原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 避難場所と避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を、緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 避難所の代替施設の指定

町は、避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

4 避難所の選定要件

「本編第2章 第23節 避難対策 第3 避難所等の確保」で示した条件を満たす場所に立地する施設であること。

5 避難所の施設・設備の整備

(1) 避難所の施設の整備

町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定された避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、避難行動要支援者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

(1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。

- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。この場合、避難者数を想定して、必要な数の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (5) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成し、配置しておく。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症調査監視の実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

7 県有施設を避難所とする場合の対応

町は、県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所等を、必要に応じてあらかじめ指定しておく。

(2) 他市町村での受入拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入が困難な在宅の避難行動要支援者や、被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め

るよう努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を検討する。

2 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど避難行動要支援者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における家庭動物の対策

町は、避難所における家庭動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、避難所マニュアルに記載する。

第5 応急仮設住宅対策(危機管理課・総務課・建設課・土木事務所)

応急仮設住宅の建設については、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、委任された場合又は災害救助法の適用に至らない場合は、町長が行う。

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) マニュアルの作成

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニユ

アルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7 帰宅支援対策

町は、バス事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講ずる。また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、避難行動要支援者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系の拡充を行うとともに、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在が把握できる広域避難者、情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第8 孤立集落対策

- 1 町は、中山間地域、臨海地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれのある地域について、集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線双方向通信設備、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。
- 5 町は、国及び県と連携して、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、地震による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第2.5節 食料、飲料水及び生活物資の確保

主管部署	危機管理課・産業振興課・地方振興事務所・東北農政局
------	---------------------------

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救護物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 町民等のとるべき措置(危機管理課)

- 1 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 町民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、更には地域住民も考慮しながら、「最低3日間・推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄(危機管理課・産業振興課)

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国、県の公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等に集中備蓄し、災害発生後に被災地において大量に必要となり、かつ、迅速に対応すべきものは避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行うなど、それぞれの備蓄拠点を設ける体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制(危機管理課・産業振興課)

1 食料・生活物資の調達

- (1) 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。
- (2) 町は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ南三陸商工会など関係業界と協議し、災害時における生活物資供給等の協力に関する協定を締結するなど、物資調達のための体制を検討する。また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる必需品についてあらかじめ備蓄調達体制を整備し、供給計画を定めておく。

2 飲料水の調達(上下水道事業所)

- (1) 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。
- (2) 町は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク及び浄水機等の給水資機材をあらかじめ検討する。
- (3) 町は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。

第6 燃料の確保(危機管理課・産業振興課)

1 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(2) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定した車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第26節 避難行動要支援者・外国人対策

主管部署	保健福祉課・危機管理課・企画課・町民 税務課・産業振興課
------	---------------------------------

第1 目的

大規模地震災害時には、避難行動要支援者、町内に在住する外国人、あるいは団体旅行客等も被災することが考えられる。

その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、更に避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。

第2 高齢者、障害者等への対応(保健福祉課)

一般に避難行動要支援者に関しては、身体機能などを考慮しながら平常時から次のような各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

- (1) 地域と日頃からの連携をとれるような対策（行政区等との連携）
- (2) 避難行動要支援者がどこに住んでいるのかを確認できる方法
- (3) 避難行動要支援者の避難所までの避難方法（自動車避難の必要）

このため、町その他の防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、避難行動要支援者の災害予防に万全を期する。

1 在宅の避難行動要支援者の災害予防対策

- (1) 要支援者避難支援プランの策定

町は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂。以下「ガイドライン」という。）等を参考に、自主防災組織、行政区、民生委員の協力を得ながら、避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人一人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、自動車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例もあることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

- (2) 避難行動要支援者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。なお、町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 避難行動要支援者の所在把握

町は、在宅で介護を受けている避難行動要支援者を、自主防災組織や、自治会や行政区などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

- (ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

- (イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- (ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要・最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。
なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 支援体制の整備

町は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、行政区などと連携し地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(4) 防災設備等の整備

町は、協力員(ボランティア等)や町による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(5) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(6) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、避難行動要支援者個々の特性に配慮した情報伝達手段の普及に努める。

2 社会福祉施設の予防対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性及び耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努め、特に施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の配備に努める。

さらに、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を推進する。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、町と連携し、施設相互間及び他の施設、近隣町民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従業者等に対し、避難経路及び避難所等を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の指定

町は、避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に、必要に応じて開設される「二次的避難所」として、民間の特別養護老人ホーム等の施設と協定を結び、福祉避難所として指定するように努める。

(2) 市町村の域を越えた要支援者の受入体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入が困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に充分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入も活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 避難行動要支援者自身の備え

町は、災害に備え平常時に避難行動要支援者自身あるいは家族ができる範囲で準備をするよう働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についての普及に努める。なお、避難行動

要支援者自身もこれらの備えの自助努力に努める。

- (1) 避難行動要支援者自ら積極的な登録
- (2) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。
- (3) 防災用品をそろえる。
- (4) 貴重物品をまとめておく。
- (5) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく。
- (6) 防災訓練や行事に参加する。など

第3 外国人支援対策(危機管理課・企画課・町民税務課・保健福祉課)

国際化の進展に伴い、外国人の増加が考えられることから、在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ・生活習慣の違い等から孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 町は、在住する外国人のニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるように地域に住む外国人に対し災害予防対策を周知する。
- 3 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、更には避難路等の周知徹底を図る。
- 4 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 5 町は、職場、地域に住む外国人を含めた防災訓練等を実施する。
- 6 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 7 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 8 町は、県の災害時通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じて県に通訳ボランティアの派遣の体制を検討しておく。
- 9 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 10 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への対策(産業振興課)

1 情報連絡体制の整備

本町は、南三陸金華山国定公園に編入されており、風光明媚で毎年100万人前後の旅行者が訪れており、災害時の処遇に配慮する必要がある。

このため町は、地震時の旅行者・釣客等の避難措置等を行うに当たって、観光協会、漁業協同組合等の関係機関と情報を密にし、連絡体制を整備する。

特に釣客については、遊魚船を利用した海上における地震災害時の対応、磯釣り等海岸線の陸上における地震の災害時の対応を考慮し、不特定多数者への情報伝達体制を整備する。

2 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

第27節 複合災害対策

主管部署	全部署
------	-----

第1 目的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、こうした複合的な災害について、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

第2 複合災害の応急対策への備え

町その他の防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策は、町防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施に当たっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生したときは、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒体制を速やかにとることを考慮する。
- (3) 複合災害発生時は、災害の全体像を把握し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 町は、複合災害時には、避難所等の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報について、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 町その他の防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 町その他の防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

ア 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

イ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

- (4) 複合災害時において、町その他の防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 原子力災害発生時の複合災害が想定される場合は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 町及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難所及び避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (4) 町及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

町その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第28節 廃棄物対策

主管部署	環境対策課・保健福祉事務所
------	---------------

第1 目的

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制(環境対策課・保健福祉事務所)

1 町の役割

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、町の処理能力を越える場合及び廃棄物処理施設が被災し、使用不可能になった場合の対策として、近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容(環境対策課・保健福祉事務所)

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 集運搬車両や清掃機品等を常備整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・運搬・処分に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

2 震災時における応急体制の確保

- (1) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置き場の配置計画を作成すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 近隣市町等との協力・応援体制を整備すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の被災調査及び応急対策に関する計画を作成すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) 仮設トイレについては、健常者のみならず、障害者用についても準備すること。
- (3) (1)及び(2)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第29節 積雪寒冷地における地震災害予防

主管部署

危機管理課・建設課

第1 目的

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所に対する整備、避難体制の整備等、雪に強い町づくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 除雪体制等の整備

町は、地震時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第3 避難所体制の整備

山間地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、町は、集落単位の一時的避難場所の確保について検討する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

第1 目的

町は、大規模地震を覚知したならば初動態勢を確立し、情報収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

- ※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい。

第2 初動対応の基本的考え方

町その他の防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

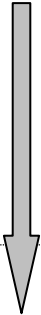
1 迅速な災害応急活動体制の確立

町は、法令及び町防災計画の定めるところにより、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、町その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

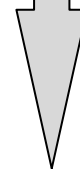
2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点による災害応急対策の主な流れを次に示す。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・町災対本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支接受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の処置（検視・洗浄） ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施



第3 町の活動

1 町の体制

- (1) 町は、町内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、その他の防災関係機関及び住民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」等に基づき、警戒本部又は町災対本部を設置する。
- (3) 町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。
 その際、県と町が一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準及び配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定めておく。
- (4) 町災対本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県防災計画に準ずる。
- (5) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (6) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の出向を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に

係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間の応援協定

町長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第4 町災対本部等

1 警戒本部（警戒配備・特別警戒配備）

警戒本部は、副町長を警戒本部長、総務課長を副本部長とし、危機管理課長、企画課長、建設課長及び教育総務課長を本部員、その他副町長が指名する職員を本部業務要員として設置する。

なお、警戒本部に準じる警戒体制（0号配備等。対応の統括者は、通常、危機管理課長と予定される。）を敷いた場合も、同様の対応による。

(1) 設置基準

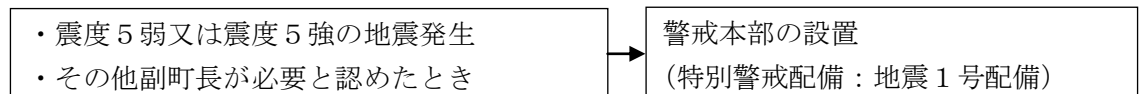
ア 警戒配備（地震0号配備）

町域で震度4（2地点ある観測点のいずれか震度の大きい方）を観測したときに、危機管理課長を統括者とする警戒配備体制を敷き、危機管理課等関係課の職員は、津波に関する情報及び地震による被害に関する情報の収集並びに必要なに応じた広報等を実施する。



イ 特別警戒配備（地震1号配備）

町域で震度5弱又は震度5強（2地点ある観測点のいずれか震度の大きい方）を観測したとき、その他副町長が必要と認めたときに、副町長を本部長とする警戒本部（本部員：危機管理課長、総務課長、企画課長、建設課長、歌津総合支所長及び教育総務課長）を設置し、津波に関する情報及び地震による被害に関する情報の収集並びに必要なに応じた広報等を実施する。



(2) 設置場所

警戒本部は、本庁舎内に置く。

(3) 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、概ね次のとおりとする。

- ア 地震に関する情報の受領及び関係機関への伝達
- イ 被害の発生状況の把握
- ウ 宮城県への必要な報告
- エ 応急措置の実施
- オ その他必要な事項

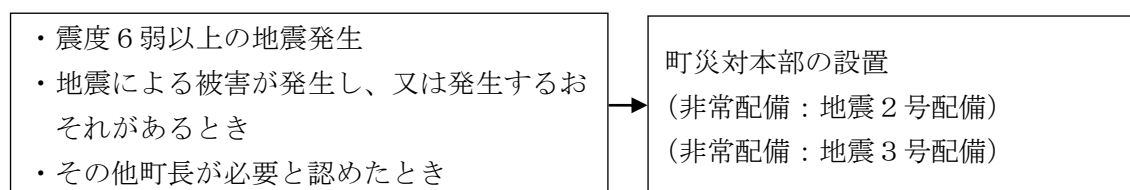
- (4) 各課等の防災活動
警戒本部の設置と並行して、関係する各課等においては、必要に応じた防災活動を実施する。
- (5) 廃止基準等
警戒本部の廃止基準等は、次のとおりとする。
- ア 警戒本部は、警戒本部長が災害の発生のおそれなくなったと認めるときに、廃止する。
- イ 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合においては、警戒本部を廃止し、町災対本部を設置する。

2 町災対本部

町災対本部は、「災害対策基本法」並びに「南三陸町災害対策本部条例」及び「南三陸町災害対策本部運営規程」に基づき、町長を本部長として設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

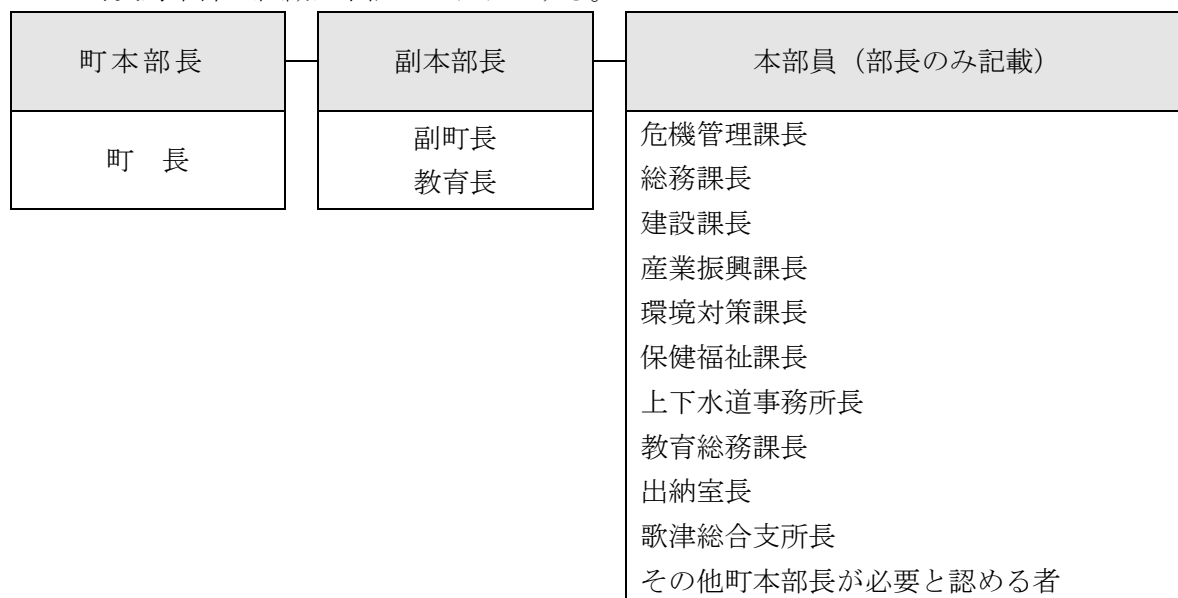
(1) 設置基準

町域で震度6弱以上（2地点ある観測点のいずれか震度の大きい方）を観測したとき又は町域に地震による被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、その他町長が必要と認めたときに設置し、全職員による非常配備体制を敷く。



(2) 組織等

ア 町災対本部の組織は下記のとおりとする。

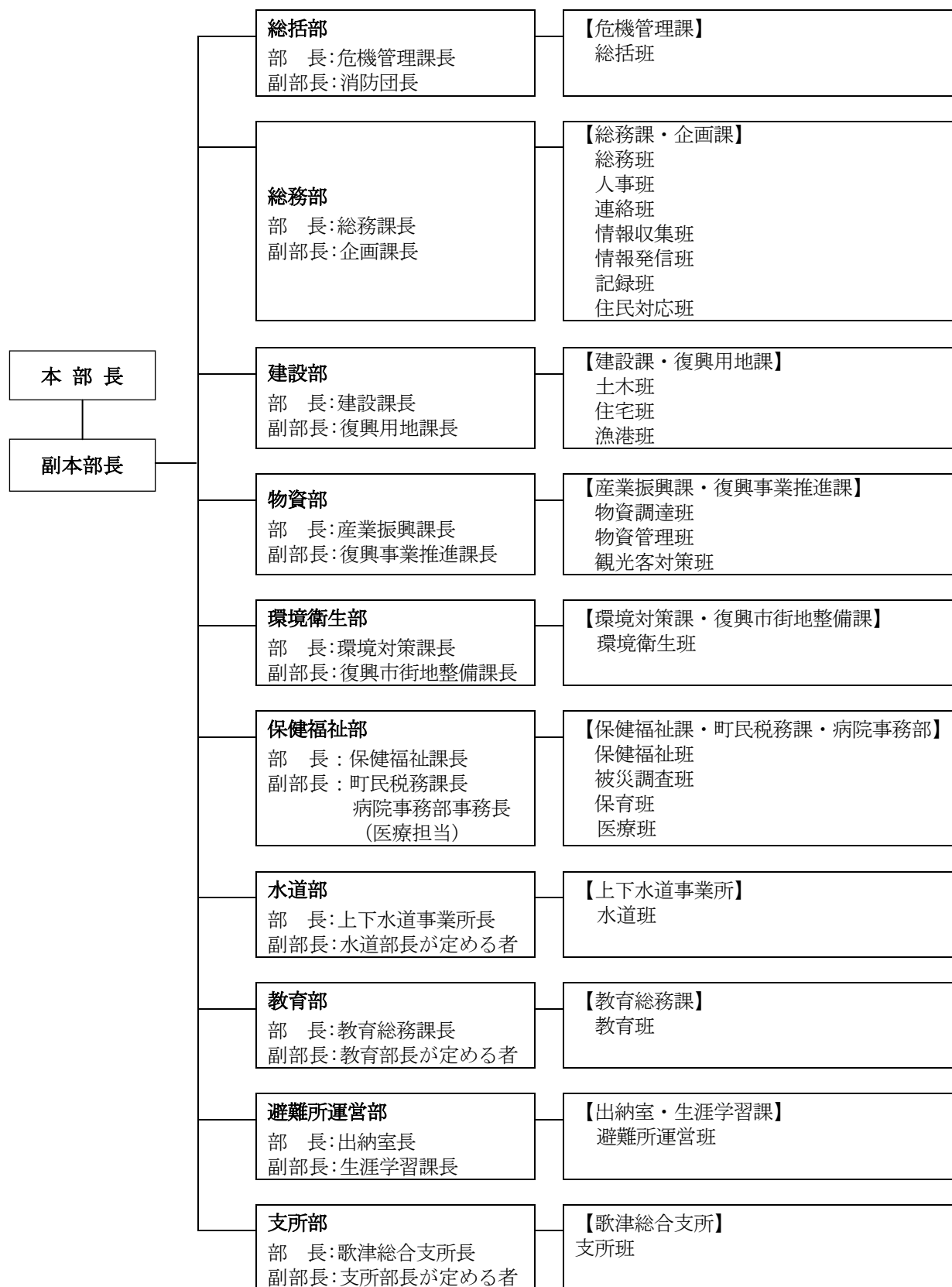


イ 町本部長の代理順位

町長が不在等により町本部長としての指揮を執れない場合、副町長、総務課長、企画課長の順に指揮を執る。

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備 (地震0号配備)	町域に緊急地震速報が発表されたとき又は町域で震度「4」を観測したとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員により対応。統括者は、通常、危機管理課長とする。
特別警戒配備 (地震1号配備)	町域で震度「5弱」又は「5強」を観測したとき、その他副町長が必要と認めたとき。	情報の収集等、危機管理課ほか関係課（当該関係課は、町長があらかじめ定める。）の職員による体制。地震災害警戒本部とし、警戒本部長は副町長とする。
非常配備 (地震2号配備)	町域で震度「6弱以上」を観測したとき。	被害の発生・拡大を防止するための措置を開始するほか、災害対策を実施するとともに、上位配備に直ちに移行できる全庁全職員による体制。地震災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。
非常配備 (地震3号配備)	町域に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他町長が必要と認めたとき。	被害の拡大等に直ちに対応でき、組織の総力を災害対策に傾注し、対処する体制。地震災害対策本部とし、本部長は町長が当たる。



町災对本部組織体制図

(3) 町災対本部の所掌事務

町災対本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防、水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに供給
- ケ 県災対本部への報告及び要請
- コ 県災対本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(4) 町災対本部の設置場所

町災対本部は、本庁舎大会議室に置く。

なお、本庁舎が被災し、町災対本部の機能を果たさない場合は、下記の順位で移設する。

町災対本部設置代替場所

優先順位	指定場所		電話番号
第1順位	ベイサイトアリーナ文化交流ホール	志津川字沼田56	0226-47-1131
第2順位	総合ケアセンター南三陸	志津川字沼田14-3	0226-46-2601
第3順位	入谷公民館	入谷字水口沢12-3	0226-46-5103

(5) 町災対本部の運営

ア 町災対本部員会議

町災対本部の運営は、町本部長、副本部長及び本部員により構成される町災対本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、危機管理課がそれに関する事務を調整することとする。

なお、町災対本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため必要と認められる場合は、県職員及び消防本部職員等、必要な人員を適宜参画させることができることとする。

イ 災害対策活動組織

町における災害対策活動組織として、町災対本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う対策部を設け、町災対本部の決定事項は、町本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各対策部に知らしめることとする。また、各対策部長は所属職員に対し周知の徹底を図ることとする。

ウ 町災対本部員会議の協議事項

- (ア) 災害対応の基本方針の決定
- (イ) 災害応急対策に係る全体予算計画の策定
- (ウ) 被害状況の把握
- (エ) 応急措置の指示及び実施状況の把握
- (オ) 特命事項の措置及び実施担当部署の決定

- (カ) 災害救助の実施（災害救助法の適用）
 - (キ) 自衛隊の派遣要請
 - (ク) 県、他市町及びその他関係機関等への応援要請
 - (ケ) 災害応急対策に要する配備体制の決定等、適正な人員の確保及び配置
 - (コ) その他災害応急対策に係る重要事項の決定及び調整
 - (サ) 現地災対本部の設置
 - (シ) 災害復興本部の設置
 - (ス) 町災対本部の解散
- (6) 町災対本部員会議の公開

町本部長は、激甚な災害が発生した場合において、情報の公開を促進することが町民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、町災対本部員会議を公開することができる。

3 現地災対本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、町本部長が特に必要と認められた場合には、町災対本部に現地災対本部を設置し、応急対策にあたる。この場合、町本部長は、本部員の中から現地災対本部長を指名するとともに、その役割、応急対策の内容等について明確にし、応急対策が完了したときは、現地災対本部を廃止する。

4 町災対本部の設置及び廃止

町本部長は、町災対本部を設置又は廃止（災害発生のおそれなくなると認められるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに次に掲げるもののうち必要と認める機関等に通知及び報告する。

- (1) 県知事
- (2) 防災関係機関
- (3) 隣接市町長
- (4) 自衛隊
- (5) 各報道機関
- (6) 町民等

5 職員参集要領

職員の参集要領は、南三陸町初動マニュアル及び下記の内容で実施する。

- (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法
 - ア 警戒本部が設置された場合、副町長（又は総務課長）は、各課等に対し、庁内放送又は電話等により警戒配備体制を伝達する。
 - イ 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合又は災害の発生が予想されるときは、直ちに災害対応の指示を受ける。
 - ウ 町災対本部が設置された場合、町本部長（又は総務課長）は、職員に指令する。また、各部長は、町本部長の指示により参集した職員を災害対応のため配備し、町災対本部へ報告する。
- (2) 勤務時間外における職員参集
 - ア 勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。なお、町災対本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の職員は自動的に登庁し、配備につく。
 - イ 休日、夜間等勤務時間外における災害発生時の情報を宿日直代行員が受領した場合は、

直ちに危機管理課長、防災担当職員に連絡し、連絡を受けた危機管理課長、防災担当職員は、町長に報告し、指示を受ける。

(3) 職員の自主参集

- ア 職員は、町災対本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- イ 職員は、原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難で、かつ連絡が不可能な場合は、原則として避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- ウ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長（各部長）に報告する。

(4) 出勤時の留意事項

勤務時間外での地震災害時に職員が出勤する際は、まず自身、家族等の安全を確保の上、必要な指示を行った上で出勤することとし、次の事項に留意する。

ア 服装及び携行品

出勤時は、防災活動に支障のない安全な服装とする。職員は、速やかに出勤するため、平常時から手袋、帽子、手拭い、水筒、懐中電灯、携帯ラジオ、メモ及び筆記用具等必要な用具を入れたリュックサック等を準備しておく。

また、食料の確保についても配慮する。

イ 出勤途上の緊急措置

出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防署、警察署に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

また、その旨を所属課長等に連絡する。

ウ 出勤形態

出勤時には、災害の状況にもよるが、できるだけ車の使用を控え、自転車、オートバイ、徒歩等によることとする。

エ 被害状況の報告

出勤途上において、災害の状況や被害状況等について情報収集を行い、所属課長等に被害の状況を報告する。

第5 消防機関の活動(危機管理課・消防本部)

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、被害の防止活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出援助活動等所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、町災対本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

この場合、より効果的な活動を行うため、南三陸消防署員を町災対本部へ派遣し、電話による情報伝達が不能となる等の連絡不能な状態に対処する。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助を行う。

3 水防管理団体等の活動

地震が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、^{こらもん}閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 関係機関との連携(各課・各機関)

1 町と県との連携

県は、以下のような場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

- (1) 町域に震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 町域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 町情報が途絶した場合

町は、これらの状況においては県と連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため、県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第2節 情報の収集・伝達体制

第1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町その他の防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 実施機関及び担当業務

1 災害に関する予警報及び警報等並びに情報の伝達

町長は、災害に関する予警報及び警報等並びに被害状況等についての情報を迅速かつ正確に収集し、防災関係機関、住民及びその他の関係する団体に伝達する。

2 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防署員、警察官又は海上保安官に通報する。

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	情報収集班 情報発信班	被害調査の取りまとめに関すること。 県との連絡に関すること。 関係機関への情報伝達に関すること。 気象情報及び災害情報の収集、伝達に関すること。 異常気象の通報受理に関すること。 防災行政無線の応急復旧及び通信の確保に関すること。 各種通信手段の確保に関すること。
各課	各班	所管施設等の被害調査及び関係機関との連絡に関すること。 所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

第3 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて情報を提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラ

ジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため町は、下記の内容を町民へ周知する。

緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
商店街やスーパーなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第4 地震情報

気象庁は、地震の観測結果に基づき地震情報を発表する。地震情報は仙台管区气象台から防災関係機関等へ伝達され、情報関係機関の協力を得て、住民に周知されることとなる。

1 情報の種類と内容

地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報が発表される。

地震情報の種類とその内容

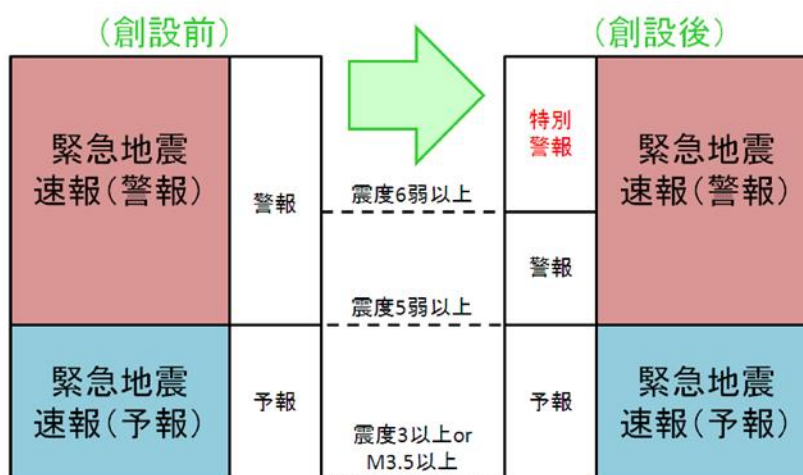
種 類		発表基準	内 容
地震に関する情報	震度速報 ※	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

注) ※ 震度速報は、仙台管区気象台から直接の伝達はない。

2 地震（地震動）に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとした（平成25年8月30日から適用）。

この特別警報は、緊急地震速報については、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）が発表された時は、それが地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。



（注）法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

3 仙台管区気象台からの情報の伝達

- (1) 仙台管区気象台は、地震発生後、直ちに地震情報を防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより町等の関係機関へ伝達する。
- (2) 報道機関は、地震情報を町民に広く周知することに努める。

4 その他の情報等の発表

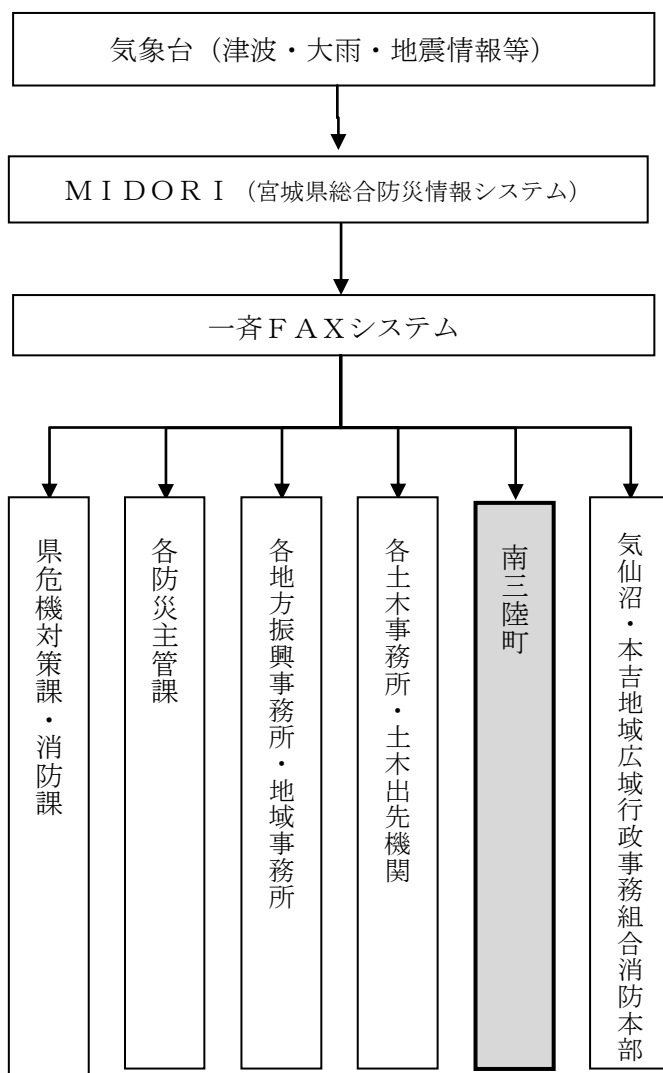
仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報等を発表する。

第5 地震情報の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

- (1) 町は、気象庁が発表した地震情報等について、県（総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。
- (2) 町は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。



宮城県総合防災情報システム (MIDORI)

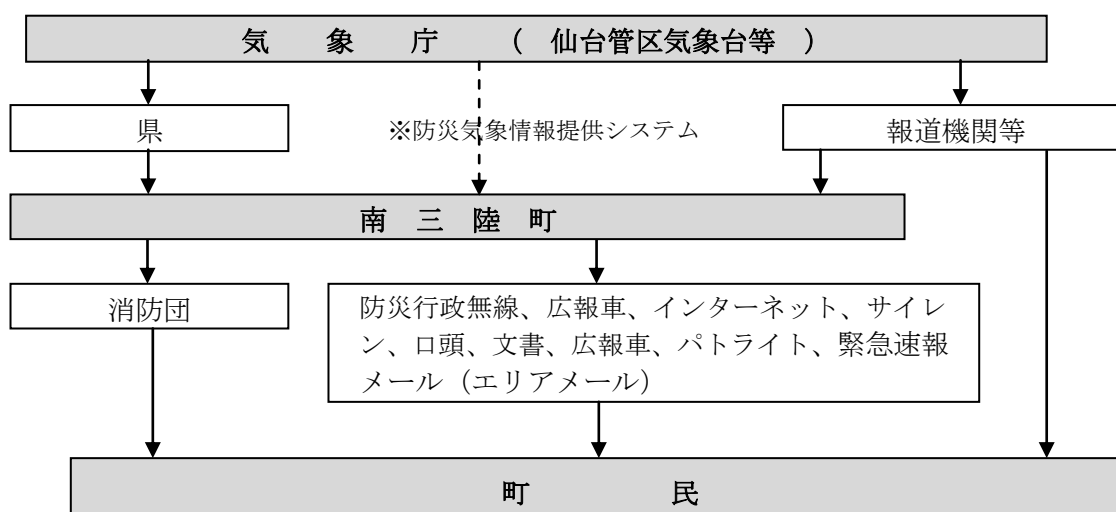
2 収集した情報の伝達

町は、収集した地震の情報を次により伝達する。

- (1) 伝達基準
 - 特別警戒本部又は町災対本部が設置されたとき。
- (2) 伝達内容
 - ア 特別警戒本部又は町災対本部の設置
 - イ 地震情報の内容
 - ウ 発生が予想される災害の内容 (地震情報が未発表のとき。)
- (3) 伝達系統
 - ア 町災対本部内の伝達
 - 町長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知する。
 - イ 町民に対する広報
 - 町民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

地震に関する情報伝達系統図

伝達元	伝達手段(例)	伝達先
県、仙台管区気象台等	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県総合防災情報システム(MIDORI) 震度情報ネットワークシステム 電話(衛星携帯電話)、FAX等 	<ul style="list-style-type: none"> 南三陸町危機管理課 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 南三陸警察署等
南三陸町危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 電話(携帯電話等を含む) 広報車、インターネット、サイレン、口頭、文書等、緊急速報メール(エリアメール) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員(各配備体制による) ※自主的な参集が原則 消防団 町民 報道(放送)機関等
報道(放送)機関等	<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> 町民



第6 災害情報収集・報告(各課・関係機関)

1 地震発生直後の被害情報の収集・報告

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

(3) 町は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

- (1) 町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用する。
- (2) 町は、以下により被害状況等を速やかに情報収集するとともに、適宜、県及び防災関係機関に報告又は通報する。

ア 災害情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害情報の把握に万全を期すため、町職員をもって情報収集に当たらせるとともに、各地区の情報について行政区長に協力を求める。

イ 災害情報の内容

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象
- (イ) 河川の増水、高潮その他の災害発生のある状況
- (ウ) 住民の避難の状況
- (エ) 災害が発生している状況
- (オ) 水防その他の応急対策の活動状況
- (カ) その他災害情報

ウ 被害状況の調査

町における被害状況の調査は、各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

実施要領は、南三陸町災害対策本部運営規程の定めにより実施する。

被害調査区分	調査担当部責任者	関係機関及び関係団体
一 応急対策状況	総括部（危機管理課長）	消防団
〃	総務部（総務課長）	行政区長
般 人的・家屋関係	保健福祉部（町民税務課長）	
公共土木関係	建設部（建設課長）	
水産農林関係	物資部（産業振興課長）	漁業協同組合 農業協同組合 森林組合
商工観光関係	物資部（産業振興課長）	観光協会 商工会
教育施設関係	教育部（教育総務課長）	
水道関係	水道部（上下水道事業所長）	
環境衛生関係	環境衛生部（環境対策課長）	衛生組合長
保健福祉関係	保健福祉部（保健福祉課長）	社会福祉協議会
消防施設関係	総括部（危機管理課長）	消防団

3 情報の伝達

- (1) 町と県間の情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 町及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 町は、同報無線、消防無線を活用して、住民に対し情報の伝達を行う。

4 災害情報等の交換

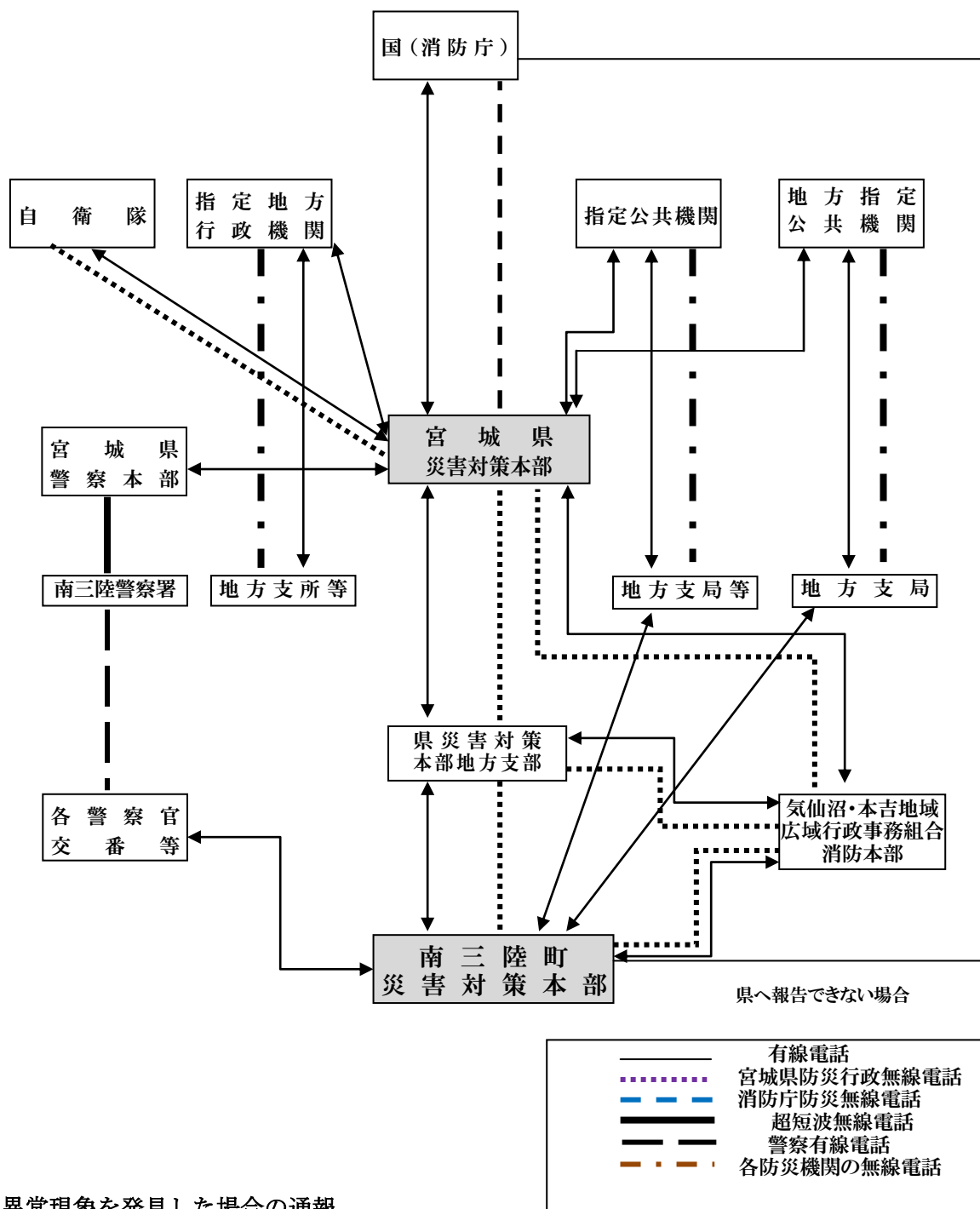
(1) 災害情報の種類

町その他の防災関係機関が相互に交換する災害情報等の種類は、次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- イ 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ウ 法令又は町防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項に関すること。

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 町その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。
 - (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
 - (イ) 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
 - (ウ) 町本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。
- イ 町その他の防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ウ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである



5 異常現象を発見した場合の通報

(1) 住民からの通報

住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに関係機関に通報する。また、町は、住民に対し通報の内容、通報先等について周知を行う。

(2) 警察官、海上保安官、消防署員等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

(3) 町長は、(1)又は(2)により通報を受けた場合、必要と認めるときは、関係機関に通報する。

(4) 被害状況等の報告

ア 県への報告

(ア) 町は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

(イ) 町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取りまとめの上、概ね10日以内に県に報告する。

イ 災害情報等の通報、報告先

危機管理課及び各担当課が、災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の責任者及び地方機関やその他の関係機関の連絡先は次節に示す。

第7 通信・放送手段の確保

1 通信連絡手段

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

種 別	内 容
①一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
②災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
③災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
④町防災行政無線（同報系）	南三陸町独自の放送設備で、町内の情報伝達には有効な通信手段となるが、災害時には途絶もある。
⑤宮城県防災行政無線	地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を県庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、衛星系と地上系の2系統で運用している。 ○ 衛星系 通信衛星のため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られる。 ○ 地上系 多重回線において、電話回線、FAX一斉回線は、海、山の2ルート化を図っており、一方の回線が障害を受けても、影響を受けることがない。
⑥携帯電話（スマートフォン）	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。
⑦PHS	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
⑧衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
⑨町防災行政無線（移動系）	町内の情報伝達には有効な通信手段となる。現在携帯型無線機53台、車載型55台の計108台を配備している。
⑩地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
⑪消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。

種別	内容
⑫MCA無線システム	(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
⑬インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
⑭災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
⑮災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 災害時の通信連絡

(1) 防災行政無線施設の確保

ア 町は、災害時における緊急・救助、医療及び消火にかかる情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、防災行政無線等通信手段の確保に努める。

イ 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確保し、支障が生じた施設の復旧を行う。

ウ 避難場所となった学校等と役場庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

(2) 各種通信施設の利用

ア 電気通信設備の優先的利用

災害時において電気通信施設がふくそうした場合は、「非常・緊急電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手続
NTT東日本(株)	非常電報 緊急電報	総務課長	申込み受付番号は、115番 「非常電報」又は「緊急電報」 である旨を告げる。

イ 災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制をうけずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。

電話番号	設置場所	備考
0226-46-5348	役場(本庁)	
0226-46-2607	役場(本庁)	

(3) 専用通信施設の利用

ア 町が設置している専用通信施設は下記のとおりであるが、震災時における通信連絡に当たっては、それぞれの施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

イ 宮城県地域衛星通信ネットワーク(衛星系)

災害時においては、固定一般回線のふくそうが予想されるので、衛星電話での通信確保を図る。

衛星電話番号は、次のとおりである。(一部掲載)

名称	衛星電話番号	設置場所
気仙沼地方振興事務所	72-227-211	総務班
宮城県危機対策課	72-220-8-2375	防災対策班

(4) 電気通信施設が利用できない場合の通信の確保

ア 他の機関が設置する専用通信施設の利用又は使用方法

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために通信が必要な場合は、東北地方非常通信協議会で定めた非常通信計画に基づき、通信を確保する。

イ アマチュア無線の活用

非常時において、他に通信連絡手段が確保できない場合においては、町内のアマチュア無線局に対して協力を求める。

アマチュア無線協力者については、あらかじめ代表者から最新の名簿の提供を受けるなどにより、把握する。

3 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、緊急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講ずる。

4 放送の依頼

町本部長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し、放送の依頼を行う。

(1) 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

(2) 手続

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ その他必要事項

5 急使の派遣

災害により通信が途絶した場合又は通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第3節 災害広報活動

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

1 町災对本部の担当部

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	町民への防災行政無線広報に関すること。 報道発表、報道協力要請等報道機関への対応に関すること。 災害広報の実施、記録保存のための資料収集に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	相談窓口、臨時災害相談所の設置、運営に関すること。
各部	各班	所管する通信設備等の応急復旧及び通信の確保に関すること。

2 連絡方法

広報担当区分	責任者	連絡方法
住民担当	住民対応班	防災行政無線、広報車、漁協無線放送
報道機関担当	広報総括者	口頭、電話、文書
防災関係機関担当	総括班	有線放送、無線電話、ファクシミリ
庁内担当	情報発信班	庁内放送

3 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡先	連絡責任者
気仙沼地方振興事務所	24-2121	総務班	
南三陸消防署	46-2677		
南三陸警察署	46-3131	警備課	
気仙沼海上保安署	22-7084		
気仙沼土木事務所	24-2622	総務班	
東日本電信電話(株)宮城支店	022-269-2248	災害対策室	
東北電力(株)気仙沼営業所	22-7137		
東日本旅客鉄道(株)石巻駅	0225-95-0580		
宮交登米バス(株)	0220-22-3064		

第3 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

町及び県は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 町民等への対応

町及び県は、町民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第4 広報の内容(危機管理課・企画課)

町は、被災者のニーズを十分に把握し、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

1 災害発生直後

- (1) 町災対本部設置に関する事項
- (2) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (3) 出火防止等注意の呼びかけ
- (4) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (5) 避難勧告・避難場所等に関する情報
- (6) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (7) 防疫に関する情報
- (8) 余震、豪雨、危険物による二次災害防止に関する情報
- (9) 社会秩序の維持に関する情報
- (10) 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (11) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (12) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (13) ライフラインの被害状況に関する情報
- (14) 生活支援(食料・水等)に関する情報
- (15) 安否情報
- (16) 被災地及び避難場所等における犯罪予防等民心安定の情報
- (17) その他必要な情報

2 生活再開時期

- (1) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (2) 相談窓口の設置に関する情報
- (3) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- (4) 町ホームページへの掲載による広報

第5 広報実施方法

町その他の防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報とするとともに、情報の内容、地域、時期、被災者(一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者)に配慮した広報を行う。

1 実施方法

- (1) 同報系無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ、ラジオ及び新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) 町ホームページへの掲載
- (6) チラシやパンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣
- (8) 行政区を介した連絡
- (9) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての広報
- (10) 携帯メールや緊急速報メール

2 実施要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、すべて広報総括者(企画課長)に連絡する。
- (3) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 報道機関への発表資料は、次のとおりにする。
 - ア 報道機関への発表資料は、企画課長が取りまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

第6 広聴活動(相談窓口の設置)(各課)

町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施し、関係課と連絡しながら、早期解決に努める
災害発生直後の各相談内容についての相談担当部は、次のとおりである。

担当部	相談内容
総務部	行方不明者の捜索協力に関する事。 交通規制等に関する情報に関する事。 協力機関等の連絡調整に関する事。 その他、他の部に属しないこと。
建設部	交通規制等に関する情報に関する事。 公共土木建設等の災害復旧に関する事。 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事。
物資部	水産農林施設等の災害復旧に関する事。 水産業等に対する緊急融資対策に関する事。 中小企業に対する緊急融資に関する事。
環境衛生部	環境保全全般に関する事。 公害防止対策等に関する事。 廃棄物処理対策に関する事。 食品衛生に関する事。

担当部	相談内容
保健福祉部	ねずみ、昆虫等の駆除及び狂犬病の予防対策に関する事。 被災者の保護及び援助に関する事。 災害弔慰金の支給及び災害義援金の貸付けに関する事。 日赤及び社会福祉団体に関する事。 生活保護に関する事。 身体・知的・精神障害者対策に関する事。 老人福祉対策に関する事。 救護用薬品・材料確保に関する事。 医療助産・防疫対策に関する事。 患者輸送に関する事。
避難所運営部	戸籍、住民基本台帳に関する事。 被災者の町税減免措置に関する事。
水道部	水道水の供給対策に関する事。
教育部	教材等の確保対策に関する事。
*上記以外の部も所掌事務について対応を行う。	

なお、相談窓口を設置した場合には、速やかに防災無線、広報車等により住民へ周知する。

第4節 相互応援活動

第1 目的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定に関すること。 消防相互応援協定に関すること。 関係機関への応援要請に関すること。

第3 市町村間の相互応援活動(危機管理課)

1 他の市町村長に対する応援の要請

町本部長は、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

町長は、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

この場合、災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

(1) 個別相互応援協定

あらかじめ締結している災害時に係る相互の応援協定等に基づき、応援要請及び応援活動を行う。(本編第2章 第19節 相互応援体制の整備参照)

(2) 県内市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整して応援要請及び応援活動を行う。ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

(3) 応援の実施

ア 応援要請の手続

災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書により、相互応援協定市町村長又は知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を要する区域

(ウ) 応援を要請する内容

① 物資・資機材の提供

必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

② 職員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

イ その他

その他の必要事項及び詳細については、協定及び実施要領に基づき応援要請及び応援活動を実施する。

(4) 地域内の防災関係機関の応援協定(各課・各機関)

町は、地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

地域内の相互応援協定関係内防災関係機関

機関名	担当課名	電話番号	連絡責任者
気仙沼地方振興事務所総務部	総務部	24-2121	関係各課長
南三陸警察署	警備課	46-3131	
南三陸消防署		46-2677	
N T T 東日本(株) 宮城支店気仙沼営業支店		23-2301	
東北電力(株)気仙沼営業所	総務課	22-7137	
気仙沼海上保安署		22-7084	
気仙沼保健福祉事務所	企画総務班	22-6661	
気仙沼土木事務所	総務班	24-2622	
気仙沼地方振興事務所 水産漁港部	管理指導班	22-6825	
宮城県漁業協同組合志津川支所		46-2800	
宮城県漁業協同組合歌津支所		36-2002	
南三陸農業協同組合		46-3680	
南三陸商工会		46-3366	
南三陸森林組合		46-3119	
東日本旅客鉄道(株)石巻駅		0225-95-0580	
宮交登米バス(株)		0220-22-3064	
南三陸町社会福祉協議会		46-4516	

2 県への情報伝達

町は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることとなった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、本町が被災しなかった場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第4 消防機関の相互応援活動(消防本部)

大規模地震災害等により、管内の消防力で災害防ぎよが困難な場合には、消防本部は、災害の態様・動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」(平成16年4月15日施行)に基づき、速やかに消防相互

応援活動を行う。

- 1 「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。
- 2 応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等の受入態勢を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火・救助活動等を実施する。
- 3 具体的な要請方法・経費の分担方法等については、「宮城県広域消防相互応援協定」の定めるところによる。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入

1 応援要請

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成22年8月）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

2 緊急消防援助隊の活動円滑化

緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。

第6 広域的な応援体制

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第7 受入体制の確保

町本部長は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備する。

1 応援部隊の活動計画

町本部長は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

2 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等は、町において準備する。

第5節 災害救助法の適用

第1 目的

町は、大規模地震による被害が大きいときは、町民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者等の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 実施機関及び担当業務

災害救助法に基づく救助に関する担当部及び業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	被害状況報告に関すること(県危機対策管理課関係)
保健福祉部	被災調査班	被害状況報告に関すること(県保健福祉総務課関係) 災害救助法適用に関すること

第3 災害救助法の適用(保健福祉課)

1 適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号。以下当節において「法」という。)による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

災害救助法の適用は、災害による町域の住家被害が次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合において、知事から指定される。

- (1) 人口が5,000人以上15,000人未満の本町の場合、町域の滅失世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が40世帯以上のとき。

市町村人口	住家滅失世帯数
～ 5,000人 未満	30世帯
5,000人 以上 ～ 15,000人 未	40世帯
15,000人 以上 ～ 30,000人 未満	50世帯
30,000人 以上 ～ 50,000人 未満	60世帯
50,000人 以上 ～ 100,000人 未満	80世帯
100,000人 以上 ～ 300,000人 未満	100世帯
300,000人 以上 ～	150世帯

- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が、2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること)。

または、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであ

ること。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
 - ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
 - イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合

2 災害救助法の適用手続

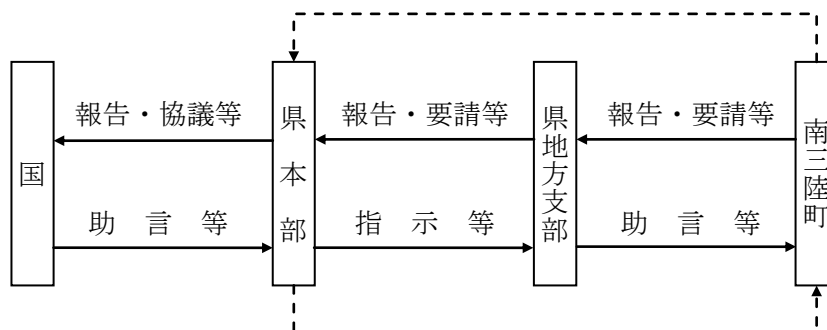
法による救助は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

- (1) 保健福祉課は、町災対本部事務局との連携のもと、町内の災害規模が前記1に定める適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合は、「被害状況報告」により県にその旨を要請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受領した場合は、速やかに町災対本部に報告する。

- (2) 県は、被害状況等を確認検討し、適用を決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を町長に委任する。



(注) 点線は、緊急の場合のルート及び補助ルートとする。

事務処理手順

- (3) 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び町災対本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、保健福祉課に報告し、保健福祉課は本町の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおり。

(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	(8) 埋葬
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(9) 遺体の捜索及び処理
(3) 被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与	(10) 障害物の除去
(4) 医療及び助産	(11) 応急救助のための輸送
(5) 災害にかかった者の救助	(12) 応急救助のための賃金職員雇上費
(6) 災害にかかった住宅の応急処理	
(7) 学用品の給与	

(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」) 最終改正 平成24年9月14日

第4 救助の実施(各課・各機関)

法の適用による救助の具体的な実施方法は、災害応急対策の各節で定めるところによる。

救助の方法	災害応急対策の該当節
避難所の設置	第1編第3章第12節「避難活動」
収容施設の供与	第1編第3章第13節「応急仮設住宅等の確保及び被災建築物等の応急危険度判定」
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	第1編第3章第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」
災害にかかった者の救出	第1編第3章第7節「救急・救助活動」 第1編第3章第12節「避難活動」
災害にかかった住宅の応急処理	第1編第3章第13節「応急仮設住宅等の確保及び被災建築物等の応急危険度判定」
学用品の給与	第1編第3章第22節「教育活動」
埋葬、遺体の捜索及び処理	第1編第3章第19節「遺体等の捜索・処理・埋葬」
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼして物の除去	第1編第3章第23節「防災資機材及び労働力の確保」 第1編第3章第25節「ライフライン施設等の応急復旧」
上記以外	同章各節で応急対策実施

第6節 自衛隊の災害派遣

第1 目的

町は、大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（危機対策課）に対し自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	自衛隊の災害派遣要請に関すること。

第3 災害派遣の基準及び要請の手続（危機管理課）

1 要請による派遣

- (1) 町本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に通知することができるものとし、この場合、町本部長は速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 災害派遣要請できる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ、他の機関では対応が不十分であると判断される概ね次の場合とする。

- ア 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき。
- イ 給水支援（緊急を要し他に適当な手段がないとき。）
- ウ 事故車両の引上げ（直接人命に影響しているとき。）
- エ 病人、薬等の緊急輸送（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- オ 遭難事故の救出（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。）
- カ 交通路上の障害物の排除（放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき。）
- キ その他知事等が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は以下のとおり。

- (1) 地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 地震災害に対し、知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認める場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

- ア 地震災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に対する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救護の措

(2) 要請（連絡）先

区分	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 8：00～17：00 （各部隊 防災担当）	時間外の担当	
宮城隊区担当 部隊	陸 第22普通科連隊 第3科 （多賀城駐屯地）	連隊長	多賀城市丸山2-1-1 防災無線：770-142 TEL：022-365-2121 内線235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL：022-365-2121 内301・302	宮城北隊区 （白石市・角田市・柴田郡・亶理郡・刈田郡・伊具郡を除く宮城県内）
近傍派遣部隊	陸 東北方面航空隊 第3科 （霞目駐屯地）	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 TEL：022-286-3101 内線203・207・217	駐屯地当直 TEL：022-286-3101 内302	霞目近傍及び 県全域 （航空）
	陸 第6戦車大隊 第3係 （大和駐屯地）	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原21-9 TEL：022-345-2191 内線230～233	駐屯地当直 TEL：022-345-2191 内301・302	大和近傍 状況により 宮城北隊区
	空 第4航空団 防衛部 （松島基地）	団司令	東松島市矢本字坂取85 TEL：0225-82-2111 内線230～232	基地当直 TEL：0225-82-2111 内224・225	矢本近傍 及び県全域 （航空・応急救護）
大規模災害対処部隊	陸 第6師団 第3部 （神町駐屯地）	師団長	山形県東根市神町南3-1-1 TEL：0237-48-1151 内線5075・5076	当直長 TEL：0237-48-1151 内5019	南東北3県 （福島・山形・宮城）
	陸 東北方面総監部 防衛部 （仙台駐屯地）	方面総監	仙台市宮城野区南目館 1-1 TEL：022-231-1111 内線2255・2256	防衛課運用室 TEL：022-231-1111 内2723・2737	東北全域
	海 横須賀地方総監部 防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市 西逸見町一丁目 TEL：046-822-3500 内線2545	案内 TEL：046-822-3500 内2290	宮城県沿岸
	空 中部航空方面隊 司令部 防衛部	司令官	埼玉県狭山市稲荷山二丁目3 TEL：042-953-6131 内線2233	当直幕僚 内2204	県内全域
連絡機関	— 宮城地方協力本部	部長	仙台市宮城野区五輪 一丁目3-15 TEL：022-295-2611 内線3630・3632	同 左	県内全域

(3) 要請

町本部長は、知事（危機対策課）に対し、自衛隊の災害派遣要請を次の事項を明らかにした文書により依頼する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭若しくは電話又は電信により行い、その後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

ア 災害の種類

イ 災害の状況及び派遣を要請する事由

- ウ 派遣を希望する期間
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかな派遣要請依頼に努める。

この際、町本部長は被災状況を把握し次第、速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにする。

第4 自衛隊との連絡調整(危機管理課)

- 1 大規模災害が発生し、町災対本部を設置した場合には、自衛隊から派遣される連絡幹部等を町災対本部に受け入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。
- 2 自衛隊の連絡幹部等は、県及び防災関係機関(警察、消防等)との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡調整を行う。

第5 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性・公共性及び非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容及び現地における部隊等の人員や装備等により異なるが、通常、次のとおりとされる。

項目	活動
(1) 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 要救助者等の搜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
(4) 水防活動	土のう作成・運搬・積み込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む。）
(6) 道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
(7) 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
(9) 炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の実施
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
(11) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
(12) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

第6 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、町本部長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

自衛隊の災害派遣にかかる町の窓口は、危機管理課とする。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達・提供するよう努める。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。また、宿营地は平成の森とする。

宿 営 地	住 所	収容人員	テント
平成の森	歌津字柘沢28-1	160人	40張

車両駐車場	住 所	駐車可能台数	連絡先
平成の森	歌津字柘沢 28-1	250 台	36-3115

4 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、町本部長は、状況に応じた的確な分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポート、駐車地区の設定

- (1) 臨時ヘリポートは、次のとおりとする。

名 称	住 所	連絡先	夜間照明の有無
平成の森野球場 (歌津第2)	歌津字柘沢28-1	36-3115	有

- (2) 着陸地点には、別に定める基準のH記号を風と平行に向けて表示するとともに、ヘリポート近くに上空から風向き、風速が判定できる吹流しを形容する。

また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

(3) 危険予防の処置

ア 着陸地点及びその近傍において、運航上支障となるおそれがある範囲には立ち入らせ
ない。

イ 表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機の進行方向に留意し散水等の措置を講ずる。

6 艦艇等が使用できる岸壁の準備

町は、自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

7 情報の提供

町は、派遣部隊に対し、災害の状況や救護活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施
状況等、速やかに情報の提供を行う。

第7 派遣部隊の撤収(危機管理課)

- 1 派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、町本部長は民心の安定及び民生の復興等
を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
- 2 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）す
る。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなった
と認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第8 経費の負担(危機管理課・総務課)

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則と
して派遣を受けた町が負担するものとする。

- 1 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地・建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱・水道・汲取料・電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入・借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他災害派遣命令者と知事等の協議により決定したもの

第7節 救急・救助活動

第1 目的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火炎上等によって多数の傷病者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町その他の防災関係機関は、連絡を密にし、速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、地域住民、行政区、自主防災組織、事業所においても防災の基本理念に基づき、自ら救出・救助活動に協力する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	救急・救助に関すること。 救出資機材の調達に関すること。

第3 町の活動

1 活動内容

- (1) 町は、消防団と連携して、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防署、警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- (2) 町は、町民からの情報についても適宜関係機関へ伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- (3) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (4) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を要請された場合は、迅速かつ円滑に実施する。

2 救急・救護要領

- (1) 救急・救助対象
災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。
- (2) 救急・救助期間
災害発生の日から3日以内に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められた場合は、この限りではない。
- (3) 救急・救助隊の編成
救急・救助隊は、町職員、消防団員及び地域住民等により編成し、南三陸警察署、南三陸消防署と連携して救助活動を行い、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。
- (4) 関係機関との協力
ア 海難等による船舶の遭難が発生した場合は、速やかに気仙沼海上保安署に連絡し、その救助活動には全面的に協力し、万全を期す。

イ 陸上における救急・救助活動を実施する場合は、南三陸警察署、南三陸消防署その他の関係機関と直ちに連絡を取り、関係機関の協力を得て万全を期す。

ウ 救急・救助に際しては、傷病者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前にとる。

(5) 救急・救助資機材の調達

救出活動に必要な資機材等は、町長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。

(6) 費用

救急・救助に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 救急・救助の連絡等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死の不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救急救助に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

関係機関名	所在地	電話番号
南三陸町役場（危機管理課）	南三陸町志津川字沼田56-2	46-2600
南三陸町歌津総合支所（地域生活課）	南三陸町歌津字柁沢28-1	36-2111
南三陸警察署	南三陸町志津川字沼田150-118	46-3131
南三陸消防署	南三陸町志津川字沼田100-61	46-2677
気仙沼海上保安署	気仙沼市朝日町1-2	22-7084

第4 消防機関等の活動(危機管理課・消防本部)

大規模地震災害時においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、町及び消防機関は、医療機関、気仙沼市医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

南三陸消防署は、救出・救助を要する者を発見した場合又は同様の通報があった場合は、町、南三陸警察署等の関係機関と協力し、情報を迅速かつ正確に掌握し、適切かつ迅速な救急及び救助活動を行う。なお、傷病者の搬送においては、医療機関の体制、道路状況、重傷者の優先等に配慮する。

また、被害の状況により、必要と認めるときは、広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

2 消防団の活動

消防団は、町、南三陸消防署、南三陸警察署と連携し、救出・救助及び応急措置の協力をを行い、安全な場所へ搬送する。また、町等関係救助隊の到着が遅れる場合には、付近住民の協力を得て、自らの危険が及ばない範囲で救急・救助活動を行い、速やかに町等関係機関に連絡する。

第5 警察署の活動(警察署)

1 警察署は、救出救助を要するものを発見した場合及び同様の通報等があった場合は、関係機関等と連携協力して、救出・救助活動を行う。

2 警察署は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊の派遣を要請する。

3 警察署は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出活動を行う。

第6 海上保安署の活動(海上保安署)

- 1 海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立てて、次に掲げる措置を講ずる。その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。
 - (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときには、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索救助を行う。
 - (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
 - (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の予防、船舶航行の制限又は禁止及び避難勧告を行う。
- 2 物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上火災救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、災害海上救助用品を被災者に対して無償貸与し、又は譲与する。

第7 ヘリコプターによる救助・救急搬送(危機管理課・消防本部)

町及び消防本部は、救助・救出活動における消防・防災ヘリコプター等の活動が円滑に行われるよう、県及び自衛隊等との連絡を密にするとともにヘリポートの確保に努める。

第8 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動

住民及び自主防災組織等は、地域において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに町等関係機関に連絡する。

また、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは、町その他の防災関係機関に速やかに連絡する。

2 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、町、警察、消防職員、消防団員等が行う救急・救助活動に積極的に協力する。また、取るべき行動についても現地の警察、消防職員、消防団員の指示を仰ぐ。

第9 惨事ストレス対策

町は、捜索、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第8節 医療救護活動

第1 目的

大規模地震災害の発生時には、同時に多数の傷病者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する医療班等の応援要請等に関すること。
保健福祉部	医療班	医療機関等の情報の収集に関すること。 医療、助産に関すること。 救護所の設置、応急救護に関すること。 医薬品、衛生材料等の確保に関すること
	保健福祉班	日本赤十字社との連絡に関すること

第3 医療機関等の情報の収集

町本部長は、災害時において、宮城県救急医療情報システム(災害モード)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、その旨町民に広報する。

また、宮城DMA T、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。

第4 町の医療救護活動の実施要領

1 災害救助法による実施基準

(1) 医療救護の対象者

ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者

イ 医療の範囲

範囲	内容
診療	疾病の状態を判断するために行う聴診、打診、触診、視診、問診のほか特殊機械、器具による診察、薬剤（造影剤）による診察等
薬剤又は治療材料の支給	包帯、ガーゼ等治療のための直接的又は間接的に必要な消耗品、材料及び輸血用液等
処置及び手術等	包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗浄、応急的人工呼吸、酸素吸入及び患部の切開、縫合及び切除等
病院又は診療所への収容	傷病者等の車、ヘリコプター等による搬送
看護	傷病者に対する治療のために必要な医学的世話ないし介護

ウ 医療の費用及び期間

- (ア) 医療救護に要する費用の範囲は、災害救助法が適用された場合に準じその額を超えない範囲とする。
- (イ) 医療を実施する期間は、災害の日から14日以内とする。ただし、医療機関の機能の回復状況などの特殊事情を勘案し、延長することができる。

(2) 助産

ア 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。ただし、医療と同様に延長することができる。

イ 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給

ウ 助産の費用及び期間

- (ア) 助産を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあつては、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては、慣行料金の8割に相当する額の範囲内とする。
- (イ) 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

2 救護所の設置

- (1) 町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、救護所を設置・運営する。救護所の設置場所は、本編第2章第20節 医療救護体制の整備 第2「医療救護体制整備」に示す場所に設置し、医療救護活動を実施する。
- (2) 町は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を防災行政無線、広報車等を使用して地域住民に周知する。
- (3) 実施状況報告
医療救護所を実施したときは、次の事項を知事に報告する。

ア 医療

- (ア) 救護班の派遣の必要性
- (イ) 救護班の開始報告
- (ウ) 医療人員及び実施状況(日報)
- (エ) 救護班終了報告

イ 助産

助産の実施状況

(4) 整備書類

ア 医療

- (ア) 救護実施記録日計表
- (イ) 医療衛生材料受払簿
- (ウ) 救護活動状況
- (エ) 病院等医療実施状況
- (オ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

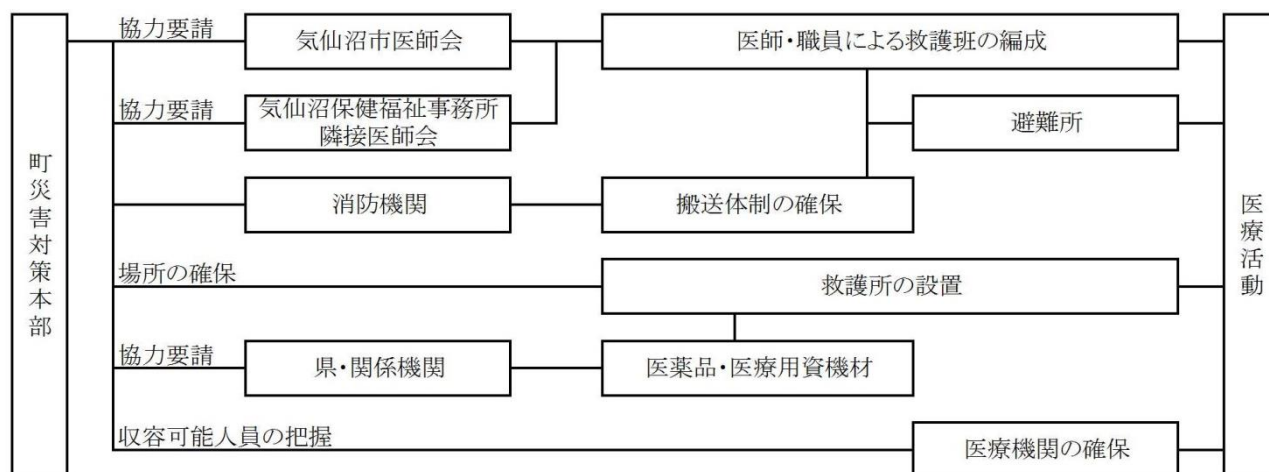
イ 助産

- (ア) 助産実施記録日計表
- (イ) 衛生材料受払簿

- (ウ) 助産台帳
- (エ) 助産関係支払い証拠書類
- (オ) 助産の実施状況
- (5) 医薬品等の調達
 - ア 医薬品等の調達担当
医療救護のため必要な医薬品及び衛生材料等の調達担当は、保健福祉課とする。
 - イ 調達方法
医薬品等は町内の関係業者から調達するが、町内の関係業者では不可能又は困難なときは、県又は災害時相互応援協定締結市町村長に対し、調達のあつせんを要請する。
なお、医薬品等調達関係業者は、本編第2章第20節第3「医薬品等の備蓄・供給体制」のとおりである。

3 傷病者の搬送

- (1) 救護所では対応できない傷病者や、病院が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から地域災害医療センターに指定されている気仙沼市立病院に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。
- (2) 入院患者等の搬送は、医療機関が保有する自動車により搬送するが、必要により町内関係機関の車両を調達し行う。なお、道路状況により又は緊急を要し、他の医療機関への搬送が必要な場合など、状況によって県への防災ヘリコプターの要請等を行う。
- (3) 町は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (4) 町は、傷病者を迅速かつ的確に医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。



医療活動のフロー

第5 医療機関等の医療救護活動

1 宮城DMATの活動

- (1) 宮城DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等の支援のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な処置、後方医療搬送を実施する。

(本町に係る災害拠点病院は本編第2章第20節第2参照)

- ア 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等
- イ 広域医療搬送
- ウ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- エ その他必要な事項

(2) 宮城DMATは、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

2 気仙沼市医師会の活動

気仙沼市医師会は、加入医療機関の被害状況等を把握するとともに、保健福祉課及び県（気仙沼保健福祉事務所）と密接に連携し、速やかに医療救護活動及び防疫・保健衛生の指導を行う。

第6 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。また、町民、自主防災組織は、在宅医療患者の安否確認についての協力を行う。
- 2 町本部長は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関又は県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災対本部に提供する。

第7 保健活動の実施

町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るために保健活動を行う。

この場合、医療班と合同で保健活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。

また、必要に応じて、被災地域及び避難所等を巡回して、保健活動を行う。

保健活動においては、おおむね、次の業務を行う。

- ・ 被災者に対する健康調査、保健指導、心のケア
- ・ 避難場所・避難所に避難している被災者に対する健康教育、健康相談
- ・ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第9節 消火活動

第1 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力や、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を上げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりである。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	消防広域応援に係る連絡、調整に関すること。 消防活動に関すること。
物資部	物資調達班	海上火災に伴う措置に関すること。

第3 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、町民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止・初期消火及び延焼拡大防止措置を行うものとし、また、町は各防災関係機関と協力しながらあらゆる方法により町民等に対し出火防止、初期消火及び延焼拡大防止措置の徹底について呼びかける。

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また、上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

1 最重要防ぎょ地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

2 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

3 市街地火災優先の原則

大量危険物の製造、貯蔵、取扱いを行う施設、大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

4 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

5 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助並びに救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第4 町本部長の措置

町本部長は、地震が発生した場合、南三陸消防署と連携して速やかに町域の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

- 1 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 2 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 3 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 4 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、「本編第3章第6節自衛隊の災害派遣」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 5 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

第5 消防機関等の活動（危機管理課・消防本部）

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

- (1) 初期における情報収集体制
地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動態勢を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員及び消防団並びに自主防災組織、防火クラブ連合会等を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確な情報収集を行う。
- (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止
地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。
- (3) 道路通行障害時の対応
災害によって、建築物の倒壊、橋りょう損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の効果的な迂回路を利用し消火活動を行う。
- (4) 消防水利の確保
災害によって、消防水利の確保が困難となった場合は、あらかじめ計画された河川、

井戸等の自然水利を利用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、町で定めている消防計画に基づき、管轄消防本部長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

- (1) 出火警戒活動
地震発生により火災等の災害発生が予想される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。
- (2) 消火活動
災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。
- (3) 災害情報の収集伝達活動
南三陸消防署等、関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。
- (4) 避難誘導
避難の勧告又は指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 消防警戒区域等の設定

- (1) 消防職員・団員
火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、又は制限することができる。
- (2) 消防長・消防署長
ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、次の設定等ができる。
 - ア 火災警戒区域を設定する。
 - イ その区域内における火気の使用を禁止する。
 - ウ 応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、又は制限する。

第6 気仙沼海上保安署の活動

地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

- 1 気仙沼海上保安署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。
- 2 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

第7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第8 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに南三陸消防署に通報する。
- (2) 必要に応じて顧客、従業員等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導や立入禁止等必要な措置を講ずる。

第9 自主防災組織等の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに南三陸消防署に通報する。

第10 町民の活動

町民は、自らの生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止並びに石油ストーブ及び電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道及び風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、速やかに南三陸消防署に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第10節 交通・輸送活動

第1 目的

大規模地震災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

町は、傷病者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	緊急輸送につき関係機関への協力要請に関する事。 緊急通行車両に関する事。 交通規制、交通安全に関する事。
総務部	総務班	町有車両の集中管理及び配車、燃料の確保に関する事。 運送業者の保有する自動車の調達に関する事。
物資部	物資調達班	緊急輸送のための船舶等の確保に関する事。 海上交通に関する事。
建設部	土木班	町道路管理に関する事。 交通規制及び障害物除去等に関する事。
環境衛生部	環境対策班	障害物処理の場所等に関する事。

第3 緊急輸送活動(危機管理課・企画課・産業振興課・漁業協同組合・宮交登米バス・東日本旅客鉄道)

町その他の防災関係機関は、大規模災害発生時の救助活動・救急搬送・消火活動・緊急輸送活動・応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

1 輸送の優先順位

緊急輸送活動に当たっては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

(1) 第1段階 避難期	ア 救急・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員や物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員・物資等 エ 医療機関へ搬送する傷病者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
(2) 第2段階 輸送機能 確保期	ア 上記(1)の続行 イ 食料及び飲料水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
(3) 第3段階 応急復旧 期	ア 上記(2)の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活物資
(4) その他 関連措置	ア 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。 イ 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。 ウ 総合的交通対策を実施するため、バス及び鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

3 輸送方法

町は、災害応急対策計画に定める人員、緊急物資及び資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、もっとも適切な方法による。

- ・ 車両（トラック、貨物自動車、乗合自動車等）による輸送
- ・ 船舶による輸送
- ・ 航空機による輸送

(1) 車両（トラック、貨物自動車、乗合自動車等）による輸送

ア 町は、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定めておく。

イ 車両の掌握、管理は、総務課で行う。

ウ 町は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

エ 緊急物資輸送トラック派遣の依頼

町は、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を付して、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

- (ア) 要請理由
- (イ) 必要とする車両・輸送内容・輸送量等
- (ウ) 輸送先
- (エ) 輸送日時
- (オ) その他参考事項

(2) 船舶による輸送

ア 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

- (ア) 陸上輸送が途絶したとき
- (イ) 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき
- (ウ) 船舶等以外の輸送方法がないとき

イ 船舶等の確保

(ア) 町は、船舶等による緊急輸送が必要と認めた場合は、下記の事項を明示して東北運輸局気仙沼海事事務所長又は石巻海事事務所長に対し、船舶等のあっせんを要請する。また、船舶を確保するいとまがないときは、気仙沼海上保安署巡視船艇の出動を要請する。

- ① 要請理由
- ② 輸送貨物の所在地
- ③ 輸送先
- ④ 輸送日時
- ⑤ 荷送人
- ⑥ 荷受人
- ⑦ 経費の支弁の方法
- ⑧ その他参考事項

(イ) 町長は、船舶等を確保するため、漁業協同組合に対して、船舶・漁船のあっせんを要請する。

(3) 航空機による輸送

海上、陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、知事に航空機による輸送を依頼する。

ア 航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 要請の理由
- (イ) 輸送日時
- (ウ) 輸送する貨物の容積及び重量又は人員
- (エ) 輸送元及び輸送先の発着地点
- (オ) その他参考となる事項

イ ヘリコプター発着場所は、本編 第4章 第18節 第4「ヘリポートの整備」の定めに記載のとおりである。

4 緊急輸送の要請

町は、災害時の救助及びその他公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。

なお、町域において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、協定締結市町に緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するほか、県を通じ公益社団法人宮城県トラック協会に対し、次の事項を明示し輸送の要請を行い、輸送力の確保を図る。

- (1) 輸送を必要とする内容及び数量等
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第4 陸上交通の確保

(危機管理課・建設課・産業振興課・環境対策課・国道維持出張所・土木事務所・警察署)

1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

地震発生時に運転者がとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
 - (ア) できるだけ道路外の場所に移動しておく。
 - (イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
 - (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- (2) 避難のためには、原則として車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかった場合や、運転者が現場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 交通規制

- (1) 交通規制の実施責任者
警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施する。交通規則の区分は下記に示す通りである。

交通規制の実施区分

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者 (気仙沼国道維持出張所、 気仙沼土木事務所、気仙沼 地方振興事務所、町長)	ア 道路の破損、決壊その他の事由により 交通が危険であると認められる場合 イ 道路に関する工事のためやむを得な いと認める場合	道路法 第46条第1項
県公安委員会	ア 道路における危険を防止し、その他交 通の安全と円滑化を図るため必要があ ると認める場合 イ 応急対策に従事する者又は応急対策 に必要な物資の緊急輸送その他応急措 置を実施する際の緊急輸送を確保する ため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委 員会の行う規制のうち、適用期間が短いも のについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情によ り道路において交通の危険が生ずるおそ れがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 情報の収集

ア 道路管理者は、災害発生が予想され、又は発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、道路被害の把握に努めるとともに、応急復旧を講ずる。

イ 道路管理者は、道路モニター制度の確立を図るとともに、自動車の運転者、地域住民に対し、道路の施設の被害を発見したときは、直ちに道路関係者に報告するよう常に啓発しておく。

(3) 交通規制の実施

南三陸警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の確保に努める。

ア 基本方針

交通規制を実施する場合の実施方針は、次のとおりとする。

(ア) 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- ① 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。
- ② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

(イ) 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

原則として、緊急通行車両以外の一般車両は、通行を禁止し、又は制限する。

- (ウ) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は誘導を実施するとともに、一般車両の走行は、原則禁止する。
- (エ) 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用
- (オ) 緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるようにするため、道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

イ 緊急交通路確保のための措置

- (ア) 交通管制施設の活用
効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- (イ) 放置車両等の撤去
緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。
- (ウ) 運転者等に対する措置命令
緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
- (エ) 自衛官、消防吏員の措置
警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記(イ)、(ウ)の措置を取ることができる。
- (オ) 関係機関等との連携
警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通整理隊の編成

町は、災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合又は特に必要と認める場合は、南三陸警察署（駐在所）等との協議により、次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

- (ア) 交通指導隊、関係機関の職員及びその他の民間協力者により構成する。
- (イ) 所要人員等必要な事項はその都度決定する。

エ 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため所定の標示等を設置するいとまがないとき又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

オ 交通規制の見直し

災害発生時における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

カ 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

キ 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交

通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。

(1) 確認の事務を取り扱う場所等

緊急通行車両の確認の事務は、南三陸警察署、県警本部（交通規制課）のほか交通検問所等の検問箇所（以下「確認事務所」という。）で取り扱う。

なお、確認事務所は相当の混雑が予想されることから、事前届出の要件を具備する車両については、南三陸警察署に事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるよう努める。

(2) 緊急通行車両の申出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける（緊急通行車両等確認申請書の提出）。

ア 車両番号票に標示されている番号

イ 輸送人員又は品名

ウ 使用者の住所、氏名

エ 輸送日時

オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提示する。）

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

4 障害物除去

(1) 道路に障害物が堆積された場合は、次の区分により速やかに除去する。

ア 町は、町道の障害物について除去する。

イ 気仙沼土木事務所は、県及び県管理国道の障害物について除去する。

ウ 気仙沼国道維持出張所は、国管理国道の障害物について除去する。

(2) 除去した障害物の処理

町は、除去した障害物について、次のとおり処理する。

ア 除去した障害物の集積場所をあらかじめ定めておく。

イ 工作物等の保管

除去した工作物で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続をし、保管する。

(3) 機械、器具等の調達

町は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図る。

ア 障害物に必要な機械、器具は、町所有のものか、町内の業者等から借り上げる。ただし、不足する場合については、知事又は隣接市町長の応援を求める。

イ 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具に併せて確保する。

第5 海上交通の確保

(危機管理課・建設課・産業振興課・地方振興事務所・土木事務所・海上保安署)

町長は、震災時において海上交通を確保するため、気仙沼海上保安署及び漁港管理者等と連絡調整し、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧を行う。

1 気仙沼海上保安署の役割

気仙沼海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを明示、又は勧告する。
- (4) 交通船舶の混乱を避けるため、災害の概要、漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶へ情報提供を行う。
- (5) 水路・水深に異常が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

2 漁港管理者の役割

漁港管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について、海上保安署等の関係機関に連絡するとともに、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により、船舶の航行が危険と認める場所は、障害物除去を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるように努める。

第11節 ヘリコプターの活動

第1 目的

大規模地震災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、傷病者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 実施機関及び担当業務(危機管理課)

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ヘリコプターの活動支援に関すること。

第3 町の活動体制

1 活動体制

町本部長は、消防本部消防長に対し、宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (1) 防災ヘリコプターは、県の災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」の定めるところにより、町本部長の要請に基づき活動する。

防災関係機関等の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- ア 県防災ヘリコプター
- イ 仙台市消防ヘリコプター
- ウ 県警察ヘリコプター
- エ 国土交通省ヘリコプター
- オ 海上保安庁ヘリコプター
- カ 自衛隊ヘリコプター
- キ 他都道府県からの応援ヘリコプター

- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動条件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

公共性	災害等からの町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)。
緊急性	差し迫った必要性があること(緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合)。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること(既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能・機能・職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

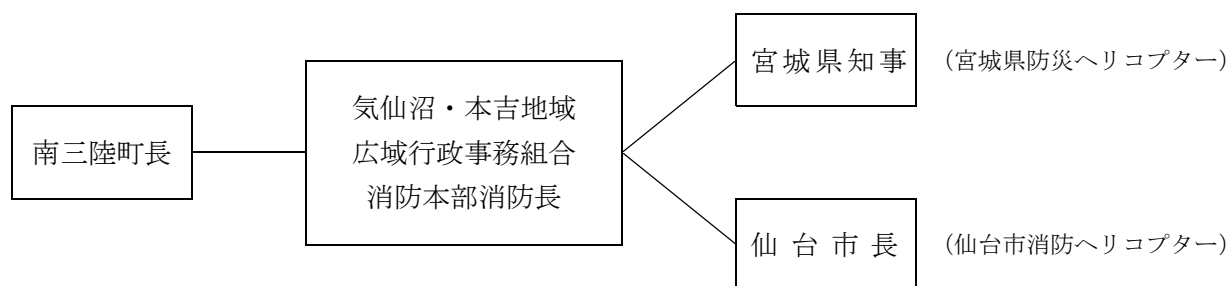
- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、町災対本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 町民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

4 活動拠点の確保

- (1) 町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。
 - ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び指定外ヘリポートを早急に確保する。
 - イ 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

5 派遣要請の手続

- (1) 要請の流れ



- (2) 要請方法

町本部長は、次の事項を明示して消防本部消防長に対し、口頭又は電話等により要請する。消防長は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に決められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

<要請内容>

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

(3) 応援の要請先は、次のとおりとする。

宮城県防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市下野郷字新拓 190 (東北エアサービス(株)内) TEL 0223-23-5760 FAX 0223-25-3022
仙台市消防ヘリコプター	仙台市消防局防災部司令課 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 TEL 022-234-1151 FAX 022-234-2364

6 受入態勢

応援を要請した町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第12節 避難活動

第1 目的

町その他の防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、住民等を速やかに避難させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、住民等の安全が確保されるまでの間又は住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。

第2 実施機関及び担当業務

(危機管理課・消防本部・地方振興事務所・警察署・海上保安署・自衛隊)

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	避難の勧告及び指示に関すること。 警戒区域の設定に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	避難者の確認に関すること。 避難所の開設に関すること。 避難者の受入れに関すること。
教育部	教育班	児童生徒の避難対策に関すること。 避難所の開設及び避難者の受入れに関すること。

第3 避難の勧告又は指示

(危機管理課・消防本部・地方振興事務所・警察署・海上保安署・自衛隊)

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、原則として町長が、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、町民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難の指示等の基準

種 別	発 令 基 準
避難準備情報 (避難行動要支援者に対する 避難情報)	(1) 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 (2) 災害の発生を覚知し、又は諸般の状況から災害の発生が予想され、避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 (3) 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断されるとき。
避難勧告	(1) 避難準備時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 (2) 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
避難指示	(1) 避難準備時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 (2) 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

2 避難の勧告又は指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

避難勧告、指示を行う者及びその要件

実施責任者	災害の概況	要件	根拠
町長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (勧告・指示)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示・命令)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
海上保安官 (指示・命令)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき(要求)。	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた県職員 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者 (町長) (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合	自衛隊法第94条

3 町長、知事の役割

町長は、大規模地震に起因して町民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。また、知事は、災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなるときには、町長に代わって立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

4 警察官

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 南三陸警察署長は、町長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 南三陸警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告又は指示がな

された場合には、速やかに住民に広報するとともに、住民を安全に避難させる。

5 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、若しくは町長から要求があったとき、又は町長が避難のための立退き指示をすることができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対して立退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

7 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 警戒区域の設定権者

- ア 町長（災害対策基本法第63条）
- イ 警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条）
- ウ 消防吏員又は消防団員（消防法第36条）
- エ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官

（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

(2) 町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤退を命ずる。

(3) 警察官又は海上保安官は、町長職権を行う町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(4) 知事は、余震等による著しい危険が切迫しているときは、速やかに町長に状況を伝え、町長は区域内の居住者に対し、避難のため立ち退くよう指示する。

(5) (2)及び(3)において、町長その他町長の職権を行うことができるものがその場にいない場合には、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官がこの職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知

（危機管理課・消防本部・地方振興事務所・警察署・海上保安署・自衛隊）

町は、迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

1 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示を行う場合は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路（必要に応じ）
- (4) 避難勧告又は指示の理由、及び発令日時
- (5) その他必要な事項

2 避難の措置と周知

町長は、避難の勧告又は指示を発令したときは、対象地域の住民等に対してその内容を周知

するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 町民等への周知

避難の勧告、指示をした場合は、おおむね次の方法により対象地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。また、町民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難勧告等の周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 関係者により直接口頭又は拡声機によって対象地域住民に伝達、周知する。

イ 防災行政無線、サイレンにより、対象地域の住民に速やかに伝達、周知する。

ウ 広報車又は必要により消防団の積載車、消防機関の広報車や警察のパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。

エ 当該区域の区長を通じて住民に伝達、周知する。

オ その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風の場合には、急使の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

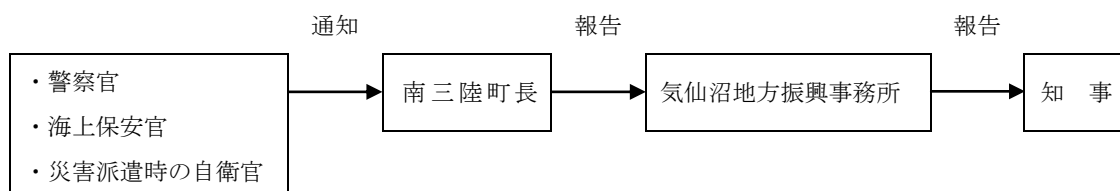
町、県、警察、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

(4) 避難の指示又は勧告の解除

町長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民に対し、直ちにその旨を伝達するとともに、県及び防災関係機関に報告又は通知する。



第5 避難の方法(危機管理課・消防本部)

1 避難者の誘導

避難の勧告、指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

(1) できるだけ地区ごとなどの集団避難を行う。各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。

(2) 町は、消防職員・消防団員等、水防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(3) 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

- (4) 危険区域及び避難場所に警察官及び町職員を配置し、交通指導隊、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。また、夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (5) 必要により南三陸警察署等に避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2 避難の順位等

- (1) 住民の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害の事象や発生状況を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者及び子供の避難については、車両、船舶等により移送する。

3 避難者の確認等

町職員、消防団員は、行政区長、民生委員等の協力を得て、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

- (1) 避難場所(避難所)
 - ア 避難した住民の確認
 - イ 特に、自力避難が困難な高齢者、障害者等の安否の確認
- (2) 避難対象地域
 - ア 避難が遅れた者の確認
 - イ 避難が遅れたもの等の避難誘導、救出

第6 避難所の開設及び運営(危機管理課・保健福祉課・総務課・教育総務課)

町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れ、保護するため必要と認められるときは、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に避難所等を開設し、避難者を受け入れ、保護する。

1 避難所の設置

- (1) 避難所の開設場所は、「本編第2章第23節第3避難所等の確保」に定める場所とする。
- (2) 町は、避難者数等によって避難所において受け入れきれなくなった場合には、野外のテント等のほか、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 町は、避難行動要支援者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

2 避難所開設の広報

- (1) 避難所を開設したときは、速やかに広報車、防災行政無線その他広報媒体により、住民等に周知し、受入れすべき住民等を誘導し、保護する。
- (2) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事（危機対策課、気仙沼地方振興事務所）に報告する。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 開設した避難所の数、受入人員及び世帯数
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要な事項

3 避難所の運営、管理等

- (1) 避難所の管理
 - ア 適切な運営管理の実施

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。
 - イ 避難所の管理責任者及び連絡員の選任

管理責任者、連絡員を指定し、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

 - (ア) 管理責任者、連絡員
各避難所に、町職員1名以上とする。
 - (イ) 担当業務
 - ① 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
 - ② 町災対本部との連絡調整に関すること。
 - ③ 避難所開設の記録に関すること。
 - ④ 避難者が必要とする情報の提供
 - ⑤ 必要な設備及び備品の確保
 - ⑥ 避難所周辺の情報収集
 - ⑦ 避難生活が長期にわたる場合、避難者を中心とした「避難所運営委員会」の立ち上げ
 - ウ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。
 - エ 防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所運営委員会、住民の自主防災組織やボランティアと協力の上、避難所の環境及び衛生管理、防火及び犯罪対策並びに食料及び生活物資等の配布作業等を、効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者は、それに協力する。
 - オ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に

早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国・県等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

ア 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用スペース（物干し場、仕切り、更衣室、授乳室）、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリアの設定（情報交換や相談等ができる場所）や、乳幼児が安全に遊べる空間の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

イ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 避難所の開設、閉鎖

ア 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

イ 費用

避難所開設に伴う費用の範囲及び額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

ウ 閉鎖

避難所は、一時的な滞在場所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努める。特に、学校施設を避難所とした場合は、児童及び生徒の就学の重要性を考え、町は、避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

(5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、校長等の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じ

た協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(6) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

第7 避難長期化への対処

1 町は、町民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

2 避難の長期化に際しては、男女別の性差によるニーズを把握し、必要に応じプライバシーの保護等に配慮する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

3 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れの状況、避難の期間等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じた、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れの状況、避難の期間等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所・応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、受入先となる市町村が県内の市町村であるときは、当該県内の市町村と直接協議する。

なお、受入先となる市町村が他の都道府県の市町村である場合においては、県に対し、当該他の都道府県との協議の実施を求める。

5 町は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

6 町は、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施に努める。

第8 広域避難者への支援

1 県内広域一時滞在

(1) 災害の規模、避難者の受入状況等を踏まえ、県内広域一時滞在の必要があると認めた本部長（以下この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下この項において「協議先市町村長」という。）に対し、被災者の一時滞在の受入れを協議する。

(2) 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

(3) 協議先市町村長は、被災者の一時滞在の受入れについて、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

(4) 協議先市町村長は、県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下この節において「受入施設」という。）を決定し、提供する。

(5) 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき。	県本部長	災害対策基本法第86条の2第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき。	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の2第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の2第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の2第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の2第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

2 県外広域一時滞在

- (1) 県外広域一時滞在の必要があると認める本部長（以下この項において「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入について協議することを求める。
- (2) 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき。	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の3第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の3第9項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき。	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の3第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき。	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

3 他都道府県広域一時滞在

- (1) 県本部長の協議を受けた本部長（以下この項において「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

- (2) 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- (3) 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の3第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の3第13項
協議元市町村本部長	受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の3第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

4 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた本部長が、「全国避難者情報システム」等に基づき必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第9 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者等に対し、行政区や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体にして、食料・物資の供給など生活支援を行う。

2 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、役場での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報、及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第13節 応急仮設住宅等の確保及び被災建築物等の応急危険度判定

第1 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅への入居のあっせん、民間賃貸住宅の活用、更には被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定等の調整に関すること。
建設部	住宅班	応急仮設住宅の設置に関すること。 災害救助法による被災住宅の応急修理・除去に関すること。 住宅情報に係る相談窓口の設置に関すること。 県に対する応急危険度判定士及び被災宅地判定士派遣の要請に関すること。
保健福祉部	保健総務班	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定に関すること。
教育部	教育班	応急仮設住宅建設場所等に関すること。

第3 建物等の被害調査(建設課)

地震被害による住宅の安全性を確認し、住民の不安を解消するとともに、余震による二次被害を軽減するため、必要と認めるときは、建築物等の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

1 被災建築物応急危険度判定

町は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル(財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

- (1) 町本部長が判定実施を決定した場合は、町災対本部の下に実施本部を設置する。
- (2) 実施本部は、次の業務にあたる。
 - ア 被災状況の把握
 - イ 判定実施計画の策定
 - ウ 県本部長への支援要請
 - エ 被災建築物応急危険度判定士の受入
 - オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - カ 町民への広報
 - キ その他判定資機材の配布

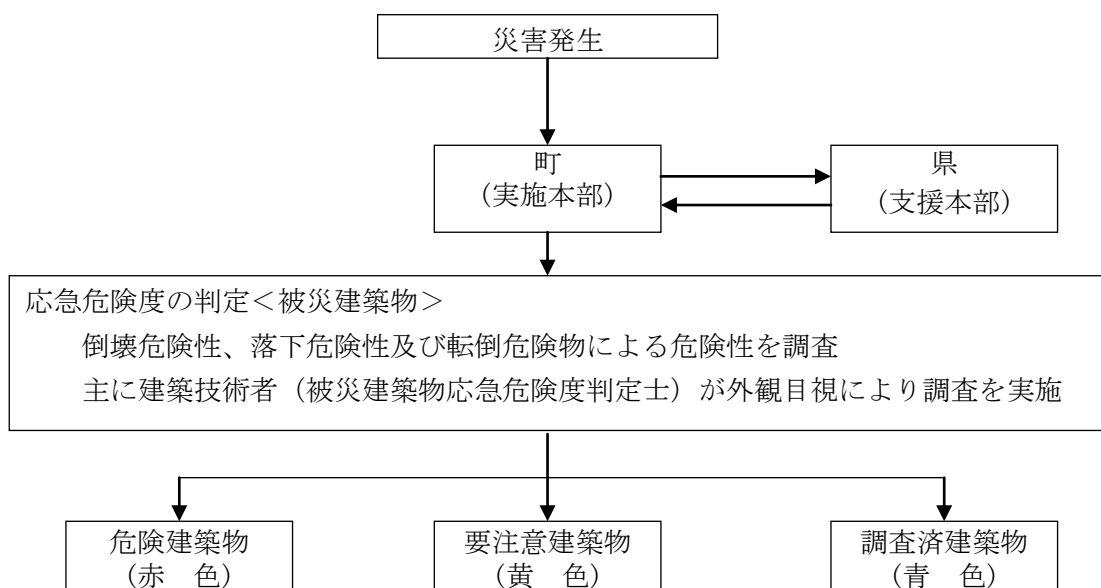
(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

ア 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。

イ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

ウ 判定結果は町災対本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。



2 被災宅地危険度判定

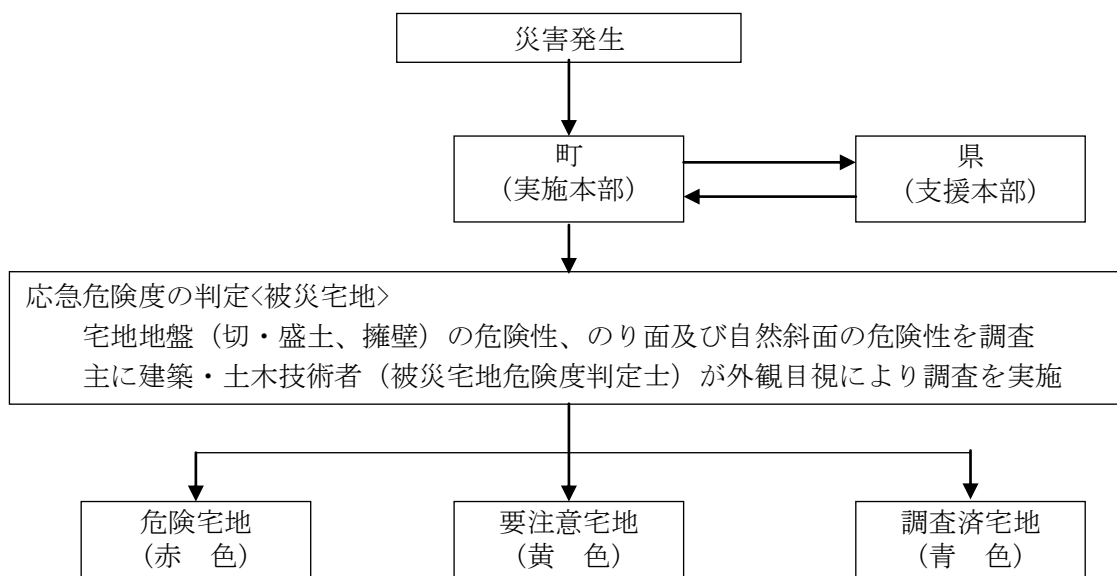
町は、県の支援を受けて「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

(2) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

(3) 判定結果は町災対本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。



第4 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

(建設課・危機管理課・教育総務課・土木事務所)

1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

- (1) 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がなくなった人のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者のため、必要と認めた場合に建設する。
- (2) 設置規模

1戸当たりの規模は、29.7㎡(9坪)を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (3) 建物の構造は、県で定める災害応急仮設住宅仕様を準用し、避難行動要支援者に十分配慮した仕様及び設計に努める。
- (4) 建設着工及び供与期間
 - ア 原則として災害発生の日から20日以内に着工する。
 - イ 供与期間は、原則として完成の日から2年以内の期間とする。
- (5) 応急仮設住宅建設予定地

建設用地については、災害の実情に応じ、公園及び公共施設等の空地で、り災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。また、民間空地は借上げにより対応する。
- (6) 実施状況報告

町は、応急仮設住宅を設置したときは、次の事項を知事に報告する。

 - ア 入居該当者の報告
 - イ 設置戸数
 - ウ 着工報告(日報)
 - エ 竣工報告(日報)
- (7) 整備書類
 - ア 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
 - イ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
 - ウ 応急仮設住宅台帳

- エ 建築のための工事(契約書、設計書、仕様書等)関係書類
- オ 救助実施記録日計表

2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の入居及び応急修理対象者の選定

(保健福祉課・町民税務課)

入居者等の選定は、町民税務課等の情報を得て保健福祉課が行うものとし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者及び中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的弱者

3 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営

(1) 管理体制

県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行う。応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)管理を町長に委任した場合は、知事と町長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

町及び行政区等は維持管理上、以下の対応に努める。

- ア 安全・安心を確保するため、消防、警察との連携
- イ 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアの実施
- ウ 家庭動物の受入のルール作成
- エ 必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
- オ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ア 安全・安心の確保に配慮した対応
 - (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- イ 夜間の見回り(巡回)
- ウ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア) 交流の場
 - (イ) 生きがい
 - (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ) 保健師等による巡回相談
- エ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - (ア) 集会所
 - (イ) 仮設スーパー
 - (ウ) 相互情報交換
 - (エ) 窓口の一元化
- オ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア) 運営における女性の参画推進

(イ) 生活者の意見集約と反映

第5 公営住宅等の活用等(建設課・土木事務所)

町は、災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して一時的な居住の場として公営住宅等のあっせんを行う。

第6 民間施設等の活用

町は、民間アパートや社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者・管理者に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を依頼する。

第7 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては、適切な対応が図られるよう情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第8 建築資材及び建築技術者の確保(建設課・土木事務所)

町が建設する応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材、建設技術者の確保は、町内の建設関係業者と協議し、調達する。

第14節 相談活動

第1 目的

大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問合せや各種相談、要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	住民対応班	住民からの問合せの対応に関すること。

第3 町の相談活動

1 総合相談窓口の役割

- (1) 総合相談窓口における相談は、被災した町民等からの相談に的確に対応するよう努める。
なお、専門性を要する相談等にあつては、内容に応じ、適切な各担当窓口に取り次ぐ（担当課が災害復旧で対応出来ない場合は、後日連絡）など、町民等の要請に対応する。
- (2) 担当者は、相談内容を取りまとめ、町災対本部へ報告し、関係機関と連携した即時対応に努める。

2 総合相談窓口の設置

- (1) 町は、災害発生後、速やかに役場庁舎に総合相談窓口を設置する。
- (2) 町民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。

3 相談窓口設置の周知

総合相談窓口を設置した時は、町ホームページ、防災行政無線等を活用し、町民に周知する。

4 関係機関との連携

町民からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

第15節 避難行動要支援者・外国人対策

第1 目的

大規模な地震災害の発生時には、特に避難行動要支援者及び外国人に対する様々な応急対策が必要となる。

このため、町、県、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害情報の広報に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	避難行動要支援者の安否の確認と救出に関すること。 避難所生活における対策に関すること。
物資部	観光客対策班	旅行客、観光客(以下「旅行客等」という。)に関すること。
教育部	教育班	外国人講師等に関すること。

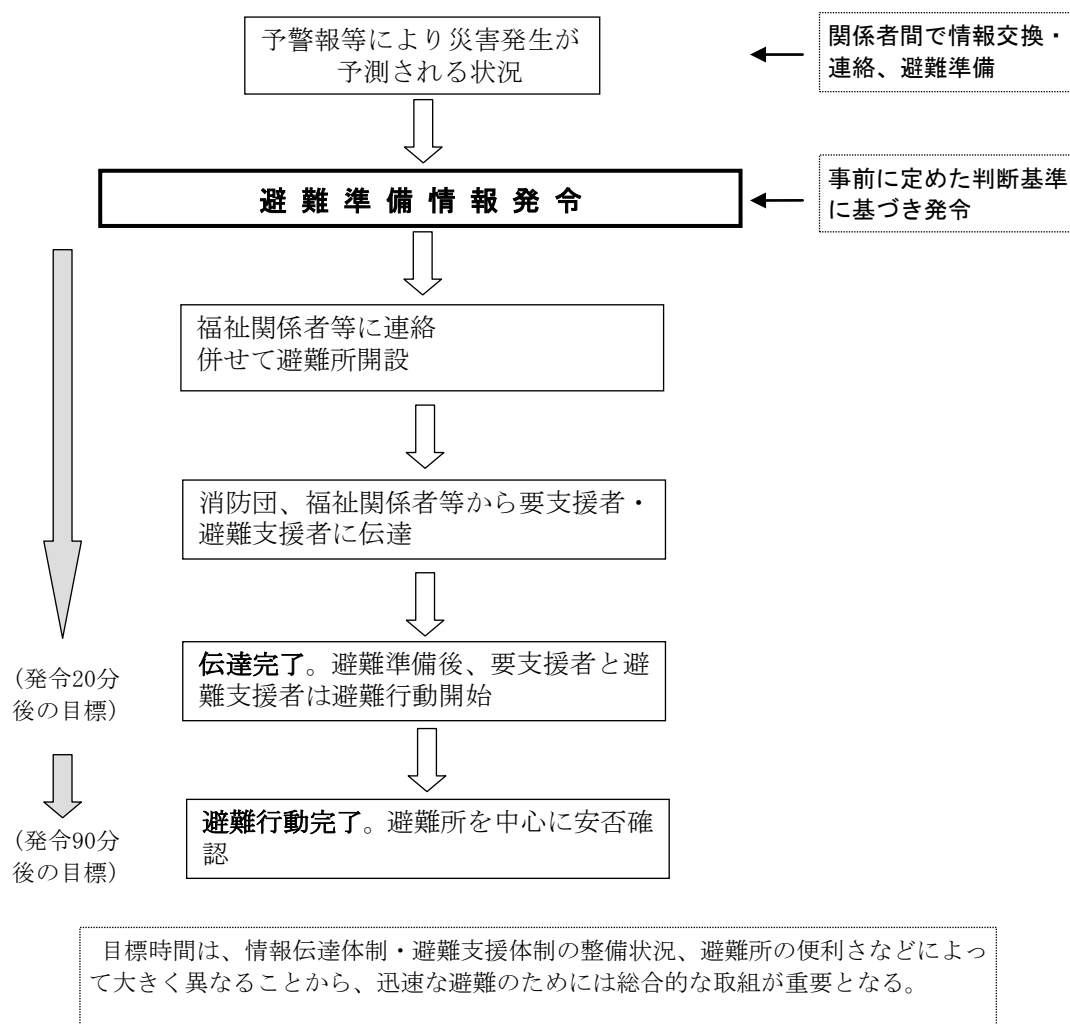
第3 避難行動要支援者への対策(危機管理課・保健福祉課)

災害時には、一般的に避難行動要支援者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

このため、町は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

1 避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報等の発令・伝達は、原則として本編第3章第12節第3避難の勧告又は指示に示す要領で行うこととするが、避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。



避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）

2 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の避難行動要支援者

町は、あらかじめ登録された避難行動要支援者の在宅情報に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな避難行動要支援者を把握する。

3 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急援護

ア 受入可能施設の把握

町は、避難行動要支援者に対しては、関係機関と連携し、受入可能な社会福祉施設を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と援護の実施

町は、避難行動要支援者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

エ 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などと連携して、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

(3) 避難所での援護

ア 援護体制と支援

町は、避難行動要支援者が一般避難所又は避難行動要支援者専用の避難施設に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じホームヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。この際、身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬をいう。）を伴い避難することも考えられるので、あらかじめ、身体障害者補助犬の対策について、検討する。

また、特に障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な避難行動要支援者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

県及び町は、被災地及び避難所における避難行動要支援者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

オ 福祉避難所への移送

(ア) 町は、避難所に避難した避難行動要支援者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(イ) 町は、避難行動要支援者の搬送に当たっては、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車等により搬送活動を行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、搬送活動を行う。

(4) 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅への入居に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、特に避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

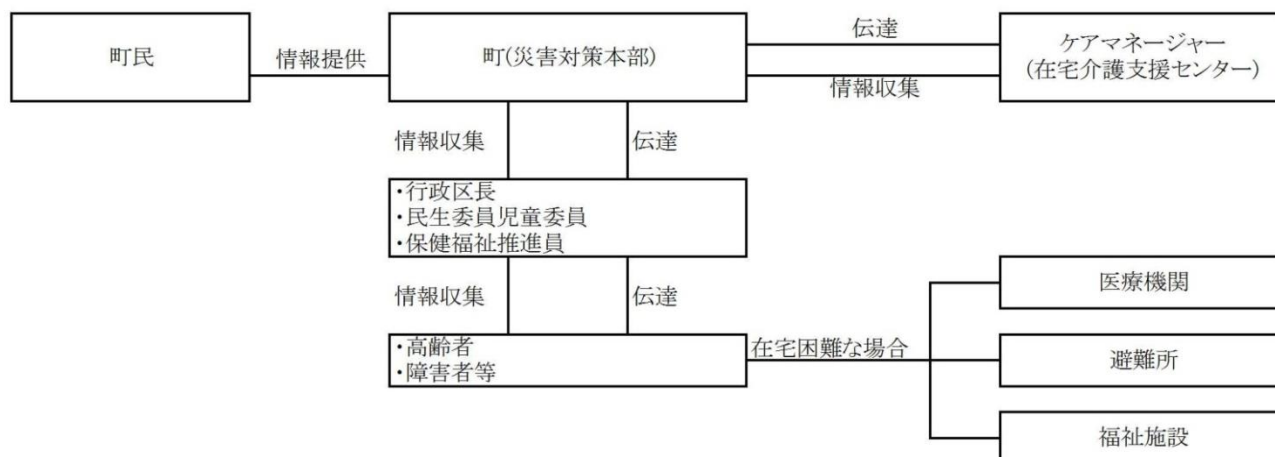
第4 外国人支援対策(企画課・教育総務課)

町は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況について、町内の各施設及び旅行業協会等と連携して情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

第5 旅行者への対策(産業振興課)

町は、災害時の旅行者等の被害状況について、関係機関から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。また、家族からの安否確認の問合せについても対応する。

特に、釣客、通過型旅行者等実数の把握が困難な旅行者等について、十分に留意して状況の把握に努めるとともに、前記同様に迅速な対応を実施する。



高齢者、障害者等救援体系図

第16節 家庭動物（ペット）の収容対策

第1 目的

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、社団法人宮城県獣医師会と「災害時における家庭動物の救護活動に関する協定」を締結するなどして、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	家庭動物等の保護及び収容に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	避難所生活における対策に関すること。

第3 被災地域における動物の保護(環境対策課)

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携の上、治療その他必要な措置を講ずる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

第4 避難所における動物の適正な飼育(環境対策課・保健福祉課)

町は、避難所を設置した場合、気仙沼保健所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

また、被災地における愛護活動は気仙沼保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握、飼育に必要な資材、餌等調達
- 2 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- 3 他市町村、県への連絡調整及び要請

第5 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入に配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第1 目的

町は、大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により食料の調達を図る。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害時相互応援協定締結市町への要請に関すること。 県等に対する食料の調達及びあっせんに関すること。 県等に対する飲料水の調達及びあっせんに関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 県等に対する生活必需品の調達・供給に関すること。
保健福祉部	保健総務班	災害救助法による食料供給事務の総括に関すること。 食料の調達及び供給に関すること。 食料の需要に係る連絡調整に関すること。 義援物資の受入に関すること。 災害救助法による生活必需品供給事務に関すること。 生活必需品の配分に関すること。
物資部	物資調達班	副食等の調達及び供給に関すること。 生活必需品の調達及び供給に関すること。
水道部	水道班	災害救助法による飲料水事務の総括に関すること。 飲料水の確保、供給に関すること。 水道施設等被害の応急復旧に関すること。
教育部	教育班	調達物資の集積場所の確保に関すること。

第3 食料(保健福祉課・産業振興課)

1 食料の調達

(1) 調達担当

調達担当は、保健福祉課とする

(2) 主食の調達

ア 町長は、主食の配給等を実施する場合は、備蓄した非常食(主食)を利用するほか、知事に対して応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達する。

(ア) 調達数量等の連絡

応急配給の申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし。必要数量及びこれの基礎となる被災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

(イ) 災害救助法発動期間中の受領

災害救助法が発動され、知事から政府備蓄米の交付を受ける場合は、政府所有米穀を管理する受託事業者から直接受け取る。

イ 町長は、通信、交通等の途絶により知事に主食の応急配給申請ができない場合は、南三陸農業協同組合倉庫責任者に対し、直接申請し、現物の交付を受ける。

ウ 主食の調達は、次のとおりである。

(3) 副食、調味料等の調達

町長が副食、調味料などを調達する場合は、備蓄した非常食(副食等)を利用するほか、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、町商工会に依頼して調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等により協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

(4) 調達、救護食料の集積場所

調達食料及び救護食料の集積場所は、次のとおりである。

食糧・調達物資の集積場所

配分対象地区	第1位	第2位
志津川地区	ベイサイドアリーナ体育館	志津川中学校
戸倉地区	戸倉中学校	神割崎キャンプ場
歌津地区	歌津中学校	石泉活性化センター
入谷地区	入谷公民館	さんさん館

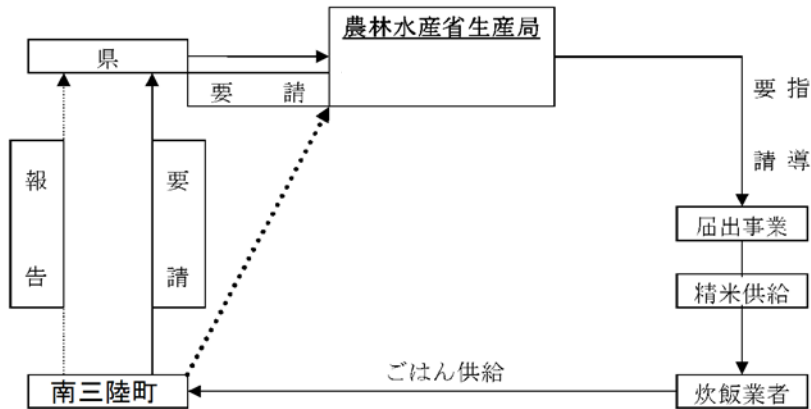
2 食料の供給(危機管理課・保健福祉課・産業振興課)

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

(1) 応急米穀

町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を、被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。



※ ——— 県を通じて要請する場合 - - - - - 県を通じて要請することが困難な場合

緊急時における食料（精米）の供給体制略図

(2) 供給

ア 供給対象及び供給基準量

町長は、災害時において、必要と認めるときは、次により主食の応急配給を実施する。

供給対象	基準量
(ア) 炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1人1日当たり 200グラム
(イ) 供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じ供給を受けられない者	1人1日当たり 400グラム
(ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1人1日当たり 300グラム

イ 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じ乾パンとする(乾パンの精米換算率100%)。

ウ 供給期間及び費用負担

供給対象	供給期間	費用負担
供給対象表アの(ア)	災害発生の日から7日以内	町負担
供給対象表アの(イ)	実情に応じ、町長がその都度決定する。	個人負担
供給対象表アの(ウ)	〃	町負担

エ 調達食料及び救援食料の配分方法

(ア) 配分担当等

- ① 食料品の配分担当は、保健福祉課とする。
- ② 食料品の配分は、各集積所に班長1名、班員2名の班を編成し、婦人会等の協力を得て、実施する。

(イ) 配分要領

- ① 炊き出し配分
炊き出し担当の責任者は、数量等を把握し、配分班長から一括配分を受ける。炊き出し担当の責任者がり災者に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期する。
- ② 個人に対する配分
配分班長は、受給者名を記録するとともに、行政区長等を通じ配分する。

③ 応急対策従事者に対する配分

配分班長は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

3 炊き出しの実施(保健福祉課)

(1) 炊き出し担当等

ア 炊き出し担当は、保健福祉課とする。

イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関連事項の記録に当たる。

(2) 需給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の需給対象者は、次のとおりとする。

ア 避難所に避難している者

イ 住家の被害が全半壊(焼)、流出又は床上浸水等のため炊事のできない者

ウ その他、食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 配給品目及び数量

ア 主食

応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン及び麦製品等とする。

イ 副食

費用の範囲内で、その都度定める。

(4) 費用及び期間

ア 費用

炊き出しに要する費用の範囲及び額は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

イ 期間

炊き出しその他による職員の共有を実施する期間は、原則として災害発生日から7日以内とする。

(5) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所はあらかじめ定めておくが、災害の実情に応じて他の施設を利用し、また、米飯業者に注文供給することができるものとする。

(6) 炊き出しの協力団体

炊き出しの実施に当たっては、必要に応じて、災害による直接の被害を受けていない地域の自主防災組織、婦人防火クラブその他の協力が可能と認められる団体に対し、協力を求める。

第4 飲料水(危機管理課・上下水道事業所)**1 飲料水の供給方法等**

(1) 給水担当等

ア 給水担当は、上下水道事業所とする。

イ 応急給水等を実施するために次の班を編成する。

(ア) 給水班 班長1名 運転手1名 作業員1名

(イ) 浄水班 班長1名 技術者1名 作業員2名

(2) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。

(3) 給水量

災害発生から3日までは1人1日3リットル程度を目標とするが、それ以後は経時的に増量する。

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生 ～ 3日まで	3リットル/人・日	配水池・給水車
4日 ～ 10日まで	20リットル/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日 ～ 21日まで	100リットル/人・日	配水枝線上の仮設給水栓
22日 ～ 28日まで	被災前給水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(4) 給水期間

災害の発生から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じて対処する。

(5) 費用

給水に要する費用の範囲及び額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(6) 給水方法

ア 応急給水は、浄水場又は配水池等の応急給水拠点になる給水のほか、給水車等による運搬給水、備蓄した飲料水の配布を行い、被災者の生命、生活を守るための飲料水の供給に努める。

イ 応急給水が容易にできない場合は、日本水道協会宮城県支部(石巻地方広域水道企業団)(電話 0225-95-6713)に応援要請を行う。

ウ 飲料水が汚染したと認められるときは、保健福祉事務所等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。

エ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 汚水が少ないと思われる井戸等の原水をろ過消毒し供給する。

(イ) 被災地において水源を確保することが困難なときは、他市町村に応援要請を行い、被災地に近い水源地から搬送給水する。

2 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水及び浄水薬品等は、次により確保する。

(1) 給水資機材の調達

町は、地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け、地域内で給水資機材を調達できない場合は、日本水道協会宮城県支部、相互応援協定市町長又は知事に対し資機材のあっせんを依頼する。

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

区分	名称	配水池名	容量 (m ³)
上水道	助作第1	東浜配水池	2,500
	助作第1	森山配水池	150
	助作第2	上の山新配水池	1,200
	助作第2	松果佐配水池	175
	助作第2	大羅配水池	125
	戸倉	戸倉向山配水池	460
	伊里前	伊里前配水池	513
	伊里前	吉野沢配水池	314

3 給水施設の応急措置

町は、災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材の調達

応急復旧資材等は、上下水道事業所において必要最低限、常時確保するが、不足したときは、南三陸町水道事業指定給水装置工事事業者等から調達する。

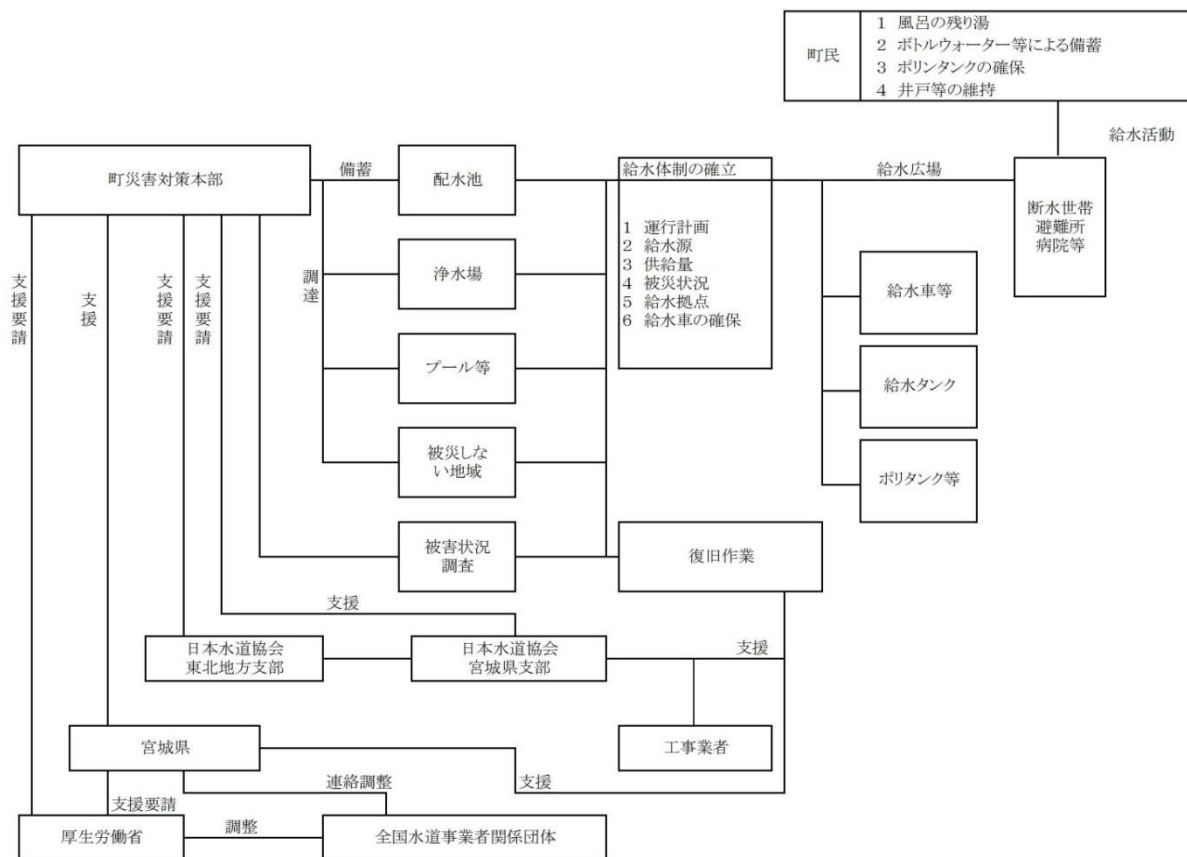
ただし、町は、必要と認めるときは、日本水道協会宮城県支部、相互応援協定市町長又は知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

- ア 有害物等の混入防止及び井戸等の補給用水源の広報
- イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

4 町民への広報

町は、地震等の災害により断水した場合は、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について防災行政無線、広報車等により周知する。



第5 生活物資(総務課・産業振興課・保健福祉課・生涯学習課・教育総務課・商工会)

被災し、衣料等の生活関連物資を喪失した者に対し、必要があるときは、次によりそれらの物資を調達、供給する。

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難している者で、物資の持ち合わせのない者

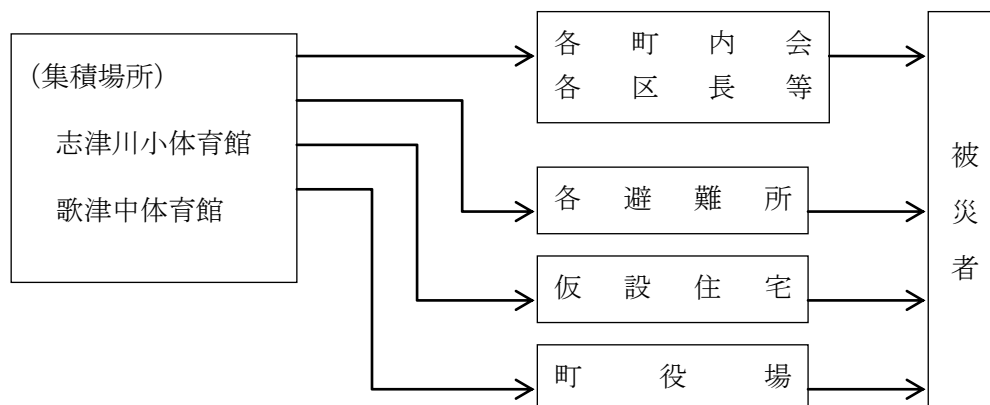
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 支給品目

- (1) 寝具
- (2) 衣料類
- (3) 炊事用具
- (4) 食器
- (5) 日用品
- (6) 光熱材料
- (7) 緊急用燃料
- (8) その他

3 生活物資等の調達

- (1) 生活物資の調達担当
調達担当は、産業振興課とする。
- (2) 被災者に対し供給する生活物資
 - ア 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等)
 - イ 外衣(作業衣及び子供服等)
 - ウ 肌着(シャツ及びパンツ等の下着類)
 - エ 身回り品(タオル、手ぬぐい、靴下、靴及び傘等)
 - オ 炊事道具(ナベ、炊飯器、包丁、ガス器具等)
 - カ 食器(はし、茶碗及び皿等)
 - キ 日用品(石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉及びゴザ等)
 - ク 光熱材料(ろうそく、マッチ、薪、木炭及びプロパンガス等)
 - ケ その他
- (3) 調達方法
町は、備蓄している生活物資のほか、あらかじめ南三陸商工会と協議し、町内関係業者から必要に応じて調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、相互応援協定締結市町村長又は知事に対し、あっせん依頼する。
- (4) 調達物資及び集積場所
調達及び救援による生活物資の集積、供給系統は、次のとおりとする。



4 生活物資の配分

(1) 配分担当等

ア 配分担当は、保健福祉課とする。

イ 救助物資の配分を適切に行うために班を編成する。班の構成は、班長及び班員は町職員とし、社会福祉協議会、行政区長、各地区協力員等の協力を得て行う。

(2) 配分方法

ア 町は、災害救助法による災害り災者調査票を基に、衣料及び生活物資等の救助物資の分配計画を作成する。

イ 班長等は、救助物資の分配計画に基づき、被災者に配分して受領書を徴する。

ウ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

(ア) 救助物資を必要とするり災者(世帯人員ごととする)

(イ) 救助物資の品名、数量

(ウ) 救助物資の受払数量

(3) 費用、期間

ア 費用

衣料、生活物資の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法で適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

イ 期間

災害の発生の日から10日以内とする。

第6 物資の輸送体制（産業振興課）

1 町は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

2 輸送事業者等は、指定した物資等の受取場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

第7 義援物資の受入及び配分（保健福祉課）

1 義援物資の受入

(1) 町は、災害の状況により義援物資の募集が必要と認められる場合は、県、町社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入を行う。

- (2) 募集は、町のホームページへの掲載、又は県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目、数量、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。
- (3) 町は、県及び関係機関と調整のうえ、事前に義援物資の(一時)保管先等を確保(指定)し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- (1) 町は、義援物資の配分に当たって、県及び町社会福祉協議会等の関係機関と調整を行い、速やかに、かつ、適切に配分する。
なお、義援物資の仕分け、配分に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。
- (2) 町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的なネットワークを有する団体・企業を中心として協力を要請する。

第8 燃料の調達・供給(産業振興課)

1 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時に応急対策の実施及び町民生活の維持に必要な施設及び車両等への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合等との「災害時における支援協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、燃料の供給に努める。

2 重要施設への供給

町は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集を行い、必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても優先給油が行えるよう、関係機関との調整に努める。

4 町民への広報

町は、燃料類の供給見通し等について、町民に広報する。

5 町民

町民は燃料の調達に関しては、災害時における応急対策活動に支障が生じないよう節度ある給油マナーと省エネ活動に努める。

第18節 防疫・保健衛生活動

第1 目的

大規模地震災害時は、被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者の生活環境が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は、迅速かつ強力な防疫措置、予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
環境衛生部	環境衛生班	被災地域の防疫に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	被災地における保健対策に関すること。

第3 防疫(環境対策課・保健福祉事務所)

1 防疫活動の体制

町(環境対策課)、県(保健福祉事務所)及び各地区衛生組合は連携し、被災状況を把握した上で、感染症の発生が危惧される地域を優先的に次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

2 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

3 感染症発生時の対応

- (1) 県(気仙沼保健所)は、町の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

4 避難所の感染症対策

町は、避難所を開設したときに、県(気仙沼保健所)の指導を得て感染症等の集団発生を防ぐため、感染症対策の徹底を図る。

- (1) 防疫に関する協力組織
避難所の管理者は、衛生に関する自治組織等の編成(避難所運営委員会が組織されている場合は、環境衛生班)を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。
- (2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康調査
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

5 入院等の措置

被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに入院等の措置をとる。

交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、可能な限り近くの適当な場所に臨時の入院施設を設けて収容する。

感染症指定医療機関(県指定)は次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話番号
気仙沼市立病院	気仙沼市田中184	22-7100
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7220 (代)

6 連絡通知等

町は、感染症が発生し、又は発生するおそれのある事実を知った場合及び防疫を実施する場合には、知事に連絡し、指示を受ける。

7 防疫用資機材等の確保

防疫用薬剤、機材等は環境対策課において、町内の関係業者から調達するが、不足する場合は県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

第4 保健対策

避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者からの健康相談に応じる体制が必要である。

1 健康調査及び健康相談

- (1) 町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

- (2) 避難所や仮設住宅での配慮

町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう指導を行う。

- (3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町及び県は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

- (4) 医療体制の確保

町及び県は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて栄養指導を実施する。

2 心のケア（精神保健相談）

地震の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、町は、県及び精神科医や心理職等の協力を得て、時期や被災状況等に応じた心のケアを実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場及び集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子供たちへの健康支援活動

県教育委員会、町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒及び幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

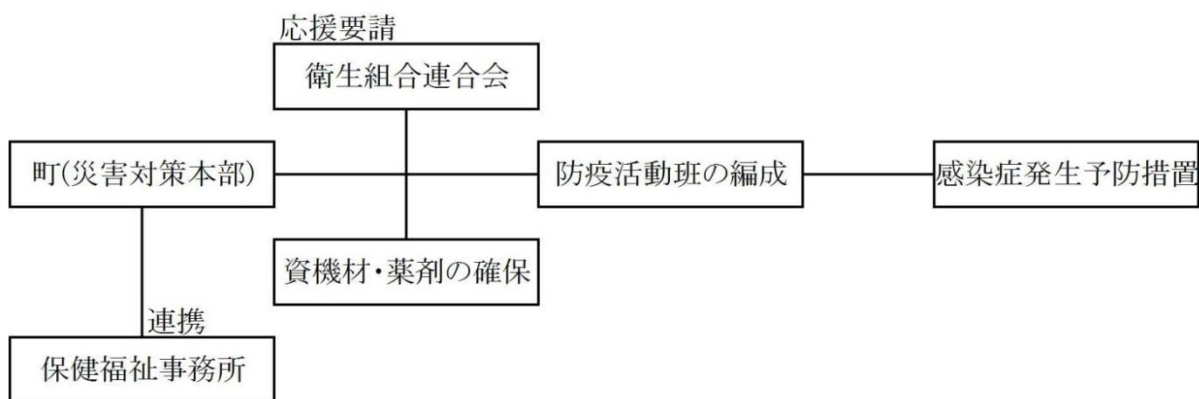
第5 食品衛生管理

1 食中毒の未然防止

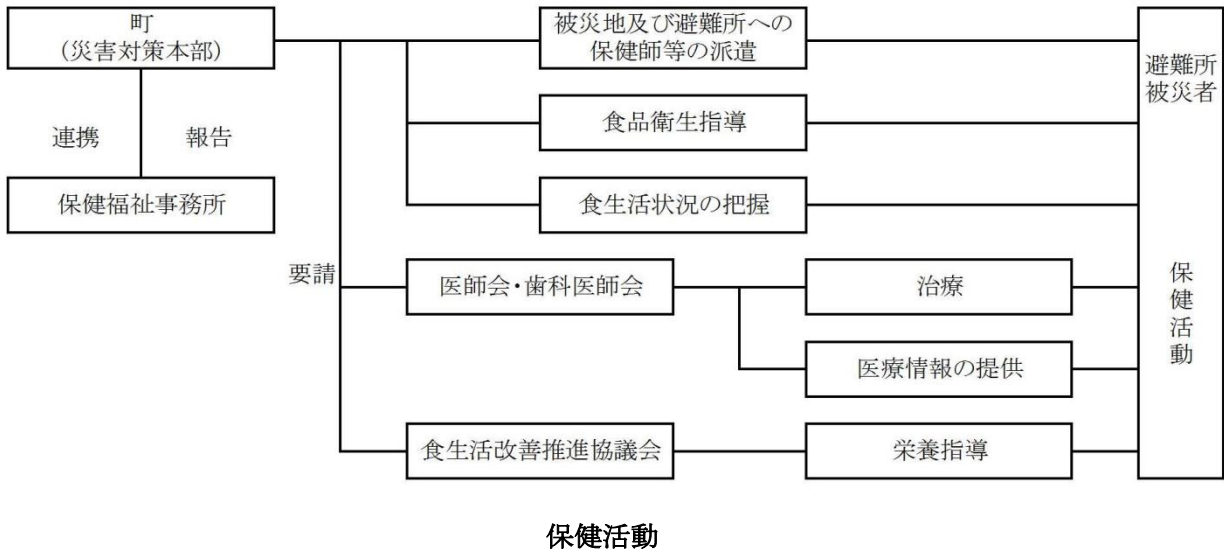
町は、必要に応じ県に食品衛生監視員等の避難所への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食品の適正保管、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を依頼する。

2 食品衛生に関する広報

町は保健福祉事務所と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。



防疫活動



第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

第1 目的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	行方不明者等の搜索に関すること。 搜索の手配及び県に対する報告に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	遺体の収容及び処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。

第3 遺体等の搜索(危機管理課・消防本部・警察署・海上保安署)

- 1 町は、南三陸警察署と連携し、消防機関等の協力を得て、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態からすでに死亡していると推測されるものの搜索を行う。
- 2 南三陸警察署及び防災関係機関は、検視(死体見分)、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
- 3 気仙沼海上保安署は、海上において、遭難船舶の乗客等その他の行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

第4 遺体の処理及び収容(保健福祉課・警察署・海上保安署・医師会)

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合には、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。
- 2 南三陸警察署、気仙沼海上保安署は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察に届出があった遺体について検視を行う。
- 3 町は、南三陸警察署及び気仙沼海上保安署と連携し、検視遺体数を確認し、及び病院、消防等関係機関と連絡を取り、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に起因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。また、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。
- 4 遺体の身元が確認できる場合には遺族に連絡し、確認できない場合には人相・特徴、身長、体重、着衣及び発見場所等の状況を記録し、遺留品を保管する。
- 5 遺体の一時安置所を設置するときは、施設管理者の合意を得て設置する。
- 6 被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合は、周辺市町村へ協力要請を行う。
- 7 遺体の処理、収容を行った場合は、記録(報告)する。
- 8 収容の期間は災害発生の日から10日以内。ただし必要に応じ期間を延長する。

第5 遺体の火葬、埋葬(環境対策課)

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、火葬及び応急的な埋葬を行う。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情に十分配慮する。

1 実施方法

(1) 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。

ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、使用できなくなり、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

ウ 埋葬を行うべき遺族がいないか、又は老年者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

エ 経済的機能の一時混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ、ドライアイス等の入手ができないと認められるとき。

(2) 埋葬の程度は応急火葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 火葬場及び埋葬予定場所は、あらかじめ定めておく。

2 事務処理

災害時において、死体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(1) 実施責任者

(2) 埋葬年月日

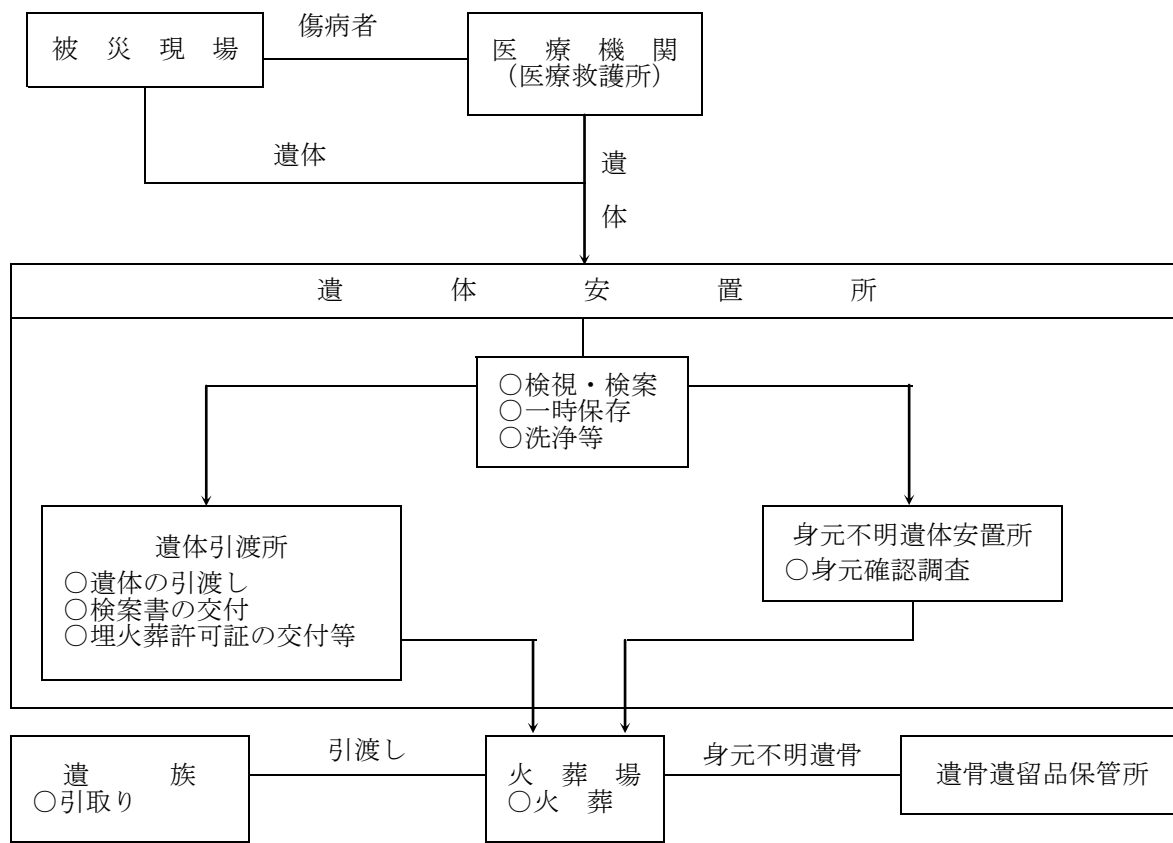
(3) 死亡者の住所、氏名

(4) 埋葬を行ったものの住所、氏名及び死亡者との関係

(5) 埋葬品等の支給状況

3 費用

町が行う遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。



遺体取扱いの流れ

第20節 廃棄物処理活動

第1 目的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に行い、地区環境の保全を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせんに関すること。
環境衛生部	環境衛生班	廃棄物処理に関すること。
建設部	土木班	障害物除去に係るがれき等に関すること。

第3 災害廃棄物の処理

- 1 大規模地震災害時には、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 町は、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 町は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 4 町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第4 処理体制(危機管理課・環境対策課・保健福祉事務所)

- 1 町は、発災直後から、一般廃棄物処理施設の被害状況、一般生活における廃棄物及び災害関連の廃棄物等の種類(粗大、可燃、不燃等)並びに排出量を把握する。
- 2 町は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うが、廃棄物の収集及び処理に必要な人員や車両等が不足する場合並びに処理施設が不足する場合には、協定締結市町村及び県に対して支援を要請する。
- 3 町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。
- 4 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害の防止及び環境への影響に配慮しながら、自らの責任において適正に処理する。

第5 処理方法

町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講ずる。
なお、町民は、廃棄物を分別して排出するなど、廃棄物処理活動に協力する。

1 ごみ処理

- (1) 町は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。
- (2) 廃棄物の収集作業を円滑に推進するため、住民に対して広報活動を実施し、分別の徹底を図る。
- (3) 避難所においても、開設と同時にごみの分類ごとに集積所を定め、分別の徹底に努める。
- (4) ごみの収集
 - ア ごみの収集は、ごみ収集運搬車により行う。収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
 - イ 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、できるだけ早急に収集を行う。
 - ウ 避難所等の生活ごみは、避難所の開設状況を把握し、巡回収集する。
- (5) ごみの処分
 - 可燃ごみ及び不燃ごみの処理は、原則として、中間処理施設での処理を行った上で、廃棄物処理施設において適正に処分する。

2 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処理

- (1) 町は、危険な物、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・償却のできる仮置き場の十分な確保を図り、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 町は、応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
 - また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関連法令に従い、適正な処理を進める。
- (3) がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ、計画的に行う。

3 し尿の収集及び処分

- (1) 仮設トイレ
 - ア 町は、被災者の生活に支障が生じることの無いよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、県への要請及び関係業者の協力を得て、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。
 - イ 仮設トイレは、避難所において避難人員と施設のトイレ状況を勘案し、また、地域においては、水洗トイレが使用できなくなった家庭を把握し、必要数を設置する。
 - ウ 仮設トイレの設置に当たっては、避難行動要支援者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
 - エ 町は、水道と下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所及び地域の衛生向上を図る。
- (2) し尿の収集
 - し尿の収集は、原則として、汲取車又は運搬車により行うが、それが不可能な地域については、関係業者の協力を得て、容器の配布等を行う。また、避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- (3) し尿の収集・処分
 - し尿の収集・処分は、衛生センターのし尿処理施設で処理することを原則とするが、被災状況に応じ下水道浄化センター等の処理施設を使用して適正な処分を行う。

(4) し尿処理用資機材の確保

ア 町は、し尿処理業者、リース業者等に応援要請するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

施設名	処理能力	電 話	備 考
衛生センター	30KL/日	46-5038	クリーンセンター46-5528

イ 町は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん	人員、期間、場所、その他参考事項

ウ 町は、衛生センターが被災し、又は処理能力を上回ったことなどにより処理ができなくなった場合においては、相互応援協定締結市町の処理施設にその処理を依頼する。

第6 集積場所、資機材の確保

1 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- (1) 町は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、ゴミ収集車、大型ダンプ車等の廃棄物運搬用資機材の確保を図る。
- (2) 町は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は能力を上回ったこと等により廃棄物処理ができない場合においては、相互応援協定締結市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- (3) 町は、必要な廃棄物収集運搬用資機材の調達ができない場合は、次の事項を明示して、県に応援を要請する。

2 臨時ごみ集積所の確保

町は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、環境衛生に支障のない公有地を利用して、臨時ごみ集積所を確保する。

3 臨時ごみ集積所等の衛生保持

町は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清掃保持に努める

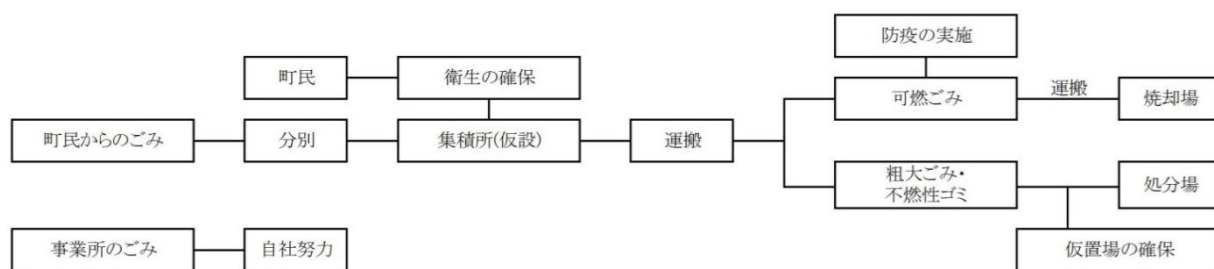
区分	明示事項
産廃物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
産廃物収集運搬要員のあっせん	人員、期間、場所、その他参考事項

4 住民への協力要請

町は、必要に応じ、被災住民、自主防災組織、ボランティア組織に対して、廃棄物運搬等について協力を求める。また、住民は、廃棄物を分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

第7 推進方策

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。



ごみ処理



がれき処理



し尿処理

第21節 社会秩序の維持活動

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活物資の不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、更には流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	食料、生活必需品の物価監視に関すること。 事業者、関係団体への指導、要請に関すること。
総務部	住民対応班	住民等への正確な情報提供に関すること。

第3 町の活動

1 生活物資等の物価監視(産業振興課・企画課)

町は、県と協力して、必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

2 防犯活動

町は、防犯実働隊、交通安全指導員に連絡し、行政区長、防犯ボランティア等地域住民の協力を得て、被災区域、避難場所、避難所等の巡回警備を行う。

第4 警察の活動

1 南三陸警察署は、独自に、又は町及び自主防災組織と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

2 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、社会的混乱の抑制に努める。

3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第5 気仙沼海上保安署の活動

気仙沼海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2.2節 教育活動

第1 目的

町教育委員会は、大規模地震災害により学校教育施設等が被災し、又は児童・生徒及び幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童・生徒及び幼児の教育対策等必要な措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
教育部	教育班	学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 応急教育場所の選定に関すること。 被災児童・生徒の被害調査に関すること。 応急授業計画に関すること。 教科書及び学用品の確保・給与に関すること。 教職員の確保に関すること。 被災児童・生徒の健康管理に関すること。 給食に関すること。 炊き出しに関すること。 避難所の開設・運営に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	施設利用者の避難、応急手当て等に関すること。 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 文化財の被害調査及び保護に関すること。 避難所の開設・運営に関すること。

第3 避難措置(教育総務課)

学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は町長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合において、児童・生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 在校、在園時の措置

(1) 地震発生直後の対応

地震発生後、速やかに安全な避難場所に児童・生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、傷病者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

また、最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講ずる。

(3) 校外、園外活動時の対応

遠足等校外、園外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校、登下園時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童、生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

- (1) 校内、園内の児童生徒等への対応
警報発表中など、屋外での危険が想定される場合は、児童生徒等を校内、園内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内、園内保護する。
- (2) 帰宅路の安全確認
被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なもの判断でき、かつ、保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。
- (3) 保護者と連絡がつかない場合の対応
保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても、同様に校内、園内保護を行う。

4 休業措置

- (1) 教育委員会又は校長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童・生徒の安全確保が困難なときは、必要に応じて臨時休校の措置を講ずる。
- (2) 教育委員会又は校長は、臨時休校を決定したときは、児童・生徒にその旨を周知するとともに、下校途中の時間帯であれば、児童・生徒を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずる。

第4 学校等施設等の応急措置(教育総務課)

県及び町教育委員会は、相互に協力し、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

1 公立学校等

- (1) 学校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。
- (3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。
- (4) 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合は、被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。
 - ア 体育館等、被災した教室以外の安全な施設を転用する。
 - イ 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
 - ウ 公民館等社会教育施設等に応急収容する。
 - エ 仮校舎を建設する。

2 社会教育施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し応急復旧を行う。

第5 教育の実施

町教育委員会は、応急の教育方法として次の措置を講ずる。

1 教育の実施場所の確保

- (1) 町教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講ずる。
- (2) 町教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

2 教職員の確保

校長等及び町教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3 応急教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第6 心身の健康管理

町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の心身の健康管理に努める。

第7 学用品等の調達、供与(教育総務課)

町教育委員会及び町は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

1 学用品の準備

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

- (1) 教科書の調達
教科書(教材を含む。)は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。
- (2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達
教科書以外の教材は、文房具及び通学用品は町内の業者から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し、あっせんを依頼し、確保する。

2 給与対象者

災害により住宅が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水の被害受け、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障をきたした児童及び生徒とする。

3 学用品の種類等

- (1) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- (2) 文房具及び通学用品で災害救助法が適用された場合に準じその額を超えない範囲で、必要と認めるもの

4 給与の方法

町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査し、校長を通じ対象者に配布する。

5 実施状況報告

町教育委員会は、学用品を給与したときは、次の事項を県教育委員会に報告する。

- (1) 学年別被災児童生徒数報告
- (2) 支給状況報告

6 整備書類

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 教科書及び学用品等受払簿
- (3) 学用品の給与状況
- (4) 学用品購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第8 学校給食対策(教育総務課)

- 1 町及び町教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- 2 町及び町教育委員会は、応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。
- 3 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。
- 4 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第9 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置(教育総務課)

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- 1 町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び町教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の開設及び運営に積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等と適宜、必要な協議を行う。
- 3 町は、避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講ずる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設や設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動及び応急復旧作業等に参加を希望する生徒について、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 社会教育施設等の応急対策(生涯学習課)

社会教育施設の施設長は、災害が発生した場合において、速やかに災害の状況を把握し、適切な措置をとるとともに、応急の社会教育が実施できるよう速やかに応急復旧に努める。

1 施設の開館中の措置

- (1) 施設長は、施設利用者を速やかに避難誘導するとともに、被害状況を把握の上、町教育委員会に報告し、指示を受ける。
- (2) 施設長は、負傷した施設利用者及び職員の応急手当を行い、必要に応じ医療機関へ搬送するとともに、家族に連絡する。なお、傷病者が多い場合は、町に救援の要請を行う。

2 施設の閉館中の措置

- (1) 施設長は、直ちに出勤し、被害状況を調査する。
- (2) 施設長は、被害状況に応じて職員を招集し、施設・設備の状況を調査の上、町教育委員会に報告し、指示を受ける。

3 臨時休館の措置

町教育委員会又は施設長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、必要に応じ、臨時休館の措置を講じ、関係者、関係機関等に連絡する。

4 避難所としての対応

施設長は、施設内に避難者がいる場合は、安全の確保に努め、さらに、避難所となった場合においては、その管理運営に協力する。

第1.3 文化財等の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 町教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 町教育委員会は、国、県指定の文化財について、国、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講ずる。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

第1 目的

大規模地震災害時には、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の確保が必要となる。

このため、町その他の防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、万全を期す。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対策に必要な物資の調達に関すること。 消防資機材の調達に関すること。 労働力の確保に関すること。 災害時相互応援協定に関すること。 関係機関への職員派遣要請に関すること。 労働力の配分に関すること。
総務部	総務班	集会所等の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
建設部	土木班	土木施設等の復旧及び障害物除去に係る資機材の確保に関すること。 防災用資機材の確保に関すること。
物資部	物資調達班	農林関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。 燃料等の確保に関すること。
	物資管理班	商工観光関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	衛生処理関係の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
水道部	水道班	水道施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
教育部	教育班	学校施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	社会教育施設の復旧資機材の確保及び応急復旧に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティア、日赤奉仕団等との連絡調整に関すること。

第3 緊急使用のための資機材の調達(建設課)

- 1 災害応急対策に必要な資機材等の調達については、町その他の防災関係機関、団体等が相互

に協力する。なお、町は、あらかじめ次に示す関係団体と協定を締結し、防災用資機材の確保に努める。

また、必要に応じて民間等(町内・町外)への協力を要請する。

- (1) 水防関係(消防本部、土木事務所、漁業協同組合ほか)
 - (2) 土木建築関係(土木建築業者ほか)
 - (3) 水道関係(水道工事業者ほか)
 - (4) 危険物関係(消防本部、土木事務所、海上保安署、地方振興事務所水産漁港部、危険物取扱業者)
 - (5) 廃棄物関係(廃棄物処理施設保有団体)
 - (6) 下水道関係(下水道工事指定店ほか)
- 2 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

第4 労働者の確保(危機管理課・保健福祉課・産業振興課)

1 労働者の確保の手段

町の災害対策を実施する際に、必要な労働者の確保は、手段として次の措置を講ずる。

- (1) 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- (4) 従事命令等による労働者等の強制動員

2 労働者の雇用

- (1) 労働者の雇用は、原則として南三陸町職業紹介所を通して行う。地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は災害時相互応援協定締結市町村の長に対し、あっせんを依頼する。

労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- ア 労働者を雇用する目的
 - イ 作業内容
 - ウ 所要人員
 - エ 雇用を要する期間
 - オ 従事する地域
 - カ 輸送、宿泊等の方法
 - キ 労働者の賃金
- (2) 労働者の宿泊予定場所は、災害状況により、町内旅館、民宿等を定める。また、雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。
 - (3) 労働者の配分計画等
 - ア 労働食配分担当は、産業振興課とする。
 - イ 労働食配分方法
 - (ア) 各応急対策の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働力の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業振興課長に労働力供給の要請を行う。
 - (イ) 労働力供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

- (4) 実施状況報告
労働者を雇用したときは、人夫雇上の実施状況を知事に報告する。
- (5) 整備書類
 - ア 救助実施記録日計表
 - イ 人夫雇上げ台帳
 - ウ 人夫賃支払関係証拠書類

第5 応援派遣による技術者等の動員(危機管理課)

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合は、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続

指定公共機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続

町長が、知事に対し、指定行政機関・指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第6 従事命令等による応急措置の業務(危機管理課)

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により知事の権限の一部が町長に委任された場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令等

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために特に必要があると認めるときに行う。

(1) 応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

執行作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	県本部長
災害救助作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	
災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町本部長
		災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は 消防団員
	協力命令	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者
			水防団長又は 消防機関の長

(2) 従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。

作業区分	対象者
災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令）	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 カ 鉄道業者及びその従事者 キ 自動車運送事業者及びその従事者 ク 船舶運送業者及びその従事者 ケ 港湾運送事業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町の区域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他の関係者

(3) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者を業務に協力させることができる。

2 保管命令等

救助のため管理・使用・収容できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設・土地・家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認めるもの
- (3) 保管命令対象者
病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、又は物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者

第24節 公共土木施設等の応急対策

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	土木班	道路施設、河川管理施設等の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
物資部	物資調達班	漁港施設、海岸施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。 農林施設等の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
環境衛生部	環境衛生班	環境対策施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。
水道部	水道班	下水道施設の被害状況把握に関すること。 施設等の応急措置及び応急復旧に関すること。

第3 道路施設(建設課・産業振興課・国道維持出張所・地方振興事務所・土木事務所)

1 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路(町道・農道・林道・県道・国道等)が災害を受けた場合は障害物の除去及び応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、警察との連携による交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化及び道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行止めや地盤沈下による冠水対策などは、国及び県との情報の共有化に努め、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

5 道路管理者は、道路が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する交通規制等の情報を速

やかに道路利用者に提供する。

第4 海岸保全施設・漁港施設(建設課・産業振興課・地方振興事務所・土木事務所)

- 1 海岸管理者及び漁港管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により、施設の機能及び安全性等について、緊急点検を実施する。
- 2 海岸管理者は、海岸保全施設(町管理、県管理)、漁港施設(町管理、県管理)が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。また、二次災害防止に努める。
- 3 漁港管理者は、安全な航路等を確保するため、二次災害のおそれのある被災箇所については立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行い、危険防止の措置をとる。また、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命じる等必要な措置を講ずる。
- 4 町は、海岸管理者が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて団体、船舶等の協力を求める。
- 5 養殖筏繫留者、在港船舶等の管理者は、台風、高潮、津波、強風による被害拡大を阻止するため、必要な措置を講ずる。
- 6 町は、実施機関と速やかに協議、連絡の上、他の実施機関が行う海上輸送路の確保に協力する。

第5 河川管理施設等(建設課・土木事務所)

河川、ダム、ため池等の管理者（以下「河川管理者」という。）は、地震発生時には速やかに次の点検、応急復旧を実施する。

- 1 河川管理者等は、地震発生直後にパトロールにより緊急点検を実施するとともに、関係機関と相互に連携し、被災状況を把握する。
- 2 地震により河川等管理施設が被災した場合は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、状況を迅速かつ的確に把握し、被害の軽減措置を講ずるとともに、速やかに復旧工事を実施する。

第6 砂防、治山施設(建設課・土木事務所・地方振興事務所)

建設課、土木事務所、地方振興事務所農林振興部は、地震発生後に必要と認められる場合には、砂防施設、地すべり防止施設及び治山設備等について点検を実施し、破壊、損傷等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第7 農地、農業施設(建設課・産業振興課・地方振興事務所)

町その他の防災関係機関は、農地、農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

第8 廃棄物処理施設(環境対策課)

- 1 町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、県に対し必要な指導及び助言その他の支援を受ける。
- 3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分

地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止と、住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

- 1 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。
- 2 判定の実施に当たっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- 3 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、本編第3章 第13節の第3「建物等の被害調査」の定めにより実施する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

第1 目的

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は、相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

町は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	上下水道等施設の復旧対策に係る県本部長に対する応援要請に関すること。 各事業所に対する応援要請に関すること。 電気・ガス等施設の被害状況の把握に関すること。
水道部	水道班	水道施設の被害状況の把握に関すること。 水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。 下水道施設の被害状況の把握に関すること。 下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施に関すること。

第3 水道施設(上下水道事業所)

- 1 上下水道事業所は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄していた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

(1) 施設の点検

上下水道事業所は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに実施する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧、漏水、道路陥没等の状況及びその他地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ウ 次の管路等については、最優先に点検する。
 - (ア) 主要送配水管路
 - (イ) 貯水槽及びこれに至る管路
 - (ウ) 河川等の横断箇所
 - (エ) 医療機関に至る管路

(2) 応急措置

上下水道事業所は、二次災害の発生するおそれがある場合、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

イ 送水、配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等の協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。また、管路の被害による断水区域を最小限にとめるため、配水調整を行う。

ウ 給水装置

崩壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋にかかる給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(3) 復旧対策

ア 取水、導水施設等の復旧

取水、導水施設の復旧を最優先で行う。また、浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

イ 送・配水管路の復旧

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害場所の重要度及び浄水場、給水場の運用状況等を考慮して給水拡大のためにもっとも有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

また、復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要排水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	需要排水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設などを優先して実施する。

配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(4) 道路管理者等との連携

上下水道事業所は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

住民に対する広報は、復旧状況を主体として、防災行政無線、広報車等で行う。

2 町は、日本水道協会宮城県支部へ「災害時相互応援計画」に基づき、応急給水、応急復旧活動に必要な資機材及び技術者等について応援を要請する。

第4 下水道施設(上下水道事業所)

上下水道事業所は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

上下水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

上下水道事業所は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

(1) 応急措置

ア 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて緊急措置を実施する。

イ 工事中の箇所については、請負業者の被害を最小限に止めるよう指導監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせる。

ウ 上下水道事業所は、中継ポンプ施設、処理場において、停電によりポンプ機能が停止した場合、非常用発電機によりポンプ運転を行い、配水不能の事態が起こらないよう対処する。

(2) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順位については、処理場、中継ポンプ施設、主線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・中継ポンプ施設

処理場・中継ポンプ施設において、停電が発生した場合は、非常用発電機、直結ポンプ等により配水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(3) 災害広報

住民に対する広報は、復旧状況を主体として、防災行政無線、広報車等で行う。

3 応援要請

町は、北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議へ、応急復旧活動に必要な資機材及び技術者等について応援を要請する。

第5 電力施設(東北電力(株)気仙沼営業所)

東北電力(株)気仙沼営業所は、大規模地震による停電が発生した場合は、町に対し速やかに停電地区及び戸数を報告するとともに、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を実施する。

町は、必要に応じて、東北電力(株)が実施する応急対策等に協力する。

1 実施責任者

(1) 町域内における電力施設の応急対策は、東北電力(株)気仙沼営業所が行う。

(2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力(株)気仙沼営業所長に応急措置を要請

するとともに、その実施に協力する。

2 応急措置の要領

電力施設の災害時における活動体制、応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力(株)の実施計画の定めによる。

第6 ガス施設（(一社)宮城県L Pガス協会・三陸支部）

液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が生じないように、次の対策を講ずる。

町は、必要に応じて、事業者が実施する対策等に協力する。

1 応急措置と応援要請

地震発生時には、直ちに情報の収集を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県L Pガス協会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合に連絡する。

2 緊急点検

供給全戸を訪問し、各設備の緊急点検等を行うとともに、配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒等の被害状況の把握に努める。

3 情報提供

被災の状況、復旧の現状と見通し等について、町災対本部に報告を行うとともに、付近住民に周知する。

4 応急措置の要領

液化石油ガス施設の災害時における活動体制、応急復旧、その他液化石油ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(一社)宮城県L Pガス協会の実施計画の定めによる。

第7 電信・電話施設(東日本電信電話(株)宮城支店)

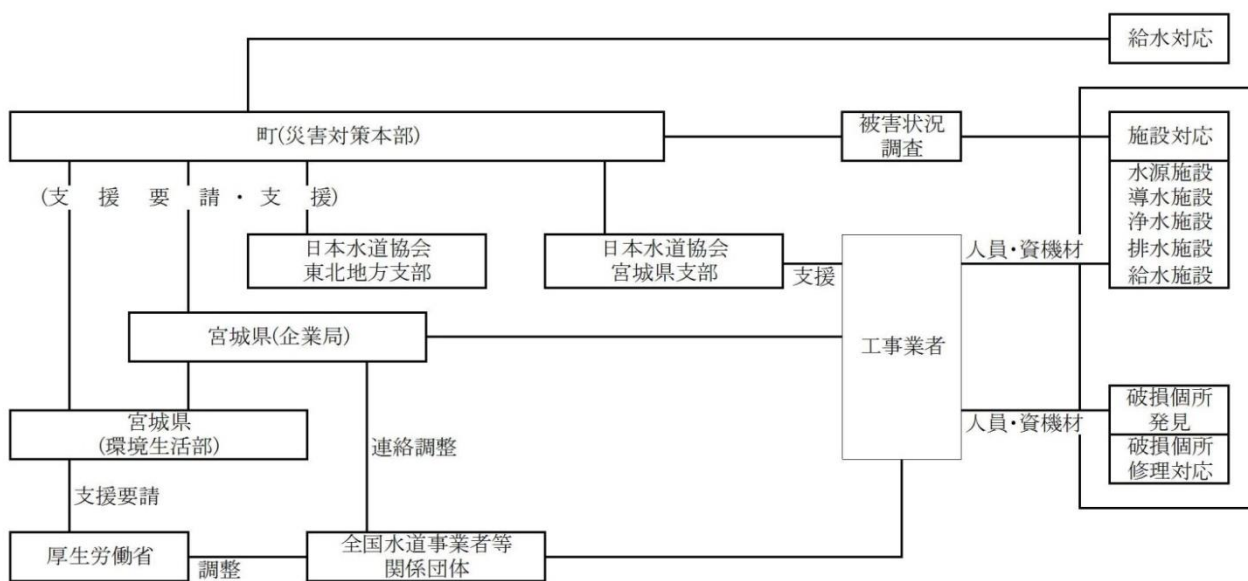
東日本電信電話(株)宮城支店は、通信設備が被災した場合は、町に対し速やかに不通地区及び戸数を報告するとともに、速やかに復旧対策を実施する。

町は、必要に応じて、東日本電信電話(株)宮城支店が実施する対策等に協力をする。

- 1 東日本電信電話(株)宮城支店は、通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を実施する。

2 応急措置の要領

通信設備の災害時における活動体制及び応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、東日本電信電話(株)宮城支店の実施計画の定めによる。



上水道施設応急復旧

第26節 危険物施設等の安全確保

第1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	危険物施設の被害状況の把握に関すること。 災害の発生又は拡大防止のための応急措置に関すること。
総務部	総務班 情報発信班	地域住民に対する危険物災害発生 of 広報に関すること。 危険物施設災害の住民への広報に関すること。
物資部	物資調達班	危険物流失時の水産関係団体との連携・除去に関すること。
建設部	土木班	危険物流失時の道路、河川管理及び除去に関すること。
水道部	水道班	危険物流失時の下水道管理及び除去に関すること。

第3 住民への広報（総務課）

町、県及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を町民への的確に伝える。

また、危険物処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、町民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第4 危険物施設（危機管理課・消防本部・海上保安署）

1 陸上における応急対策

町内には、ガソリン等の危険物貯蔵所などがあり、震災時においては振動及び火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、町、県及び消防機関は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

また、石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を講ずる。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破損等に伴う流出等による広域拡散の防止と応急対策を講ずる。
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防

災関係機関との連携活動に努める。

2 海上における応急対策（気仙沼海上保安署）

町及び気仙沼海上保安署は、危険物の保安について、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、若しくは航行制限又は禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第5 高圧ガス施設(危機管理課・消防本部・地方振興事務所)

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 町及び県は、地震の規模・態様・付近の地形・ガスの種類・気象条件を考慮し、消防機関、高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置を行う。

第6 毒物・劇物貯蔵施設(危機管理課・消防本部・保健福祉事務所)

- 1 地震時において、毒物・劇物貯蔵施設の管理者は貯蔵状態の異常の有無を確認する。
- 2 町及び県、警察署等関係機関は、毒物及び劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、施設の管理者に対し、必要な指導助言を行う。
- 3 毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。
- 4 災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

第27節 農林水産業の応急対策

第1 目的

大規模地震により農業生産基盤、林道、治山施設、養殖施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため町は、県及び各関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な応急対策を実施する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	農業災害、林業被害、水産被害に係る応急対策に関すること。 関係機関への協力要請に関すること。

第3 農業(産業振興課・地方振興事務所・農業協同組合)

1 活動体制

- (1) 町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて冷干害災害対策本部及び農作物病虫害防除対策本部を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。
- (2) 冷干害対策本部活動要領及び農作物病虫害防除対策本部活動要領は、別に定める。
- (3) 技術指導の実施
 - ア 町は、知事及び関係機関、団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行う。
 - イ 応急対策技術の指導は、各関係機関、団体により指導班を編成し、援助に当たる。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 農業用施設対策

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- (2) 大規模地震等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4 営農用資機材の確保

- (1) 営農機材

町は、必要に応じ、農業協同組合及び生産集団等が保有する農業機械について相互調整し、確保又は購入あっせんを行う。

(2) 営農等資材

町は、水稻、野菜種、麦等の種子について、播種可能な期間中に供給できるように、県及び近隣市町村等に確保要請を行った上で、購入あっせん等を行う。肥料、農薬及び飼料等についても、必要に応じ購入のあっせん等を行う。

5 応急技術対策

町は、必要な営農資機材の確保を図るとともに、地方振興事務所の指導を得て、農業協同組合等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

(1) 農作物

ア 水稻

(ア) 用排水路、けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水の確保を図る。

(イ) 軟弱地盤地帯での稲の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水による冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植直し、土砂の撤去を行う。

イ 畑作物（野菜類）

(ア) ほ場の復元に努める。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当てを行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では、樹勢の維持回復に努めるとともに、木が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ 施設園芸

(ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し、保温に努める。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

(ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

(エ) 給水源を確保する。

(2) 畜産

ア 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を避難させる。

(ア) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

(イ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ 倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止対策を行うなど、飼料の確保に努める。

ウ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

エ 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップ等の電源を確保する。

オ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保及び排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

カ 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

キ 飼料運搬車の運行路を確保する。

第4 林業(産業振興課・地方振興事務所・森林組合)

1 活動体制

町は、林業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、林業等生産の安定を期すため、必要に応じ、「農林業災害対策本部」を設置し、森林組合等関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。

2 応急対策

- (1) 町は、地震による林業被害について森林組合等関係機関の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、地方振興事務所に報告する。
- (2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。また、必要に応じ、森林組合等関係機関と調整協力の上、補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。
- (3) 森林病虫害防除の実施は、巡視員、監視員及び森林組合と協議し、速やかに防除作業を実施する。

第5 水産業(産業振興課・地方振興事務所・漁業協同組合)

1 活動体制の確立

町は、関係機関団体等と協議し、必要に応じ、高潮災害対策本部及び異常水温災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

2 技術指導の実施

- (1) 町長は、県の関係出先機関及び関係団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行う。
- (2) 応急対策技術の指導は、各関係機関、団体により指導班を編成し、技術援助に当たるものとし、水産養殖物等の災害に対する具体的技術指導について漁海況連絡速報及びホタテ・カキ・わかめ養殖通報を通じ、その周知徹底を図る。

3 採苗及び資機材の確保

- (1) 採苗
ホタテ・カキ・ワカメ等の採苗については、町は、各漁業協同組合と連絡を密にして、必要数量の確保を図るとともに、必要に応じ適切な対策を講ずる。
- (2) 資機材の整備及び確保
町は、養殖用資機材の整備を図るよう関係機関、団体を通じ指導するとともに、災害時において必要である場合、補修資機材の購入あっせんを行う。

4 漁船及び海上施設

- (1) 漁船及び海上施設の係留強化について、気仙沼海上保安署に連絡して、その指示に従い適切な措置を講ずる。
- (2) 災害により、流動、沈没、破損した施設の収集、補修整備は漁業協同組合長の指揮により、作業が可能になったとき、直ちに実施する。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

第1 目的

地震等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
各部	各班	二次災害防止に関すること。
物資部	物資調達班	風評被害等の軽減に関すること。
総括部	総括班	複合災害防止に関すること。

第3 二次災害の防止活動

1 県及び町又は事業者の対応

町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施する。これらの被害状況等の把握や応急復旧においては、二次災害の防止に努める。

- (1) 町職員、消防職員・消防団員等、水防団員、警察官、自衛隊員など、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保や二次災害被災防止に努める。
- (2) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、二次災害被災防止に努める。
- (3) 水道事業者（上下水道事業所）は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生等、水道施設の使用の注意を広報して二次災害防止に努める。
- (4) 下水道事業所は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染等、下水道施設の使用の抑制などの注意を広報し、二次災害防止に努める。
- (5) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生等、復旧時の使用に向けて注意を広報し、二次災害防止に努める。
- (6) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けての道路応急対策においては、交通規制や道路使用の制限に向けて注意を広報し、二次災害防止に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講ずる。特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

県及び町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、動態観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。また、町は、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は、共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施し、周知する。

4 高潮・高浪・波浪

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて応急工事を実施する。

5 爆発危険物等

原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

6 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

7 余震・誘発地震

町及び県又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等の二次災害に備え、特に復旧作業中などの場合、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第4 風評被害等の軽減対策

- 1 町及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 町及び県は、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や、各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第5 複合災害軽減対策

町その他の防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し、対策の実施に努める。

- 1 町は、複合災害が発生した場合において、町災対本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 2 町は、複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- 3 県、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

- 4 複合災害時において、県、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

第29節 応急公用負担等の実施

第1 目的

大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、更には区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	応急公用負担の実施に関すること。

第3 応急公用負担等の権限(危機管理課・消防本部・地方振興事務所・警察署・海上保安署)

1 町長

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 町の区域内の私有地、建物その他の工作物を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、又は収用すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となる物の除去、その他必要な措置
- (3) 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は海上保安官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官、海上保安官は町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令若しくは協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本節第3の1に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

5 消防職員・消防団員等

(1) 消防職員、消防団員

ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

ウ 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使（水防管理者又は消防機関の長が行う）。

(2) 消防長、消防署長

ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ (1)のイ及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

(3) 水防管理者及び消防機関の長

ア 当該水防管理団体の区域内に居住するもの又は水防の現場にある者を水防に従事させること。

イ 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資機材を使用し、若しくは収容し、車そのほかの運搬具等を使用し、又はそのほかの障害物を処分すること。

第4 公用令書の交付(危機管理課・消防本部・地方振興事務所・警察署・海上保安署)

1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、知事、市町村長又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

2 公用令書に次の事項を記載しなければならない。

(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該処分の根拠となった法律の規定

ア 従事命令にあつては、従事すべき業務、場所及び期間

イ 保管命令にあつては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

ウ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

第5 手続

1 町長は、人的公用負担を、相手方に口頭で指示する。

2 町長は、物的公用負担を、次により行う。

(1) 工作物等の使用、収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建

物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する南三陸警察署に掲示し、通知に代える。

(2) 工作物等の障害物の撤去

ア 町長、警察官又は海上保安官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長、警察署長又は海上保安署長は適正な方法で保管する。

イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

ウ 保管した工作物等が滅失又は破損又は保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に、海上保安庁が保管する工作物等は国に帰属する。

第6 事前措置計画(危機管理課、警察署、海上保安署)

事前措置計画は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件に対する措置について定め、災害の拡大を防止することを目的とする。

- 1 町長は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示できる。
- 2 南三陸警察署長又は気仙沼海上保安署長は、町長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第7 損失補償及び損害補償等

- 1 町及び県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。
- 2 町及び県は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 3 町及び県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者若しくはその者の遺族又は被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第30節 ボランティア活動

第1 目的

町は、大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、南三陸町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつけるボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	情報発信班	災害ボランティアセンターへの情報の提供に関すること。
保健福祉部	保健福祉班	ボランティアの受入窓口に関すること。 ボランティア活動に係る町社協との連絡調整に関すること。
各部	各班	専門ボランティアの受入に関すること。

第3 ボランティア受付窓口の設置(社会福祉協議会・保健福祉課)

1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) ボランティアの受入調整組織としては、南三陸町社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階にボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

なお、ボランティアの受入に際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

- (2) 町は、ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- ア 町災害ボランティアセンターの設置場所の提供
- イ 町災害ボランティアセンターの設置及び運営にかかる経費の助成
- ウ 職員の派遣
- エ 被災状況についての情報提供
- オ その他必要な事項

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に入る日本赤十字社ボランティア及びボランティア関

係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

(1) 炊き出し	(12) 話し相手
(2) 給水活動	(13) 引っ越し
(3) 清掃	(14) 物資仕分け
(4) 後片付け	(15) 洗濯サービス
(5) 安否確認、調査活動	(16) シート張り
(6) 入浴サービス	(17) 傷病者の移送
(7) 募金活動	(18) 物資搬送
(8) 介助	(19) 移送サービス
(9) 避難所の運営	(20) その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動
(10) 給食サービス	
(11) 理容サービス	

第4 ボランティアニーズの把握(危機管理課・保健福祉課)

- 1 町は災害発生時に県と密接な連絡を取り、ボランティアの派遣を希望する場所、人員職種等の把握に努め、この情報について県災害ボランティアセンター及び日本赤十字社宮城県支部南三陸町区分並びに地域ボランティア団体等に速やかに連絡する。
- 2 町は、地域の実情にあったボランティア活動ができるよう町災害ボランティアセンターに対して、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。

第5 専門ボランティア

関係する組織からの申込の受付については、町及び部局等で対応し、相互に連絡調整を行う。主な種類は次のとおりである。

主 な 受 入 項 目	担 当 課
1 救護所等での医療・看護・保健予防	保健福祉部 保健福祉課
2 被災建築物の応急危険度判定	建設部 建設課
3 被災宅地の危険度判定	建設部 建設課
4 砂防関係施設診断	建設部 建設課
5 外国人のための通訳	物資部 産業振興課
6 被災者への心のケア	保健福祉部 保健福祉課
7 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部 保健福祉課
8 アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部 総務課
9 その他専門的知識が必要な業務	各部 各課

第6 NPO/NGOとの連携

町は、ボランティアの受入体制づくりを、県社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第31節 海外からの支援の受入

第1 目的

町は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	関係機関との協力体制の連絡調整に関すること。

第3 海外からの救援活動の受入

町は、海外からの救援活動等の支援について、以下の情報を収集して県に報告し、受入等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第4 救援内容の確認

海外から救援隊派遣や救援物資の提供の申出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入方法
- (3) 案内・通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

第5 関係機関との協力体制

海外からの救援隊派遣や救援物資の受入について、警察、消防及び自衛隊並びに航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

第1 目的

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。

そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活を回復するため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震に強いまちを構築していく。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等(企画課)

1 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し、基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び避難行動要支援者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第3 災害復旧計画(企画課)

1 基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因・被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

- | | |
|--------------|-------|
| ア 河川 | ク 道路 |
| イ 海岸 | ケ 港湾 |
| ウ 砂防設備 | コ 漁港 |
| エ 林地荒廃防止施設 | サ 下水道 |
| カ 地すべり防止施設 | シ 公園 |
| キ 急傾斜地崩壊防止施設 | |

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))
- (3) 都市災害復旧事業計画
(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)
- (4) 水道施設及び清掃施設等災害復旧事業計画
(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
(公営住宅法(昭和26年法律第193号))
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 町その他の防災関係機関は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。
- (2) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

また、関係行政機関、被災町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助を受けるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第87号)
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

第4 災害復興計画(企画課)

災害復旧は災害を受けた施設をほぼ従前の機能・状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、市街地構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

この災害復興事業をできるだけ早く、効率的かつ効果的に実施するため、町及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の策定

- (1) 町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。県において復興計画の策定がされている場合にあつては、連携をとりつつ整合を図りながら策定することとする。
- (2) 策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に市街地構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (3) 地域全体での合意形成
町及び県は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

2 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町は、国その他の防災関係機関と密接な連携を図るとともに、必要な職員の配備並びに職員の応援及び派遣等について必要な措置を講ずる。

第5 災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的かつ弾力な推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

第1 目的

町は、国、県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	生活保護世帯への支援に関すること。 災害義援金の支給に関すること。 り災証明の発行に関すること。 生活福祉資金の貸付の相談に関すること。 一般住宅復興資金の相談に関すること。 災害弔慰金等の支給に関すること。 保育料等の減免に関すること。
避難所運営部	避難所運営班	税負担等の軽減に関すること。
教育部	教育班	授業料等の減免に関すること。
水道部	水道班	下水道使用料の減免に関すること。

第3 り災証明の発行(保健福祉課)

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定やり災証明交付の体制を確立して、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町域における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県域における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が

発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。

2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として(財)都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6 支援金支給手続

被災世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、市町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(財)都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずるよう努める。

第5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進にも努める。

第6 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の災害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3 生活福祉資金

町社会福祉協議会は、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること。
- (2) 資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

災害を受けたことにより臨時に必要な経費

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金の確保

町は、必要に応じ県が行う下記相談窓口と協調し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。(県は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。)

第7 生活保護

町社会福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費、家具什器費、教育費及び住宅維持費等を支給する。

第8 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年南三陸町条例第99号)」に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する(弔慰金・見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。)

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金	対象災害	自然災害	ア 住家が5世帯以上滅失した災害 イ 災害救助法が適用された災害 ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
	支給額	ア 生計維持者	500万円
		イ その他の者	250万円
遺族の範囲		配属者、子、父母、孫、祖父母	

2 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	1に同じ	
	支給額	ア 生計維持者	250万円
災害障害見舞金の程度	障害の程度	イ その他の者	125万円
		ア 両眼が失明したもの	
		イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの	
		ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
		エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
		オ 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
		カ 両上肢の用を全廃したもの	
		キ 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
		ク 両下肢の用を全廃したもの	
		ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第9 税負担等の軽減(町民税務課・保健福祉課)

町は、必要に応じ、地方税の納税期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

- (1) 災害により障害者となったとき9/10を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額

が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
ア 500万円以下	1/2	10/10
イ 500万円超	1/4	1/2
ウ 750万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険の一部負担金の減免

- (1) 町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。
- (2) 県は、町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を行う。

4 就学援助(教育総務課・南三陸教育事務所)

- (1) 町は、被災した児童・生徒に係る給食費、学用品等について就学援助による助成を南三陸教育事務所に要請する。
- (2) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- (3) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

5 下水道使用料の減免(上下水道事業所)

町は、被災者に対して、条例の定めるところにより下水道使用料の減免を行う。

- (1) 南三陸町下水道条例
- (2) 南三陸町漁業集落配水処理施設条例

第10 応急金融対策

1 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、各種輸送、通信手段の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行うよう要請する。

第11 雇用対策

町は、被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、公共職業安定所と連絡協力して求人のあることに努める。

第12 相談窓口の設置

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町と避難先の地

方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める

第3節 住宅復旧支援

第1 目的

町は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
建設部	住宅班	住宅情報に係る相談窓口に関すること。 災害公営住宅の建設等に関すること。
総務部		防災集団移転促進事業に関すること。

第3 一般住宅復興資金の確保(建設課)

町は、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

県は、住宅金融公庫と締結した「災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定」に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口を、町と協力して設置する。併せて、地元金融機関等の協力を求める。

第4 住宅の建設等(建設課)

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の確保等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設し、若しくは買い取り、又は被災者へ転貸するために借り上げる。

なお、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導を得て実施する。

2 公営住宅の空き家(部屋)の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家(部屋)を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

また、災害の状況に応じて、県内外の公営住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入を要請する。

第5 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、町民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

町(例外として、市町村の申出により当該事業の一部を県が実施することができる。)

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：3/4)

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画等の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興の支援

第1 目的

町は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2 実施機関及び担当業務

町災对本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
物資部	物資調達班	被災中小企業者に対するの資金融資相談に関する事。 被災農林業者に対するの資金融資相談に関する事。 被災水産業者に対するの資金融資相談に関する事。

第3 中小企業金融対策(産業振興課・地方振興事務所・商工会)

- 1 町は、県と協議し、被災した中小企業に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会・金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。
- 2 町は県と連携して、町域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 3 町は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

第4 農林漁業金融対策(産業振興課・地方振興事務所・農協・漁協)

町は、県と協議して、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講ずるとともに、被害が甚大な場合は、日本政策金融公庫資金(農林水産分野)による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第5 相談窓口の設置

県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

第1 目的

町民生活や産業活動の早期回復を図るため、町及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティ復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部 建設部 物資部 環境衛生部		防災まちづくりに関すること。

第3 防災まちづくり

- 1 町は、災害防止により快適な環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で、町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。
また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の同意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と町機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設、及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
この際、公園等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用や臨時ヘリポートとしての活用などの防災の観点だけでなく、地域の保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであることを十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 4 既存不適格建築物については、防災と快適環境の観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

- 6 町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第4 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路・鉄道・港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

海岸・砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入、配分

第1 目的

大規模地震災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
保健福祉部	保健福祉班	義援金の受入、配分に関すること。

第3 受入(保健福祉課)

1 窓口の決定

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 受入及び管理

町に直接義援金が贈られた場合、町は、その義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第4 配分(保健福祉課・出納室)

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体の代表者等からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」（以下「県義援金配分委員会」とする。）を設置し、義援金の配分について協議、決定する。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

2 配分

県義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな市町村への配分を行う。

町は、義援金の被災者に対する交付を行う。なお、義援金の用途については、義援金募集及び配分の事務やボランティア活動に要する経費などの用途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、町民の理解が得られるよう努める。

第7節 激甚災害の指定

第1 目的

町域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総務部	総務班	激甚災害指定に関すること。

第3 激甚災害の調査

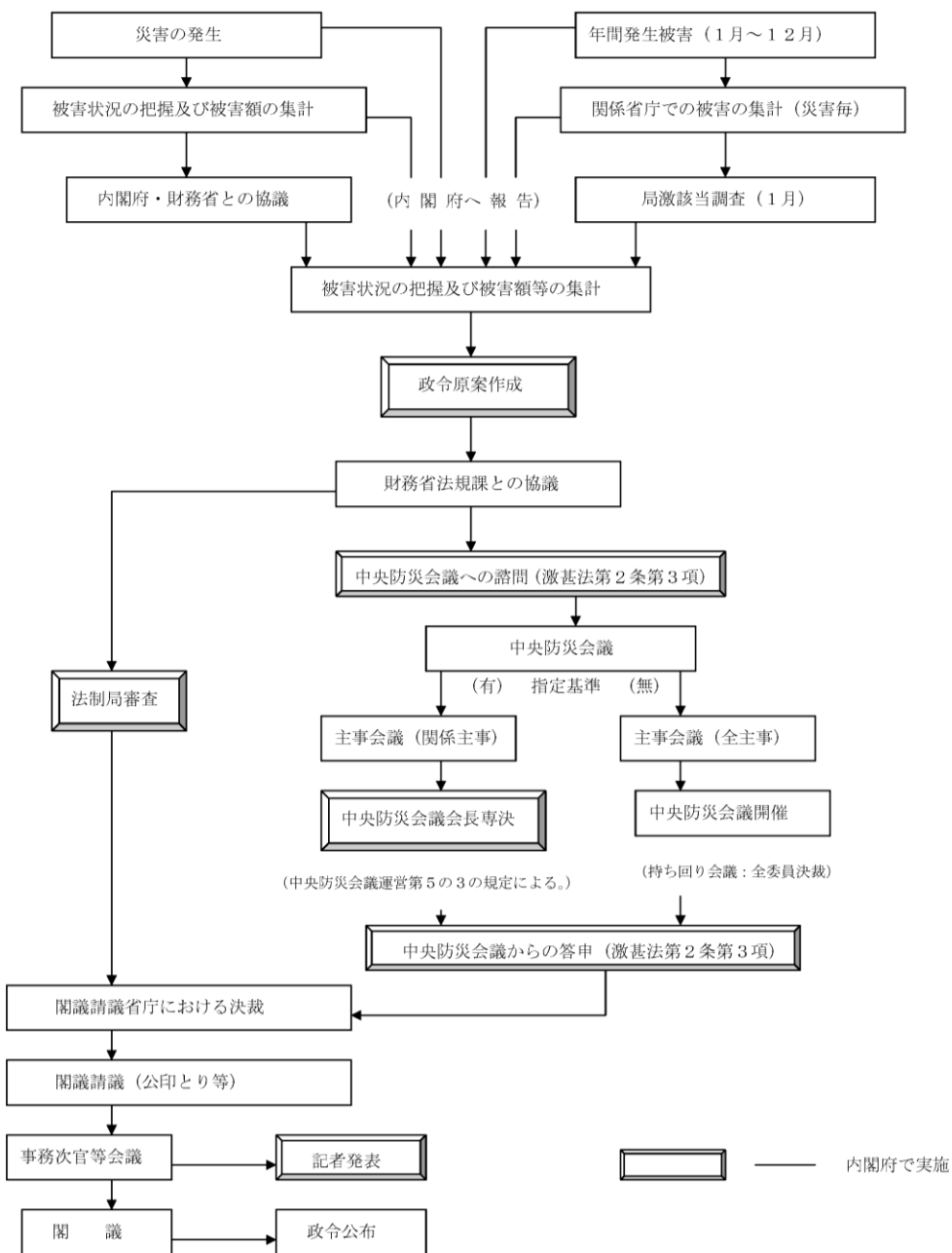
町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第4 激甚災害指定の手続(危機管理課)

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続をとる。

<激甚災害（本激）>

<局地激甚災害（局激）>



（注） 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

激甚災害指定事務手続

第5 特別財政援助の交付(申請)手続(総務課)

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金等を受けるための手続を行う。

第6 激甚災害指定基準(危機管理課)**1 激甚災害(本激)指定基準**

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)
 - ※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)
 - エ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助(法第10条)
 - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条)
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例(法第13条)
 - ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(法第15条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
 - ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
 - エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

2 局地激甚災害(局激)指定基準

局地激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- (5) 中小企業に関する特別の助成(法第12条、第13条、第15条)
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

第8節 災害対応の検証

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組が、町民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に資すると考えられる。

そのため、過去の災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 実施機関及び担当業務

町災対本部の担当業務は、次のとおりとする。

担当部	担当班	担当業務
総括部	総括班	災害対応の検証、記録保存に関すること。

第3 検証の実施

町その他の防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

第4 検証体制

町その他の防災関係機関は、町災対本部のほか、災害の規模等に応じ、横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第5 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 町災対本部(各部局等)
- 2 町民
- 3 自主防災組織

第6 検証手法

町その他の防災関係機関は、検証対象の主体に対するヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第7 検証結果の防災対策への反映

町その他の防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等として取りまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々な生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、災害時の被害を最小化するため備えておくよう努める。

第8 災害教訓の伝承

町その他の防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、更に検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する。

また、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。